

翻 訳

『ノヴゴロド第一年代記（新編集版）』 翻訳と注釈 (3)

中 沢 敦 夫

富山大学人文科学研究第 78 号抜刷

2023年3月

翻 訳

『ノヴゴロド第一年代記（新編集版）』翻訳と注釈(3)

中 沢 敦 夫

【ノヴゴロドからキエフへの貢税支払いをめぐるウラジーミルとヤロスラフ父子の確執】

[№ 125]

[168] 6522 (1014) 年

ヤロスラフ [13] はノヴゴロドに住んでおり¹⁾、キエフに対して貢税を²⁾、税額 (уроком) で 2000 グリヴナを毎年納めていたとき、1000 [グリヴナ] は³⁾、ノヴゴロドにおいて、平従士たち⁴⁾ に (гридемь) 分け与えられていた。ノヴゴロドのすべての諸公は⁵⁾ このように納めてきたが、ヤ

1) 底本 *Км* Ярославу же живущу だが、*Ак, Бр, Ин, Лвр, НК1* Ярославу же сушу; *Тр* Ярославу же。異読の傾向から見て、*Км* が固有読みで、*Ак* 等の読みが本来の読みだろう。

2) дань (貢税) は *Км* だけの読みで、*Км* 系統の写本伝播段階での挿入による固有な読み。他の写本にこの語はない。

ノヴゴロドが周辺の諸部族から徴収した貢税の中から、キエフに毎年税を支払っていたことについては、*Н1-М* [№ 14] の記事で、イーゴリ [02] が「ノヴゴロドからは、平和のために (мира дѣля), 一年あたり 300 グリヴナ [の貢税を定めたが], それは [今は] 納められていない」という記述がある。この時は、イーゴリがノヴゴロドに派遣した息子スヴァトスラフ [03] ([ノヴゴロド第一年代記 (1): 144 頁, 注 133]) が代官としてこの税をキエフに納めていたと考えられ、その後歴代のノヴゴロド公・代官も納めていた (下注 6 参照)。*ПВЛ* 882 年の並行記事では、税を定めた主語はオレーグになっているが、「かれはスロヴェネ人, クリヴィチ人, メリャ人に対して, ヴァリャーグ人 [おそらく次のノヴゴロド人のことを指している] に対して貢税を納めるよう定めた。ノヴゴロドからは、平和のために、一年あたり 300 グリヴナ [を定め], それはヤロスラフ [13] の死 (1054 年) までは、ヴァリャーグ人に対して納められていた (еже до смерти Ярославлѣ даяше варягом)」とあることから、ヤロスラフの息子でノヴゴロド公だったウラジーミル [A] (1052 年没) のノヴゴロド公座在位のときまでは、この「平和のため」の税の支払いは続いていたと考えられる。

3) 「平和のため」の税 (前注) が、イーゴリ [02] の治世 (10 世紀前半) には 300 グリヴナであったものが、70 ~ 80 年後の 1014 年には、2000 グリヴナと大きく異なっている (増えている)。

4) 「平従士たち」(гриди) は、ここではヤロスラフの従士 (дружина) の主要部分を構成する集団で、かれ自身が養わなければならなかった。なお、ヤロスラフに仕える貴族 (бояре) たちは、おそらく独立的に自らと配下の従士を養う手段を持っていたと考えられる ([ノヴゴロド第一年代記 (2): 262 頁, 注 820] を参照)。

5) *Н1-М* のすべての写本で князи だが、*Ин, Лвр, НК1* は посадници になっている。これは、キエフ的観点から書かれた元のテキスト (*КНС*) の посадници を、*Н1-М* の編者が、ノヴゴロドの観点 (ノヴゴロドには歴代キエフ公の князь である息子たちが据えられており、これはノヴゴロド的な посадници とは異なる) から князи に書き改めたと考えられる。

ロスラフ [13] はこれをキエフに、自分の父〔ウラジーミル [06]〕に納めていなかった⁶⁾。

そこでウラジーミル [06] は言った。「道を整え、舗道を敷け⁷⁾」。自分の子ヤロスラフ [13] を攻めるべく進軍しようと思っていたからである⁸⁾。しかしかれは突然⁹⁾ 病気になった。

【ウラジーミル公の死】 [№ 126]

6523(1015)年

ウラジーミル [06] は、ヤロスラフ [13] を攻めるべく兵を進めようとしていると、ヤロスラフ [13] は、海の向こうに使者を送り、ヴァリャグ人を連れて来た¹⁰⁾。自分の父を恐れたのである¹¹⁾。

しかし、神は悪魔 (диавол) に喜びを与えなかった¹²⁾。ウラジーミル [06] が病気になったとき

6) この段落は文意があまり明瞭ではないが、ヤロスラフ [13] は、周辺諸部族から徴収した貢税（総額 3000 グリヴナ）から、自分の従士の養いのために 1000 グリヴナを取ったうえで、歴代のノヴゴロド公・代官（スヴァトスラフ [03]、ウラジーミル [06]、ドブリニャ、ヴィシエスラフ [09]）の慣行に従って、2000 グリヴナを「平和のために」（上注 2）キエフに支払っていた。ところが、ウラジーミルが亡くなる直前の時期に、そのキエフへの支払い止めた（*Км* はインパーフェクト形だが、*Ип* では Ярослав поча сего не даяти とアオリスト形が使われており、後者を採るべきだろう）と解釈するのがもっとも妥当だろう。

支払いを止めた理由については、状況的に見ると、ウラジーミルがキエフ公の後継者候補としてボリス [14] をロストフから呼び寄せ、付属都市ヴィシエゴロドに据えたと仮定すれば（下注 14 参照）、これによってキエフの公座に就く可能性を絶たれたヤロスラフが、ノヴゴロドを独立的に支配する動きに出たと考えることができるのではないか。

7) 「道を整え、舗道を敷け」（*требите путь и мосты мостите*）の表現は他に用例が見当たらないが、軍事儀礼的の定型表現で、輜重車を要するような大規模な遠征を宣言する象徴的表現なのだろう。*мосты мостите* は川や沼地に橋や敷き板を敷設する意味であることから、あるいは沼地が多いノヴゴロド地方への進軍という具体的な状況が念頭に置かれているのかもしれない。

8) ノヴゴロド公・代官からキエフ公へ毎年支払われてきたのは「平和のため」（*мира дѣля*）の税だった（上注 2）。その支払いが止まると、すぐに戦争（*рать*）が始まったのは、税の具体的な実態が不明であるにせよ、論理的には整合している。

9) この *абис*（突然）は *Км* だけの読みで、*Км* 系統の写本伝播段階での挿入による。

10) この「ヴァリャグ人」（*варягы*）は、ウラジーミル [06] が、ヴァリャグ人傭兵を率いて兄のヤロボルク [05] を打ち破ってキエフの公座を奪取した [№ 67, 71, 73] と同じ戦略を、息子のヤロスラフ [13] も採用したと考えられる。

11) 「自分の父を恐れる」（*бояся отца своего*）は、以下の節 [№ 132] では「戦争を恐れる」（*бояся рати*）（下注 113）という表現で繰り返されている。

12) 人の罪（殺害）の行いを見て「悪魔 (диавол) が喜ぶ (радоватися)」というモチーフは、ヴァリャグ人キリスト教の殉教 [№ 83] 及びカインによる弟アベル殺害 [№ 90] のエピソードのなかにもある。この一文はおそらく後代の挿入によるもので、解釈が難しいが、父と息子が殺しあうようなことを、挿入者は大きな罪と考えて、ウラジーミルの死によってそのようなことが起こらなかったと言いたいのではないか。

に、かれらのもと¹³⁾にはボリス [14] がいた¹⁴⁾。ペチェネグ人がルーシに向かって兵を進めたので、〔ウラジーミルは〕かれらに対抗すべくボリス [14] を派遣した。自分がひどく病んでいたからである。

かれ〔ウラジーミル〕はその病気によって、[169] 7月15日に亡くなった¹⁵⁾。

かれはベレストヴォ¹⁶⁾で(на Берествомъ)死に、かれの死は隠された。スヴァトポルク [07] がキエフにいたからである。

夜中に部屋の間の床(помост)に穴をあけ、〔遺体を〕絨毯と網で包むと、かれ〔遺体〕を地面に吊り降ろした¹⁷⁾。それから、かれを櫓に乗せて運び、かれ自身が建てた聖母教会¹⁸⁾に安置した。民衆はこのことを知って、数知れず集まり、かれを悼んで泣いた。貴族たちはかれらの地の守護者(заступник земли их)として、貧しい者たちは守護者として養い主(кормитель)として〔悼んで泣いた〕。

13) 底本 *Км у нихъ* (かれらのもと) だが、*Ак, Бр, Тр, Ин, Лвр, НК1* では *у него* (かれのもと) となっている。異読の傾向から見ても、後者が本来の読みであり、「かれのもと」は「父ウラジーミルのもと」と解釈すべきだろう。

14) ボリス [14] は、988年記事[№104]ではロストフに座したとあるが、以下の事件の展開(スヴァトポルクが密かにヴィシエゴロド貴族に殺害の工作をする、殺されたボリスの遺骸は密かにヴィシエゴロドに運ばれ安置される)から推察すると、このときキエフの附属城市ヴィシエゴロドに座していたと考えられる。その傍証として、『原初年代記』のいわゆる第3版1117年の項に、ウラジーミル・モノマフ [D1] が晩年に、ノヴゴロド公だった息子ムスチスラフ [D11] を呼び寄せてキエフの附属都市ベルゴロドに据えて、ウラジーミル [D1] の死後(1125年)、ムスチスラフがそのままキエフ公に就いたという事例がある[イパーチイ年代記(1):注115, 116]。その約100年前にも、ウラジーミル [06] は自分の死(当時60歳ほどだった)にともなう息子たちの権力争いを未然に防ぐために、ボリスをロストフから呼び寄せて、キエフ近郊のヴィシエゴロドに据えた可能性がある。

15) ウラジーミル死没の日付については、『ウラジーミル伝』の *шестая распространенная редакция Обычного жития* の *третий вид* のテキストに、*в той болезни преставися и къ Богу отиде мѣсяца нуля въ 15 день на память святыхъ муче-никъ Кирика и матере его Оулиты*.[Шахматов 2014: С. 313]の文言があり、聖人祝祭日とともに7月15日の日付を確認することができる。

16) ベレストヴォ(Берестово) (*Км на Берестовомъ; Ак, Бр на Берестовъ*) はキエフ郊外のウラジーミル公の居館があった村の名前。[ノヴゴロド第一年代記(1):205頁, 注467]を参照。

17) これは、ウラジーミル公が亡くなったベレストヴォの居館の上階から遺体を運び出す様子を描写したものと考えられる。

18) 「聖母教会」について、「ウラジーミルが建てた」(*у святѣи Богородици, юже бѣ самъ создал*)の表現は、[№82, 113]にも見ることができる。

かれは大理石の棺に納められ¹⁹⁾、かれの遺体を大いに²⁰⁾泣きながら布で巻いた²¹⁾。

【ウラジーミル公への讃詞】 [№ 127]

これは至福の公ウラジーミル [06] にして、自らが洗礼を受け、自分の民を洗礼した、新たな大ローマのコンスタンティノス²²⁾ (Костянтинь) である。この方は、かれ〔コンスタンティノス〕と同じことを行った。以前には、異教の中にあつていまわしい情欲を望んではいたが、後には、熱心に悔い改めをなした。それは、使徒がこう伝えているとおりにある。「罪が増したところには、恵みはなおいっそう満ちあふれました²³⁾」。

以前に〔誰かが〕無知の中にあつたとき、何かの罪を犯したとしても、後に悔い改めて施しをなすことによって〔その罪は〕霧散してきた²⁴⁾。それは、こう言っている通りである。「わたしがあな

19) 「大理石の棺」は *Км въ раку* мраморяну; *Ак, Бр, Ип, НКІ* въ *гробъ* мраморянь; *Тр. Лвр* в *коръсту* (корсту) мраморяну と異読がある。1072 年記事に *вложиша в раку камену* という表現があることから見て、*Км* の読みが本来のもので推察される。なお、棺については、11 世紀初頭メルゼブルクの主教ティトマル (Thietmar) 『年代記』 (Chronicon) 第 7 書 74 節に *sepultus in Cuiewa civitate magna et in ecclesia Christi martiris et papae Clementis iuxta predictam coniugem suam, sarcophagis eorundem in medio templi palam stantibus*。(埋葬されたのは大なる都市キエフの、キリストの殉教者で大司教 (papae) クレメンスの教会の中で、上述の自分の妻の隣だった。かれらの石棺は聖堂の真ん中に公然と据えられていた) とあり [Titmar 2019: C. 167, 371]、1011 年に没した [№ 124] アンナ妃と並んで石棺が置かれていたことがわかる。この大理石の棺は、おそらく 1240 年のバトゥのキエフ攻略のときに破壊され、現在は逸失して存在しない。

20) *Км* *скуташа тѣло его с плачемъ великымъ зѣло* の下線部分は *Ак, Бр, Тр, Ип, Лвр, НКІ* では *блаженно князя* となっている。後者は構文的に不自然であり、下線部分は後代の称揚意図による加筆が疑われる。前者の方が自然な表現であり、本来の読みである可能性が高い。

21) 「布で巻く」とは埋葬儀礼の準備段階として、棺への安置や埋葬の前に遺体に布を巻き付けて一定期間保存すること。*НІ-М* (*Км, Ак, Бр, Тр*) *скуташа тѣло* だが、*Ип* *спрятавшѣ тѣло*; *Лвр, НКІ* *схраниша тѣло* と異読がある。тѣло の補語をとり、с плачем と結合していることから、*НІ-М* の読みがもっとも自然であり、本来の読みに近いだろう。

この注 19 ~ 21 に相当する文言は、正式の葬儀儀礼にかかわるもので、上の聖母教会への遺体安置のエピソードからは時間的に離れているはずである。そのため、この文言は編集上の付加である可能性が高い。

22) 「コンスタンティノス」 (Κωνσταντίνος Α') はキリスト教を取り入れた最初のローマ帝国皇帝 (在位 306-337 年) で聖人。文学、聖像画などで、かれはウラジーミル聖公の原型とされてきた。

23) 『ローマ人への手紙』 5:20 からの忠実な引用。教会スラブ語訳では *идеже бо умножися грѣхъ, преизбыточествова благодать* となる。

24) この一文の原文は、*Аще бо въ невѣжествѣ етера согрѣшения быша, послѣди же рассыпашася покаяниемъ и милостинями* これは、『テモテへの手紙上』 1:13 に *но помилован бых, яко неведый сотворих в неверствии* (しかし、信じていないとき知らずに行ったことなので、憐れみを受けました) の文言と、文字面はかなり離れているが、内容的に対応する。おそらく、これを踏まえて書かれたものだろう。

たを見出した、その同じところで、わたしはあなたを裁く²⁵⁾。また、預言者〔エゼキエル〕がこう言っているとおりである。「〈わたしは生きている〉と主なる神（アドナイ）は言われる。〈わたしは罪びとが死ぬのを喜ばない。むしろ、かれがあなたがたの悪の道から立ち帰るのを〔を喜ぶ〕²⁶⁾〉」。多くの者が義なることを行い、義によって正しく生きているが²⁷⁾、（滅びるものである²⁸⁾）²⁹⁾。

³⁰⁾ 各人の努力に応じて言い難い喜びが報いられる。どうかすべてのキリスト教徒が、〔その

25) この引用の原文は、「в нем же ты застану, в том же ты сужю」だが、現行の聖書には対応する文言はない。この文は聖書の言葉として中世文献ではよく引用されているが出典は不明。ただし、『ソロモンの知恵の書』1:17（邦訳1:16）の познают, яко имиже кто согрешает, сими и мучится（これを悟らせよ「罪を犯すときに用いたその同じもので、罰を受けさせよ」）の一節の内容的なパラフレーズという説がある [Белова, Петрухин 2008: С. 98]。

26) 『エゼキエル書』33:11 から引用。ただし、聖書原文 живу аз, глаголет Адонаи Господь, не хошу смерти грѣшника, но еже обратитися нечестивому (имь) от пути своего (вашего злаго) のうち本文は括弧内の語が入れ替えてある。

27) この段落は *In* には同様の（並行した）テキストがあるが、*Лер* にはない。

28) この「滅びるものである」（погыбают）は *HI-M* の全写本にあるが、文意、文脈から見て明らかに不自然である。これは『讃詞』のテキストを縮約編集（下注31）したときに、誤って残してしまったものであることが、*In* の並行テキストに погыбають の語があることから分かる。

29) この段落のテキストは *Лер*, *Pdз* では欠落している。

30) 『讃詞』のこの箇所には、*In*（部分的に *Лер*）と比べて、*HI-M* では長文の欠落（おそらく *HI-M* 編者による削除）がある。その部分を *In* のテキストに拠って訳すと次のようになる。

「一方、他の者たちが道に外れていたとしても、死に近づいて気がつくならば、かれらはよい悔い改めによって罪を浄めることになるのである。預言者はこう言っている。『正しい者でもかれの罪の日には救われることはできない。わたしが正しい者に向かって、〈お前は生きるであろう〉と言っても、もしかれが自分の義を頼んで罪を犯すなら、かれのすべての義は行った無法の中で覚えられない。かれはその（無法の）中で死ぬ。もしわたしが心正しくない者に〈あなたは必ず死ぬ〉と言っても、もし、かれがその道を離れ、裁きと正義を行い、裁きを受け入れて偽りを退け、奪ったものを戻すならば、その犯した全ての罪は覚えられない。かれは裁きと正義とを行ったのであるからその中で生きる。わたしはあなたがたの各々をその行いによって裁く、イスラエルの家よ』。この者はよい懐悔の中で死に、悔悟によって、何にもましてよい施しによって、自分の罪を消したのである。主は言った。『わたしが好むのはあわれみであって生贄ではない』。天使がコルネリウスに〈あなたの祈りと施しは神の御心に届いた〉と言ったように、施しは天にある神の御前にまで何よりもよく、高く導きあげるものだからである。[ここまでは *Лер* でも欠落] かれがルーシの地に洗礼を施すことによって、どのようなことをなしたかは、驚くべきことである。われらキリスト教徒は、かれの功績に対して、感謝の意をあらわそう〔*Лер* は「あらわさない」〕。もしかれが、われらに洗礼を施さなかったとしたら、われらは、われらの祖先が滅びたようにいまも悪魔の誘惑の中にあつたであろう。またもしわれらが熱意を持ち、かれの亡くなった日に、かれのために神に祈りを捧げたならば、神はかれに対するわれらの熱意を見て、かれを讃えられるであろう。われらは、かれのために神に祈らなければならない。そのことによってわれらは神を知ったからである。主があなたの心に従ってあなたを許して下さるように。[あなたが] 願っていた天国を与えて、あなたのすべての願いを叶えられますように。主があなたに義人たちとともに、アブラハムや他の族長たちとともに、楽園の食物のうちに、喜びを与えられるように。ソロモンは言っている。〈正しい人は死んでも、希望は滅びない〉。ルーシの人々はこの人を記憶に止めており、聖なる洗礼を思い起して、主に唱う祈りと、歌と詩編の中で神を讃え、聖霊によって照らされた新しい人々となって、偉大な〔神〕とわれらの救世主イエス・キリストに希望を抱いているのである。」

喜びを] 受け取ることができますように³¹⁾。

【スヴァトポルクによるボリス殺害の物語】 [№ 128]

ボリスとグレーブの殺害について³²⁾

スヴァトポルク [07] は、自分の父のあとにキエフに座し、キエフ人を呼び集めて、かれらに財産 (имение) を与え始めた³³⁾。かれらは[それを]受け取ったが、かれらの心は、かれ[スヴァトポルク] とともににはなかった。かれらの兄弟たち³⁴⁾ がボリス [14] とともにいたからである。

ボリス [14] は軍兵とともに戻るところだった。ペチェネグ人を見つけることができなかつたのである。そのとき、かれのもとに「あなたの父が死んだ」という報せが届いた。かれ [ボリス] は、父を思って泣いた。かれは誰よりも父に愛されて [170] いたからである。

かれは[帰路に]アリタ川³⁵⁾河畔 (на Алтѣ) に宿営した。父の従士たちはかれに言った。「見よ、あなたのもとには、父の従士たちと数えきれないほどの軍兵がいます。再び行って、キエフの父の座につきなさい」。かれは言った。「わたしは長兄 (брат старѣишии) に対して手を上げることはできない。もしわたしの父が死んだとすれば、この [兄] がわたしのために父の代りとなるだろう³⁶⁾」。[父の従士たちは]これを聞き³⁷⁾、かれのもとから散り散りに立ち去って行った³⁸⁾。ボ

31) この『ウラジーミル公への讃詞』 [№ 127] は、*Ип* のテキストが本来のもっとも長い讃詞であり、*Лер* と *НІ-М* のテキストは、これをそれぞれ独立に縮約編集して成立したと考えられる。ここで *НІ-М* 編者は *Ип* テキストが冗長であると考えたのだろう。

32) 表題は、*НІ-М* 全写本と *НКІ* で О убиении Бориса и Глѣба; *ПВЛ* (*Ип*, *Лер*) О убьении Бориса (Борисовѣ) と異読がある。後者で и Глѣба を削除する動機付けが見当たらないことから、後者が本来の読みで、*НІ-М* の読みは後代の付加によるものだろう。

33) 市民を味方につけ、城市の統治を安定化するために、公が自分の「財産」(имание), すなわち、自分が所有している私財を市民に与えることについては、1996年記事にも [№ 117, 118] ウラジーミル [06] が行ったこととして書かれている。

34) 「かれらの兄弟たち」(братья ихъ) とは、キエフ人 (кияны) (キエフの有力者たち) の一族や配下の者たちを指し、この者たちは、ペチェネグ人に対抗するため南方へ向かうボリス [14] の遠征軍に、キエフ人軍兵 (вои) として従軍 (徴集) していた。

35) 「アリタ川」(река Альта) はベレヤスラヴリ付近を河口とするトルビジュ川 (Трубуж река) の右岸支流で、現在のイリティツャ川 (Льтиця) に相当する。河口からキエフまで直線で 80km ほど離れている。

36) このボリスの言葉の文の原文は、аще отець мой умре, то сеи (съ) ми будеть во отца мѣсто.

37) *Ип*, *Лер*, *НКІ* では「聞いた」(слышавше) の主語として вои (軍兵たち) が書かれているが、*НІ-М* にはない。この部分の会話の文脈から見て、主語は дружина огня (父の従士たち) と解するのが最も妥当であり、さらに、*НІ-М* 編者が вои を削除する動機付けが見当たらないことから、おそらく *НІ-М* が本来の読みだろう。

38) この段落の「数えきれないほど」(бецислено), 「再び」(паки), 「散り散りに」(разно) などの *НІ-М* に固有の読みは、すべて強調表現であり、*НІ-М* 編者の加筆によるものである。

リス [14] は、自分の従卒³⁹⁾ たち (отроки) とともに [そのまま] 宿営していた。

スヴァトボルク [07] は、無法のこゝたを行ひ、カイン⁴⁰⁾ の企みを用いて、ボリスのもとに使者を遣つて、こう言った。「わたしはお前と親愛を持ちたい。父のものにわたしが付け加えておまえに与えよう⁴¹⁾」。かれを騙して、なんとかかれを滅ぼそう (погубити) としたのである。

スヴァトボルク [07] は、夜中にヴィシエゴロド⁴²⁾ (Вышегород) にひそかにやつて来て、プートシャ⁴³⁾ (Путшя) とヴィシエゴロドの貴族たち⁴⁴⁾ (вышегородчкыя боярьци) を呼び集め、かれらに言った。「お前たちはわたしを心から受け入れよ⁴⁵⁾」。プートシャは、ヴィシエゴロド人とともに言った。「われらはあなたのために討ち死にすることができます」。かれ [スヴァトボルク] はかれらに言った。「誰にも知られないように行って、わたしの弟ボリスを殺せ」。かれらは、すぐにかれのために行くことを約束した。このような者たちについて、ソロモンは言っている。「〈かれらは流血をたくらんで急ぐ、正義なしに⁴⁶⁾〉。〈その者たちは流血に参加して、自らに悪を集めているのだから。この者たちの道は無法を行う者たちの道であり、自分の魂を悪しきものとするからである⁴⁷⁾〉」。

派遣された者たちは、夜中にアリタ川の原に⁴⁸⁾ (на Алто поле) やつて来て、近くに忍び寄り、

39) 「従卒」(отрок) は、公に仕える従士たち(дружина)の平従士(гридници)(上注4)の中でも、とくに公に直属し、身の回りの世話をする従士たちを指している(『ノヴゴロド第一年代記(1):155頁、注193』参照)。身分は高くなく、戦力としても弱かつただろう。

40) 「カイン」(Каин)は旧約『創世記』の人祖アダムの息子で、弟のアベルを殺したとされている。

41) この文の原文は къ огню придам ти で、ここで「父のもの」(отънь)が何かは具体的に示されていないが、上にある огня дружина(父の従兵たち)は含まれるだろう。他にウラジーミルの私財・私有地(имения)も含まれるかもしれない。

42) ヴィシエゴロドについては、『ノヴゴロド第一年代記(1):163頁、注236;205頁、注465』を参照。当時はウラジーミルの離宮(居館)があり、かれに仕えた貴族たちが居住していたと考えられる。

43) 「プートシャ」(Путшя)は、文脈から見て、ヴィシエゴロドの筆頭貴族(боярин)だろう。путь(道)から形成されたスラブ的な名前の卑小形。まずスヴァトボルクは、キエフから近郊のヴィシエゴロドに行き、父ウラジーミルに仕えてきた在地のスラブ人貴族(豪族)たち(вышегородчкыя боярьци)を取り込む工作をしたと読むことができる。

44) これは、以下に名指しされているタレツ(Талець)、オロヴィツ(Оловиць)、リヤシコ(Ляшко)(下注72)のことを指しているだろう。

45) *НИ-М* 全写本と *НКІ, Рдз, Хлб* で приайте (приятите) と命令形だが、*Ин, Лвр* приятете ли と現在形+疑問の助詞の句になっている。どちらが本来の読みであるか定めがたい。

46) ソロモンの言葉としていることから『箴言』1:16-17からの改変した引用。なお、『イザヤ書』59:7にも同じ文言がある。

47) これには直接の典拠はないが、『箴言』1:18(もしくは『イザヤ書』59:7)の文言を内容的に敷衍したものだだろう。

48) *Км, Ак* на Алто поле; *Бр* на Алтово поле; *Тр, Лвр, НКІ* на Альгъ (на Лъто); *Ин* なし、のように異読がある。下注50とほぼ同じ異読の傾向を示しており、より短い на Альгъ が本来に近い読みだろう。

至福なるボリス [14] が早課 (заутреня)⁴⁹⁾ を唱っているのを聞いた。かれを殺そうと⁵⁰⁾ しているという報せがすでにかれに届いていたからである⁵¹⁾。

そこで〔ボリスは〕立ち上がって唱い始め、こう言った。「主よ、わたしを苦しめる者たちが何と増えたことか！ 多くの者がわたしに向かって立ち上がってきます。多くの者がわたしに言います⁵²⁾」。また言った。「〈あなたの矢がわたしを射抜いたのです⁵³⁾〉〈わたしはむち打ちの覚悟ができています。痛みがいつもわたしの前にあります⁵⁴⁾〉」。またかれは言った。「主よ、わたしの祈りをお聞きください。あなたの真実をもってわたしの歎願に耳を傾けてください。あなたの義なるものをもって、わたしをお聞きください。あなたの僕の裁きに踏み込まないでください。生きる者はみな、あなたの前では、義しくないからです。[171] 敵はわたしの魂を追い回しています⁵⁵⁾」。

〔ボリスは〕聖詠⁵⁶⁾ (псалом) を唱い終ると、自分を殺すためにかれらが派遣されたことを知り、詩篇 (псалтыря) を唱い始めて、こう言った。「〈黒雲のような若牛はわたしを取り巻き⁵⁷⁾〉、〈さ

49) 早課 (заутреня) は、ほぼ現在の午前 3 時頃から日の出の 6 時までの時間帯に行う時課 (часы) の奉事のことを指している。

50) 「殺そうと」は *Км, Ак, Бр* убити; *Тр, Ин, Лвр, НКI* погубити だが、この物語では前にも、後の叙述でももっぱら погубити の語が使われていることから、後者が本来の読みである可能性が高い。

51) このボリス襲撃の日付については、『ボリスとグレーブの講話』(Чтение о житии и погублении Бориса и Глеба) には、7 月 24 日と記されており [Милютенко 2006: С. 372]。ウラジーミル公没後 9 日目に相当する。この日は二人の聖人の教会の祝祭日にもなっている [Православная Энциклопедия Т. 6: С. 47]。

52) 『詩編』3:2-3 からのほぼ忠実な引用 [詩篇 (LXX): 22 頁]。時課経 (часослов) によれば「六聖詠」(下注 55) は Слава в вышних Богу, и на земли мир, в челоуѣцѣх благоволение. の称揚句から始まるが、その後最初に唱えられる聖詠句に相当する。

53) 『詩編』37:3 (邦訳 38:3) からの引用 [詩篇 (LXX): 130 頁]。

54) 『詩編』37:18 (邦訳 38:18) からの引用 [詩篇 (LXX): 133 頁]。

55) 『詩編』142:1-3 (邦訳 143:1-3) からの引用。「六聖詠」(下注 56) の六番目の章句の冒頭が引用されている [詩篇 (LXX): 446 頁]。

56) 「聖詠」の原文は、*Км, Ак, Бр* псаломъ。 *Ин, Лвр, НКI* ексапсаломы で、ἐξάψαλμος を音転記したもので「六聖詠」の意味。前者は後者を簡略して改変したものだだろう。後者の ексапсаломы とは、早課 (заутреня) (上注 49) のときに唱えることが時課経 (часослов) で定められている、第 3, 37, 62, 87, 102, 142 章の六つの聖詠経 (詩編) の誦句 (псаломы) を指している。内容的には、忍び寄る危険への警戒と、それに対抗するための神の恵みへの期待を表している。すべて唱えるのに 6~7 分かかったと思われるが、本文では三つの章句の中で敵前にした者が味わう苦しみをあらかず文言が選ばれて引用されている。

57) 原文は обидоша мя унци тучни で、これは『詩編』21:13 (邦訳 22:13) の обидоша мя телцы мнози, юнцы тучнии одержаша мя: の下線の部分相当する不正確な引用。

いなむ者たちが群がってわたしを取り囲みました⁵⁸⁾〈わたしの神、主よ、わたしはあなたに依り頼みました。わたしを助け出してください。わたしを追いまわすすべての者からわたしを救ってください⁵⁹⁾〉。その後でかれは規程⁶⁰⁾ (канон) を唱え始めた。

やがてかれ〔ボリス〕は、早課(заутреня)を終り、祈って、イコンを、主宰の像⁶¹⁾を見ながら、こう言った。「主イエス・キリストよ。〔あなたは〕このような姿をとって、われらの救いのために地上に現れ、自らの意志で十字架に釘づけにされ、われらの罪のために苦しみを受けられました。わたしにもそのように苦しみを受けさせて下さい。これは、敵たちから〔苦しみを〕受けるではありません、自分の兄弟から受けるのです。どうか、主よ、かれをそのことにおいて罪としないで下さい」

〔ボリスは〕祈り終ると自分の床に入った。すると見よ、〔スヴァトポルクが派遣した者たちが〕野生の獣のように墓舎の周りに押し寄せ、槍を突き刺した。そして、ボリス〔14〕と、かれの上に身を投げ掛けた⁶²⁾かれの従者を刺し貫いた⁶³⁾。〔その者は〕ボリス〔14〕に愛されていた

58) 原文は и сборъ злобывых осѣде мя だが、現在の教会スラブ語訳にはこの句はない。ただし、『註解旧約抄録(パレヤ)』(Палея Толковая)の第13章(Слово 13. о сонмищи свѣта жидовьска)には、『詩編』の第21章の句として И Яко обидоша мя пси мнози, и сборъ злобивыхъ осѣде мя という文言があり [Палея Толковая. 2002: С. 278 (л.198a-1986)], その後半部に対応して。つまり、古いスラブ語訳の『詩編』21:17(邦訳22:17)からの引用ということになる。ちなみに現代の教会スラブ語訳の当該箇所は сонм лукавых одержаша мя となっている。

59) 『詩編』7:2からの引用 [詩篇(LXX):32頁]。なお、上注57,58とここの誦句は時課経(часослов)などで定められたものではなく、敵に囲まれた者の祈りにあたる『詩編』の誦句を作者が抜粋してここに並べたものだろう。

60) 「規程」(канон)は聖歌(祈祷)の形式のひとつで、「カノン」とも訳される。早課(заутреня)においては、「六聖詠」(上注55)のあとで朗誦される。もともとは九つの旧約の歌頌に起源を持ち、それぞれテーマのもとに第1歌頌(ирмос)から第9歌頌の短い祈祷文が作られている。

61) この「イコンを、主宰の像を」(на икону, на Владычнь образъ)については、後代の解釈によるボリスの伝記の挿絵やイコンの駒絵によれば、「全能の主キリスト」(Господь Вседержитель)のイコンが描かれている ([Православная Энциклопедия Т. 11: С. 84-87 (Георгий угрин)]を参照)。

62) *Км* и падоша だが、*Тр, Ин, Лвр, НКI* падша で後者の現在分詞生格形のほうが構文的に整合している。おそらく後者が本来の読みであり、これを採用した。

なお、『ボリスとグレーブの物語』(Сказанию, и страсти, и похвале святую мученику Бориса и Глеба) (以下 *Сказание* と略記)によれば、身を投げたときゲオルギイは次のように言ったという「わが大切な主人よ、あなたを放しません。あなたの体の美しさが萎れるその場所で、あなたとともにわが生命を終えることこそわたしに相応しいのです」(Да не остану тебе, господине мой драгий, да идеже красота тѣла твоего увядаеть, ту и азъ съподобленъ буду с тобою съконецъ животь свой!) [БЛДР Т. 1: С. 336]。

63) *НI-M* прободоша Бориса и слугу его, падша на нем であるのに対して、*ПВЛ* では прободоша Бориса, и слугу его, падша на гем, прободоша с ним. ボリストと従者について прободоша (貫いた) が二回使われている。*НI-M* のテキストは後者の表現を簡略改変したものだろう。

からである。かれは従卒 (отрок) で生れはハンガリー人の息子 (сынъ угорескъ) で、ユルギ⁶⁴⁾ という名だった。ボリス [14] はかれをたいそう愛していた。ボリスは、かれに大きな金の首飾り⁶⁵⁾ をつけてやったことがあり、かれはそれをつけてかれに仕えていたのだった。多くの従卒たちを殺した。ゲオルギイの首から首飾りをすぐに取り外すことができなかったので、かれの首を切り離し、こうして取り外した。かれの首は外に投げ出した。そのために後になってこの者の遺体を〔多くの〕屍の中から見つけ出すことができなかった。

呪われた者たち (оканнии) は、ボリス [14] を殺して、天幕にくるみ、荷車にのせると、まだ息があるかれを運んだ。呪われた (оканьнии) スヴァトボルク⁶⁶⁾ [07] は、息がまだあるのを見て、かれに止めを刺すために二人のヴァリャーグ人⁶⁷⁾ を派遣した。二人が着いて、かれがまだ生きているのを見ると、かれらのひとりが長剣を抜いてかれの心臓に突き刺した。

こうして至福のボリス [14] は世を去った。〔かれは〕神であるキリストから冠を受けて、義人に数えられた。預言者たち、使徒たち、殉教者たちとともに住み処を〔天国に〕換えた。そして、アブラハムの懐に憩い、言い難い喜びを見ながら、[172] 天使とともに唱和し、聖人た

64) *Км, Ак, Бр Юрги; Тр, Ин, Лвр, НКІ* Георги(и) 直後の与格形は Георгисвьであることから後者が本来の読み方で、前者は *НІ-М* 編集段階での改変によるものだろう。

この「ゲオルギイ」については、『キエフ洞窟修道院聖者伝』(Киево-Печерский петерик)の第30話の「修道士ハンガリー人モイセイ」(О преподобном Моисее угрине)の項に、モイセイの兄弟として言及されており、ボリス公 [14] の寵臣で黄金の首飾りを身に着け、そのために斬首されたことが書かれている [БЛДР Т. 4: С. 416–418]。さらに、17世紀のノヴィイ・トルグ(トルジョク)のエフレム伝によれば、このエフレム(Ефрем)もゲオルギイの兄弟で、馬役(конюший)としてボリスに仕えていたとされている [Православная Энциклопедия Т. 11: С. 84-87 (Георгий угрин)]。ゲオルギイは「ハンガリー人の息子」(сынъ угорескъ)とあることから、父親がハンガリー出身(ウラジーミル公に仕官した?)で、兄弟はウラジーミルの宮廷の周辺で育ったと推測される。兄弟のモイセイ(最初はやはりボリスの臣下だった)はボリス殺害の後にボレスワフ一世の捕虜となり、その解放のための身代金が高額だったことから見て、ゲオルギイも「従者」(слуга)、「従卒」(отрок)と呼ばれてはいるが、かなり高位の身分だったと考えられる。

65) 「大きな金の首飾り」(гривна велика злата)とは、研究上は гривна шейнаяと呼ばれているもので、首に掛ける装飾品である [Древняя Русь 2014: С. 213–214]。これについては、本年代記の「序文」[№ 1]で златыи обруч という語で示されているものとおそらく同じものを指しており、黄金製のものは銀製に比べて12倍の価値があった [Назаренко 1996: С. 7]。

66) スヴァトボルク [07] に「呪われた」(оканьнии)の形容が付されるのは、挿入されたキエフ公表 [№ 106]を除けばこの箇所が初めてであり、以下の記述ではスヴァトボルクの形容や別称としても何度も使われている。この語は983年記事 [№ 82, 83] に悪魔(диавол)の別称として二回用いられており、本年代記の文脈では、スヴァトボルクとその配下の者たち(直前で оканьнии と呼ばれている)が悪魔(диавол)と同一視されていることが分かる。

67) 「二人のヴァリャーグ人」(два варяга)の表現は、本年代記では、アスコルドとヂールについて [№ 7]、およびヤロボルク [04] を殺した刺客として [№ 71] (この箇所と状況が酷似している)で使われており、伝説的叙述における文学範型の疑いがある。スヴァトボルク [07] は、岳父ボレスワフ一世のポーランド勢をはじめ、ドイツ人、ハンガリー人、ベチェネグ人と同盟していたが、ヴァリャーグ人との接点はこの史料に見出すことはできない [Михеев 2005: С. 39]。

ちとともに喜んでいたのである⁶⁸⁾。

そこでひそかにかれの遺体をヴィシェゴロド(Вышегород)に運んで来て、聖ヴァシーリイ教会⁶⁹⁾(церковь Святого Василия)のなかに安置した⁷⁰⁾。

この呪われた殺人者たちは、無法者なのに、賞讃された者のようにスヴァトポルク[07]のもとに〔帰って〕来た。これらの法を犯した者たちの名は、プートシャ⁷¹⁾(Путьша)、タレツ(Талець)、オロヴィツ(Оловиць)、リャシコ(Ляшко)であり⁷²⁾、かれらの父はサタン(сатан)である⁷³⁾。

【悪鬼と天使についての考察】[№ 129]

このように、悪鬼である召使いたち(слуги бѣси)はいる。悪鬼どもは悪のために遣わされが、天使は善きことのために遣わされるのである。天使は人間に悪を行わず、いつも人間に善きことを考える。とりわけキリスト教徒には、敵対する敵の悪魔(дьявол)から守るために助ける。ところが悪鬼は、常に悪へと捕まえて行こうとする。人間を羨やむのである⁷⁴⁾。なぜなら、〔悪鬼どもは〕人間が神によって尊ばれているのを見て、これ〔人間〕を羨やみ、遣わされて悪を行うのであるから。

神が言った。「誰がアハブ〔王〕を惑わしに行くのか」。悪鬼は言った「わたしが行きます」⁷⁵⁾。

悪に熱心な悪しき人間は、悪鬼より悪い。悪鬼どもは神を恐れているが、悪しき人間は、神も恐れず人間にも恥じることがないからである。悪鬼どもは主の十字架を恐れるが、悪しき人

68) 「こうして……」以下のこの段落のテキストは、「言い難い喜び」(неизреченная радость)などの表現が共通であることから、直前の「ウラジーミル公への讃詞」[№ 127]の作者(编者)と同じ人物が挿入したものであろう。

69) ヴィシェゴロドの「聖ヴァシーリイ教会」についてはここが初出だが、キエフのヴァシーリイ教会(『ノヴゴロド第一年代記(2): 218頁, 注391』参照)と同様に、ウラジーミル公の守護聖人に奉獻して建てられたものであろう。

70) 『原初年代記』1072年記事によれば、この年にヤロスラフ[13]の息子イジャスラフ[B]がヴィシェゴロドに新たに教会堂を建設し、それまで「木の棺の中」(в древний раць)にあったボリスの遺骸を移葬している。

71) プートシャ(Путьша)については上注43を参照。

72) 法を犯した者(законопреступники)(無法者(беззаконьци))として、プートシャに続いて挙げられている、タレツ(Талець)、オロヴィツ(Оловиць)、リャシコ(Ляшко)についてはここが唯一の言及。それぞれ、тал(若木)、олово(錫)、лях(リャフ人、ポーランド人)のスラブ語から形成された卑小形の名である。文脈から判断して、プートシャと同じく上注44で言及されている、スヴァトポルクに加担した「ヴィシェゴロドの貴族」たちを名指し指しているのであろう。

73) この文言は、『ヨハネによる福音書』8:44の вы отца диавола есте(あなたたちは、悪魔である父から出た者だ)を踏まえている。

74) 悪魔が「羨む」(завидѣти)者であることについては、『詩編』36:1(邦訳37:1)の не ревнуй лукавнующим, ниже завиди творящим беззаконие(悪事を謀る者〔悪魔〕のことでいら立つな。無法の者を羨むな)を踏まえていると思われる。

75) この直接の出典は『ゲオルギオス・モナコス(ハマルトロス)年代記』(下注76)だが、『列王記上』22:20-21(Третья книга Царств)のアハブ王への問いと回答のエピソードを踏まえている。

間は、主の十字架も恐れない⁷⁶⁾。

これについてはダビデがこう言っている。「しかし、お前たちは正しく語り、公平な裁きを行っているというのか、人の子らよ。いや、お前たちはこの地で不正に満ちた心をもってふるまい、お前たちの手は不法を量り売りしている。罪びとたちは胎内にいるときから隔絶されていた。かれらは母胎から迷い出て、偽りを語った。怒りはかれらにとって蛇のそれにそっくり⁷⁷⁾」。

【スヴァトポルクによるグレーブ殺害の物語】 [№ 130]

⁷⁸⁾ 呪われたスヴァトポルク [07] は、ひそかに考えて言った。「すでにボリス [14] は殺した。どのようにしてグレーブ [15] を滅ぼそうか⁷⁹⁾」。そしてカインの企みを用い、報告をもって⁸⁰⁾ グレーブ [15] のところ⁸¹⁾ に使者を遣って、こう言った。「急いで来なさい。父があなたを呼んでいる。〔父は〕病状がとても悪い」。

グレーブ [15] は急いで馬に乗り、小勢の従士たちとともに出発した。かれが父に従順であり、父に愛されていた⁸²⁾ からである。ヴォルガに馬でやって来ると⁸³⁾、馬が穴につまづき⁸⁴⁾、かれ〔グレーブ〕は足を少し傷つけた。それから、スモレンスク (Смоленск) に到着した。そして、スモレンスクを出発した。

76) ここまでの節 [№129] の悪鬼 (бѣси) と天使 (аггели) についての考察は、『ゲオルギオス・モナコス (ハマルトロス) 年代記』スラブ訳 (Хроника Георгия Арматола) の第2書13章の冒頭の文章を資料として、その内容をパラフレーズしたもの。アハブ王のエピソードもこの資料にある [Книги Георгия Монаха 2006: С. 195–196][Истрин 1920: С. 92]。

77) 『詩編』57:2-5 (邦訳 58:2-5) からのほぼ忠実な引用 [詩篇 (LXX) : 190 頁]。

78) *Тр, НК1* では、この箇所にも *О убиегии (же) Глѣбѣ* (グレーブ殺害について) という表題が付されている。後代の挿入である。

79) *Км, Ак, Бр* погубити に対して *Тр, Ин, Лвр, НК1* убити の異読がある。これは、上注 50 の異読の傾向と正反対に対称的であり興味深い。どちらが本来の読みであったのかの判断は難しい。

80) 底本の *Км* では съ (с)вѣстью (報告をもって) だが、*А, Бр, Тр, Ин, Лвр, НК1* с лѣстїю (策略をもって) となっており、異読の自然さから見て、前者は固有読みで、後者が本来の読みである。

81) グレーブについては、988年記事 [№ 104] にムーロムに座したとあることから、このときもこの城市にいたのだろう。プロローグ版『ボリスとグレーブ伝』には「ムーロムから」出発したと記されている [Абрамович 1916: С. 102]。

82) 「父に愛されていたから」(и любимъ отчемъ) は *Км, Ак, Бр* にあるが、*Тр, Ин, Лвр, НК1* にはない。明らかに *Н1-М* 編集段階における挿入である。

83) グレーブの行動の記述は分かりにくいだが、ムーロムからヴォルガ川上流域への行路は、少人数の従士たちと西に向かう陸路騎行で、これがもっとも速かったのだろう。到着地点は、『ボリスとグレーブの講話』(Чтение) の ГИМ Син. № 180 (Великая Четья-Миня на май) の書き込みによれば、「トマ川の河口で」(на усть Тмы) とあり [Абрамович 1916: С. IV]、この現在の река Тма の河口はトヴェーリ市 (Тверь) から西に約 15km にある。グレーブが足を怪我したのはこの場所であろう。

84) *Км, Ак, Бр* пришедшю ему на Волгу на конѣ и потчеся конь…; *Тр, Ин, Лвр, НК1* пришедшю ему на Волгу, по поли потчеся конь… の異読がある。前者は конь の語がダブっており、また前注と同じ異読の傾向であることから、後者が本来の読みだろう。

〔スモレンスクから〕視認できる距離で、スミャディン⁸⁵⁾(Смядын)の⁸⁶⁾船の中⁸⁷⁾で宿営した⁸⁸⁾。

この時、父の死についての報せが、ペレドスラヴァ⁸⁹⁾(Передослава)から、[I73]〔ノヴゴロドの〕ヤロスラフ [13]のもとに来ていた。ヤロスラフ [13]はグレーブ [15]に使者を遣って、こう言った。「⁹⁰⁾お前の父は死んでしまい、お前の兄〔ボリス〕はスヴァトボルク [07]に殺された」⁹¹⁾。

グレーブ [15]はこれを聞いて、涙を流して⁹²⁾泣き、父について、それ以上に兄のことを〔思い〕、涙にくれながら祈り始めて、こう言った。「主よ、ああ、わたしは**誘惑の多い**⁹³⁾この世に生きるより、兄とともに死んだ方がましです。**大切な**⁹⁴⁾わたしの兄よ、わたしはあなたの天使のような顔を見たいものです。⁹⁵⁾か

85) スミャディン(Смядын)は、スモレンスク城市から西へ、ドニエプル川を3kmほど下った左岸に河口があるスミャディニ川(Смядынь)下流域とその周辺地を指す地名。おそらく、スモレンスクから「視認できる距離」のこの地で、川船の中で宿営したということだろう。

86) 「視認できるほどの距離でスミャディンの」(яко зрѣймо и ста на Смядынѣ)は*Ак, Бр, Ин, Лвр*に共通の読みだが、*Км*は「*яко близъ бѣ мѣсто строино и ста на рѣкы на Смядынѣ* (近くに都合の良い場所があったので、スミャディンの川にいた)と拡張された読みになっている。後者は説明的な固有読みであることから、前者の読みを採用した。

87) 「船の中は」*Км, Тр, НК1*は*в кораблицы; Ак, Бр, Ин*は*в корабли; Лвр*は*в насадѣ*の異読がある。本来(*КНС*)の読みは、*Ак, Бр, Ин*の*в корабли*だったのではないか。

88) グレーブ一行は、ヴォルガ川上流地点(上注83)から小舟に乗り換えてヴォルガ川を遡行し、さらに連水陸路でドニエプル川に入り、スモレンスクに向かったのだろう。スモレンスク(おそらく父ウラジミールの代官が統治していた)で父の病状を問い合わせたが情報がなかったため、スモレンスク近く(「視認できる」)のスミャディンで、船の中で宿営して、すぐにドニエプル川を下ってキエフへ向かう態勢をとっていたということではないか。

89) ウラジミールの娘の「ペレドスラヴァ」(Передослава)は、当時キエフ郊外のログネダの所領だったペレドスラヴァ〔ノヴゴロド第一年代記(1):204頁、注463〕に住んでいた。ログネダの所領を相続していることからかの女の娘であり、ヤロスラフ [13] (やはりログネダの息子)とは同父母の兄弟姉妹という親しい関係にあっただろうと推察される。

90) この箇所には*Тр, Ин, Лвр, НК1*は*Не ходи*(行くな)の文言があるが、*Км, Ак, Бр*にはない。また、*Сказание*には*Не ходи*がある[БЛДР Т. 1: С. 342]。異読の傾向が上注82及び84と共通であることから、前者が本来の読みで、後者(*Км, Ак, Бр*)は*Не ходи*を削除した可能性が高い。

91) この段落の、ペレドスラヴァからヤロスラフへの、父(ウラジミール)と弟(ボリス)の死についての知らせについては、1016年記事[№132]でほぼ同じテキストが繰り返されている(下注120)。

92) この箇所には*ПВЛ(Ин, Лвр)*では*велми*(ひどく)の語があるが、*Н1-М*全写本と*НК-1*にはない。どちらが本来の読みか判断は難しい。

93) 「誘惑の多い」は*Км, Ак, Бр*は*прелестнѣмъ*だが、*Тр, Ин, Лвр, НК1*はこの語はない。異読の傾向が上注82, 84, 90と共通であり、前者は二次的な編集によるもので、編者が次のグレーブの祈りのなかの文言を使ってここに挿入したものと考えられる。

94) 「大切な」(*драгын*)は底本*Км*のみの固有読み。説明的挿入によるもの。

95) この箇所あたりから、*Н1-М*のテキストは*ПВЛ*と大きく離れるが、この箇所以降のこの節[№130]のテキストは、*Сказание*とほぼ共通であり、これから(もしくは共通資料から)抜粋してテキストを作ったことが想定される[Михеев 2009: С. 22–24] (下注105も参照)。

なお、ミヘエフは、*Н1*全体の編集史から見て、これまでは、*Н1*(主に*Н1-М*による)の主要な資料として、*КНС*を用いてきたが(やはり*КНС*を主資料としている*ПВЛ*テキストとの対照によって推察できる)、1015年記事の途中であるこの箇所から、*КНС*の利用は選択的になり、1074年記事の途中から*КНС*から完全に離れるという、大きな傾向を指摘している[Михеев 2009: С. 20, 28]。

くも大きな〔悲しみか〕わたしに及んだのでから⁹⁶⁾。あなたとともに死んだほうがよほどましです、わが主人よ。今となつては、わたしは何をなしたらよいのですか。哀れで (умилённыи), あなたの善からも、わたしの父の多くの善からも引き離されたわたしは。おお、いとも尊いわたしの主人よ、大切な兄弟よ⁹⁷⁾。

もしあなたが、主〔なる神〕の信頼を得ているのならば、心が塞いでいるわたしのために祈ってください。わたしが相応しい者として〔あなたと〕同じ受難を受けることができるように、誘惑の多いこの世にはなく、あなたとともに〔天国に〕生きられるように。

かれ〔グレーブ〕がこのように、悲しみ、泣き、ため息をつき、涙に濡れ、何度も神に呼び掛けています⁹⁸⁾、突然、スヴァトボルク [07] から派遣された者たち、悪しき僕たちがやって来た。

聖人〔グレーブ〕は船にのって進んだ。〔派遣された者たちは〕スマヤディノ川の河口で〔かれを〕迎えると、その時呪われた者たちは船を取り囲んだ⁹⁹⁾。

グレーブの料理人¹⁰⁰⁾ で、トルチン¹⁰¹⁾ (Торчинь) という名の者が、短刀〔包丁〕を取り出すと、たちまちグレーブ [15] を斬り殺した。あたかも悪意のない¹⁰²⁾ 子羊を〔殺す〕ようだった。9

96) この文の原文は、то и селика постиже мя だが、これでは意味が通らない。Сказание の対応部分は、ти се селика туга състиже мя [БЛДР Т.1: С. 340] となっており、資料を編集した際に туга (重い悲しみ) の語が脱落したことが分かる。

97) この段落の異読部分 (ゴシック体) は *Км*, *Ак*, *Бр*, *Тр* の読みで、*Ин*, *Лвр* では、全く異なる次のような文言が述べられている。「今となつては何のためにわたしひとり残されたのでしょうか。わたしに語ったあなたの言葉はどこにあるのでしょうか、わたしの愛する兄よ。今となつてはもうあなたの物静かな教えを聞くことはありません」。

98) このゴシック体の異読部分は *Км*, *Ак*, *Бр*, *НК1* の読み。*Ин*, *Лвр* では「涙にくれて祈っていると」(молящос съ слезами) と簡単な記述になっている。前者は *Н1-М* 編者による装飾的改変によるものだろう。

99) この段落のグレーブ襲撃の場面の記述は *Км*, *Ак*, *Бр* の読みによっている。*Ин*, *Лвр*, *НК1* では次のような異なった記述がなされている。「派遣された者たちはたちまちグレーブの船をとらえ、武器〔剣〕を抜いた。グレーブの従卒たちは意気消沈した。派遣された者で、呪われたゴリャセル (Горясьр) は、直ちにグレーブを斬るよう命じた」。なお、*Тр* では上記二つの異読を組み合わせる形で拡張されており、さらに「四隻の船を取り囲んだ」という追加叙述がなされている。

100) 「料理人」(поварь) は公に仕える役職の一つであり、『ルーシ法典 (拡大版)』の第 11 条には、公の従卒 (княжи отроци) および厩番 (конюси) と同等のものとして、広い意味での従士階級の中の従卒 (отроки) に分類されており、その人命金は 40 グリヴナと定められている [БЛДР Т. 4: С. 498]。

101) 「トルチン」(Торчинь) の名は торка, торча の所有形容詞形であり、トルク人 (торки) の出身者だったことが想定される。トルク人はウラジーミル公 [06] に臣従しており ([ノヴゴロド 第一年代記 (2): 168 頁, 注 4] 参照)。その関係でグレーブにも仕えていたのだろう。かれはグレーブを裏切ったが、これは異族であったことと関係があるか。なお、この文脈ではトルチンの行動は唐突に見えるが、上注 99 の *ПВЛ* (*Ин*, *Лвр*): の記述 (*Н1-М* では編者によって別の記述に替えられている) および *Сказание* によれば、ゴリャセルがトルチンにグレーブを斬る (зарѣзати) ように命じており、これを受けてトルチンはグレーブを斬った (зарѣзати) のである。なお、かれが殺害に使った武器は нож (短刀) と書かれているが、料理人であることから「包丁」だったのだろう。

102) *Км*, *Ак*, *Бр* яко агня незлобиво; *Ин*, *Лвр* яко агня непорочно; *Тр*, *НК1* なし。*Сказание* では、яко агня непорочно и безлобиво [БЛДР Т.1: С. 340] となっており、この読みが *Км*, *Ак*, *Бр* と *Ин*, *Лвр* の二つの異読の共通資料を反映している可能性が高い。

月5日¹⁰³⁾のことだった。浄き生贄〔グレーブ〕は運ばれた。かれは天国の住人たちのもとに、主のもとに入った。望んでいた自分の兄〔ボリス〕を見て、二人は朽ちることない冠を受けた。

呪われた殺人者たちは戻って行った。そして、かれらを派遣した者のところに到着した¹⁰⁴⁾。かれらはスヴァトポルク [07] に言った。「あなたに命じられたようにしました」。かれはこれ聞き、かれの魂と心はとても喜んだ。

【グレーブの遺体発見と埋葬¹⁰⁵⁾】 [№ 131]

殺されたグレーブ [15] は、荒涼たる場所の2本の丸太の間に捨てられた。それは、ダビデが言っている通りだった。「主はかれらの骨をすべて守られる。かれらの骨の一本でも砕かれることはない¹⁰⁶⁾」。なぜなら、この聖人は長い時間横たわって [174] いたからである。そして〔神は〕、まったく見られることなく、世話をされない状態で〔グレーブの遺骸を〕放っておくことはせず、示したのである。時には火の柱を、時には蠟燭が燃えているのを〔人々は〕見た。そして再び、通りがかった外来の者〔商人〕たちは天使の歌を聞き、他の狩猟や放牧をする者たちも〔聞いた〕。これを聞いたり、見たりした者のなかで、聖人の遺骸を探索しようと思いつく者は誰一人いなかった。スモレンスクで殺されたことは皆がはっきりと知っていたが、どこに〔遺骸が〕置かれたかについては知らなかったからである。

その時、〔人々は〕荒涼たる場所で大きな光を見たこと、蠟燭が燃えていたことを思い出した。また〔天使の歌を〕聞いた者たちは、聖人の遺骸を探索するために、尊い十字架を手を持たせて人を派遣した。そして、すでに見た場所で、かれ〔の遺骸〕を発見したのである。

そしてかれを運んできて、ヴィシエゴロドにかれを安置した。そこは至福のボリスの遺骸が横たわって〔埋葬されて〕いるところだった¹⁰⁷⁾。そして、地面を掘って、〔ボリスと〕同様に

103) グレーブの殺害が9月5日(1015年)であったことについては、*Км, Ак, Бр, НКІ* に共通している (*Тр* は15日 (в пятнадцать день) になっているが固有読みだろう)。 *Сказание* には「9月5日の月曜日」とより詳しく記されており [БЛДР Т. 1: С. 342], 確かにこの日は月曜日に相当している。この日は現在教会によって二人の聖人の祝祭日の一つになっている。

104) この異読(ゴシック体)は *Ип, Лвр* にはないが、そのかわり「〈罪人たちが地獄に戻るように〉とダビデが言っているように」の文言がある。

105) この節 [№ 131] のテキストは、上注 95 と同様に、*Сказание* とほぼ共通であり、これから抜粋してテキストを作ったことが想定される [Михеев 2009: С. 25–26]。

106) 『詩編』 33:21 (邦訳 34:21) からの引用 [詩篇 (LXX): 115–116 頁]。

107) *Ип, Лвр* の並行記事では、遺骸が安置された場所は「自分の兄弟ボリスのもとに、聖ヴァシーリイ教会に」 (у брата своего Бориса, у церкви святого Василья) となっている (上注 69 参照)。

至福で聖なる遺骸を安置した。それは美しく尊いものだった。¹⁰⁸⁾

108) *ПВЛ* の並行記事には、この箇所にボリスとグレープへの長い讃詞が付されている [ПСРЛ Т. 1: Стб. 139-140]。これは、祈祷文のひとつ「讃歌 (アカフィスト)」（акафист, Ο Ακάθιστος Ὕμνος）の形式をとっており、「喜べや」（радуися）の語で始まるのが特徴である。*ПВЛ* 独自の編集段階での挿入によるもの。参考までに讃詞を以下に訳出する。

「〔二人は〕肉体、およびそれ以上に魂によって結合し、すべての帝王である主のみもとで、限りない喜びと不思議な光の中であって、ルーシの国に治癒の贈物を与え、信仰をもってやって来る他の巡礼たちに治癒を与える。足萎えには歩くことを、盲人には視力を、病んだ者には治癒を、伽をはめられた者には許しを、牢には解放を、悲しむ者には慰めを、不幸な者には救いを与えるのである。二人はルーシの地の守護者 (заступника) であり、自分たちの民について、常に主に祈る輝く灯明である。そのことによってわれらもまたキリストの二人の受難者を十分に誉め讃え、かれらに熱心に祈って〔次のように〕言わなければならない。

「喜べや、信仰と愛情をもって、あなたがたのもとに来た者たちに治癒を与えた、ルーシの国のキリストの二人の受難者よ。喜べや、天の住人よ。あなたがた二人は天使の姿をもち、考えを同じくした神の僕であり、形を同じくする一対の人であり、聖人と心を同じくする者です。かの苦しむすべての人たちに治癒を与える者です」。

「喜べや、神によって知恵を与えられたボリスとグレープよ。二つの流れのように、あなたがたは生命の水の井戸から流れ出しています。〔それは〕信仰の厚い人々の治癒のために流れ出すのです」。

喜べや、狡い蛇を踏みくだいた二人よ。あなたがた二人は〔光〕輝く者として現われました。ルーシの全土を照らす光明のように、常に闇を追い払い、ゆるぎない信仰となりました」。

「喜べや、眠らない眼 (まなこ) よ。自分の心の中で神の聖なる教えの完成に魂を向けた至福な者たちよ」。

「喜べや、金色の光の中で、天の幕舎で、自分たちの価値によって得た栄光のうちに共にある兄弟よ」。

「喜べや、神の輝きによって明るく照らされて、悪魔たちを追い払い、病を癒しながら全世界を巡った、いとよき灯明よ。神とともにある熱烈な守護者よ。神の光によって常に照らされている勇気ある受難者よ。信仰の厚い人々にとって輝く魂よ。光をもたらず天上の愛があなたがたを高めました。そのことによって、あなたがたは天上の生活の中で、すべての義しいもの、栄光と楽園の食物や理性の光、美しい喜びを受け継いだのです」。

「喜べや、あなたがた二人は、あらゆる心を潤し、苦しみと病気を追い払い、悪しき情欲を鎮め、聖なる血のしたたりによって緋の衣を染めたのです。栄光ある二人よ、あなたがたはその衣を美しくまとい、キリストとともにいつまでも王座にあり、新しいキリスト教徒と自分の一族のために祈っています。〔ルーシの〕大地があなたがたの血によって祝福されたからです。そしてあなたがたは遺骸となって〔教会の中で〕横たわり、神の霊によって照らされているのです。あなたがたはその中で、〔他の〕殉教者たちとともに殉教者として自分たちの民のために祈っているのです」。

「喜べや、輝く太陽を得た教会よ。日の出はあなたがた二人の苦しみの中で殉教者の栄光のために常に輝いているのです」。

「喜べや、明け方に昇る、明るい二つの星よ。喜べや、キリストを愛する二人の受難者よ。われらの守護者よ。あなたがたは異教徒をわれらの公の足もとに従わせ、〔人々が〕親愛と健康の中で平和に生きるようにわれらの主なる神に祈り、内紛と悪魔の誘惑から〔人々を〕免れさせているのです。あなたがたの栄えある祝典を祝い敬うわれらに、永遠の恵みを下さいますように」。

【ヤロスラフはノヴゴロド人と紛争を起こすが、譲歩してスヴァトボルク討伐遠征を行う：1015年】 [№ 132]

6524(1016)年¹⁰⁹⁾

リユーベチ¹¹⁰⁾ (Любыць) で戦闘があった。

そしてヤロスラフ [13] が打ち勝ち、他方スヴァトボルク [07] はポーランド人のもと (в ляхы) へ逃げた¹¹¹⁾。

109) *НІ-М* (*Км, Ак, Бр*) では、この箇所では 6524(1016) 年の年紀が付され、「リユーベチの戦い」の記述に移っているが、*ПВЛ(Ин, Лер)* と *Тр, НКІ* では、*НІ-М* にはない記事で、スヴァトボルク [07] による兄弟スヴァトスラフ [11] 殺害とかれのキエフ支配についての記述が載っている。参考までに、主に *Лер* のテキストに拠って、その記事の部分を以下訳出する。

「呪われた邪悪なスヴァトボルク [07] はスヴァトスラフ [11] を殺した。かれ〔スヴァトスラフ〕がハンガリー人のもとに逃げようとした途中で、ウゴルの山〔カルパチア山脈〕に〔殺人者を〕派遣したのである。かれ〔スヴァトボルク〕はこう考え始めた。〈わしは自分の兄弟をすべて殺し、ひとりでルーシの権力を取ろう〉。かれは自分の傲慢さのために〔そう〕考えたのである。

神は望む者に権力を与えること、至上の者〔神〕は与えたいと望む者を皇帝と王 (князь) に定めることを、かれ〔スヴァトボルク〕は知らなかったのである。もしある地が神にとって好ましいものなら〔神は〕裁きと正義を愛する正しい皇帝あるいは王をその地に定め、権力者と裁きを司る裁判官を任ずる。もし、〔その地の〕王が公正であれば、〔その地の〕多くの罪は赦される。もし、〔皇帝あるいは王が〕邪悪で奸智に長けていれば、神は大きな災いをその国にもたらす。なぜなら、その地の頭だからである。それはイザヤが言っている通りである。〈頭から足まで罪を犯した〉。すなわち、皇帝から庶民にいたるまで〔罪を犯した〕ということである。

グースリを弾かせ、若い側近たちに取り巻かれて酒を飲むのが好きな、年若い王がいる城市は禍である。神は罪の報いとして、このような者たちを与え、年老いた者や賢い者を取り去る。それはイザヤが言っている通りである。〈主はエルサレムから強いもの、巨人、勇敢な者、裁判官と預言者および柔らかな長老、知恵ある者、従順な者を取り去る。わたしはかれらに若い王、かれらを支配する嘲笑者を立てる〉。

呪われたスヴァトボルク [07] は公としてキエフを治め始めた。かれは人々を呼び集めて、ある者にはマントを、他の者には毛皮 (クナ) を与え始め、多くのものを分け与えた」 [ПСРЛ Т. 1: Стб. 139-140]。

110) リユーベチ (Любеч) は現在も同名で、ウクライナ、チェルニーヒウ州の町。キエフから北に 140km ほどのドニエブル川左岸河岸に位置している [ノヴゴロド第一年代記 (1): 184 頁, 注 354]。古くからキエフ公の支配下にあり、スヴァトボルクは輸送・兵站など戦略的な有利さから、この城市の周辺を戦闘場所に選んだのだろう。

111) この段落の文言 и одолѣ Ярославъ, а Святополкъ же бѣжа в ляхы は、*ПВЛ* では、1016 年記事のリユーベチの戦いの長い叙述の最後に同じ文言が置かれており、*ПВЛ* のほうが時系列通りの記述で自然である。*НІ-М* 編者は、これから描写されるリユーベチの戦いの勝利を先取りして冒頭に表題のようにして書いたのだろう。その場合、リユーベチの戦いの勝利の結果としてスヴァトボルクはポーランド人のもとへ逃亡したと読めるが、これは後の [№ 134] の節の冒頭の「スヴァトボルクはペチェネグ人のもとへ逃げた」と矛盾することになる。

このことは、*НІ-М* 編者が、ヤロスラフとスヴァトボルクのキエフ公座を巡る争いについての資料 (おそらくは *КНС* にあった) を大幅に縮約し、ポーランド王ボレスワフの介入 (下注 136 参照) やスヴァトボルクとペチェネグ人との同盟とアルタ川の合戦 (下注 139) についての記述を大幅にカットしてしまったことから起こった、編集作業上の不手際によっているのだろう。

その時、ヤロスラフ [13] はノヴゴロドで多くのヴァリャーグ人¹¹²⁾を養っていた。〔ヤロスラフはウラジーミルとの〕戦争を恐れていた¹¹³⁾。

ヴァリャーグ人は既婚の女性たちに暴力をはたらき始めた。ノヴゴロド人たちは言った。「われらはこの暴力を見ることはできない」。そして、夜中に集まると、ポロモン館¹¹⁴⁾ (Поромонъ двор) でヴァリャーグ人を斬り殺した。

他方、そのとき、その夜はヤロスラフ公 [13] はラコモ¹¹⁵⁾ (Ракомо) にいた。そして、このことを聞くとヤロスラフ公 [13] は市民¹¹⁶⁾ に対して怒りを発した。そして、栄えある軍兵¹¹⁷⁾ 1000

112) 1014年にキエフへの税の支払いを契機に遠征を宣言した父ウラジーミルの攻撃に対抗するために、「海の向こうから連れてきて」、手元に置いていたヴァリャーグ人傭兵たちのこと。上注10参照。

113) ヤロスラフが「戦争を恐れていた」(бояся рати) ことについては、上注11に同様の表現がある。

114) 「ポロモン館」(Км, Ак, Бр в Поромонъ дворъ; Лвр во дворъ Поромони; Ип. въ дворъ Промихъ) についてはこれまでの研究では、大きく3種類の解釈が出されてきた。①「ポロモン」(Поромон)を人名と考え、館の所有者とするもの、その場合、由来としては、聖人 Парамон (Παράμονος) がスラブ化した語形か ②由来を、ヴァリャーグ人の別称として使われていたとするギリシア語の παραμονή, παραμοναί (親衛隊) に求めるもの ③古アイルランド語で「旅人」「商人」を意味する farman, farmmen (farmaðr) の音写語であり、外来のヴァリャーグ人傭兵のための居館を意味する、もしくは、公に仕えた外来ヴァリャーグ人の通称が人名となり(そのような事例はノルマン世界では多い)、Фарьманъ (ノヴゴロド聖ソフィア大聖堂の11世紀後半の落書きに公の従卒の名として確認できる)あるいはそれに類する人名が Поромон の形で伝わり、そのような人物の居館とするもの。

ミヘエフは、研究史を広く検討した上で、もっとも古い史料では двор と結合する場合例外なく人名(それも館の所有者で高位の人物)の所有形容詞形があらわれることから、①の説を支持している [Михеев 2019: С. 366]。なお、その立地はノヴゴロドの城市内(商業区?)にあったと推定される [Древняя Русь 2024: С. 448]。

115) 「ラコモ」(Ракомо, Ракомъ, Ракома)は、イルメニ湖の北西岸に位置する村の名で、現在のラコムカ村 Ракомка に相当する。ノヴゴロド城市の中心から南へ5kmほど離れている。ここにヤロスラフ自身の館(離宮)があったのだろう。なお、ПВЛの並行記事では、ポロモン館での事件を聞いたヤロスラフは、「ラコモへ行って、館に座した」(шедь на Ракомъ, сѣде въ дворъ)とあることから、ここにいたのはノヴゴロド人討伐の意図と関わっている可能性が高い。

116) 「市民」(гражаны, горожаны)とは、ヴァリャーグ人傭兵を殺したノヴゴロド人たち(новгородцы)のことを指している。

117) 「栄えある軍兵を1000人集める」(собра вои славны тысящу)の表現は、вои(本来は徴集兵を指す)とславны(唐突で文脈から浮いた形容)の語の用法が不自然であり、1000人の数字も必然性がないことから二次的な編集によるものではないか。ПВЛの並行記事では「身分の高い家臣たちを自分のもとに呼び寄せる」(позва к собѣ нарочитыя мужи)という表現になっている。これを、ヤロスラフに仕える重臣や бояре(貴族もしくは在地の豪族たち)とその手勢を密かに呼び寄せて、不意打ち的にヴァリャーグ人傭兵殺害の手下人(ノヴゴロド人)を斬り殺した、と理解すれば、文脈的には自然である。

なお、リハチョフはНІ-Мの読みが本来で、ПВЛはその独自の「翻訳」(解釈的言い換え)と考えている。すなわち、ヤロスラフは、ヴァリャーグ人傭兵の他に、тысяча славных воинов(栄えある千人の軍兵)と呼ばれる在地の部隊を配下に有しており、これはノヴゴロドの「身分ある人士」(нарочитыя люди)たちからなっていると解釈して、この部隊長としてノヴゴロドの千人長(тысяцкий)の存在を推定している [Комментарии 1905: С. 361] ([Фроянов 1992: С. 153-155]も参照)。

人¹¹⁸⁾を集めると、かれら〔ノヴゴロド市民〕を騙して¹¹⁹⁾、このヴァリヤグ人を斬り殺した者たちを斬り殺した。他の者たちは〔ノヴゴロドの〕城市から逃げ出した。

その同じ夜にキエフから、ヤロスラフ [13] の姉妹ペレドスラヴァ (Передслава) がかれに知らせを送って、こう言った。「そなたの父が死にました。そなたのふたりの兄弟は撃ち殺されました」¹²⁰⁾。

これを聞くと、翌朝ヤロスラフ [13] は残っていたノヴゴロド人たちを集めて、広場 (поле) で民会 (вечѣ) を開き、かれらに言った。「わが親愛なる、尊い従士たち¹²¹⁾ (дружина) よ。わしは自分が愚かだったばかりに、昨日あなたたちを斬ってしまった。いまとなつては、黄金をもつてしても、あなたがたは、かれらをわしから買い戻すことはできない¹²²⁾」。またこう言った。「兄弟たちよ、わしの父ウラジーミル [06] が死に、スヴァトポルク [07] がキエフで公支配をしている。わしはかれを攻めるために進軍したい。わしのために力を尽くしてくれ (потягнете)」。ノヴゴロド人たちはかれに言った。「われらは、公よ、あなたのために進軍します」。こうして、4000 人の軍兵を集めた。〔そのうち〕ヴァリヤグ人が 1000 人、ノヴゴロド人が 3000 人だった¹²³⁾。かれらは、かれ〔スヴァトポルク〕を攻めるために進軍した。

118) この「1000 人」の数について、*Ин, СІ-С* が殺されたヴァリヤグ人の人数としているが、*Лер, Рѡз, Хлѡ* にはそもそも数がないことから、*Ин, СІ-С* は固有読みであり、*НІ-М* の読み (*НКІ, Н4* も同様の解釈) あるようにヤロスラフがノヴゴロド人討伐のために集めた兵員数とみるべきだろう。

119) この「かれらを騙す」(обольстивъ ихъ) ことについて *НІ-М* には説明がないが、*ПВЛ* には、「ノヴゴロド人のもとに使者を遣って言った。〈わしにはこれらの者たち〔殺されたヴァリヤグ人備兵たち〕を生き返らせることはできない〉」という文言があり、これは、ヤロスラフがヴァリヤグ人虐殺を行ったノヴゴロド人への復讐を行わないことを約束したことを意味している ([ノヴゴロド第一年代記(1): 159 頁, 注 216] 参照)。ヤロスラフはその約束を破って(「騙して」)ノヴゴロド人たちを殺したのである。

120) この段落のテキストは、スヴァトポルクによるグレーブ殺害の記事 [№ 130] のテキストとほぼ同一であり (上注 91)、先行記事の表現の再利用 (дублировка) である。ただし、知らせの文言「そなたの父が死にました。そなたのふたりの兄弟は撃ち殺されました」(Отець ти умерль, а братья ти избиена) の文言は、[№ 130] では単数 (ボリスだけを指す) だったが、ここでは双数 (ボリスとグレーブを指す) になっており、さらに、[№ 130] ではヤロスラフからグレーブへの言葉 (ブレドスラヴァの知らせを反復したと解釈できるが) だったが、ここではブレドスラヴァからヤロスラフへの言葉になっているという違いがある。

121) この「従士たち」(дружина) は、呼びかけに使われており、公の常備軍を構成する гриди, отроки など (文献では дружина と呼ばれることが多い) とは異なる概念で、ここではヤロスラフが遠征する場合には、自発的に従軍する可能性がある兵力という意味でのノヴゴロド人を広く指している。

122) 当時の戦争では、勝敗が定まったあとで捕虜とした者は、その身分に応じた金額 (身代金) を支払って買い戻す (окупити) ことが通常であり、場合によっては身代金目当ての戦争 (略奪) もあった。

123) *НІ-М* (*Км*) а новгородовъ 3000 に対して、*ПВЛ* а прочих вои 40 тысящ (他の軍兵が 4 万人) となっている。数字の違いについては、前者の новгородцы は 3000 人と多いことから、ノヴゴロドの都市民だけでなく、ノヴゴロド地方から徴募された軍兵 (вои) も含むのではないか (下注 141 を参照)。

【リューベチの戦いでヤロスラフはスヴァトポルクを破る：1015/16年冬】 [№ 133]

スヴァトポルク [07] はこれを聞くと、数えられないほど多数の軍兵¹²⁴⁾を集め、かれ〔ヤロスラフ〕に対抗するために、リューベチへ向けて出撃した。そして、多数の軍兵とともに〔ドニエプル川の〕あちら側に座した。

¹²⁵⁾ ヤロスラフ [13] はやって来ると、ドニエプル川の岸に布陣した。そこで、3か月間陣を布いた。敢えて進撃することができなかったのである。

スヴァトポルク [07] の軍司令官の、ヴォルチイ・フヴォストという名の者が¹²⁶⁾、川沿いを馬で走らせながらノヴゴロド人にこう悪口を言い始めた。「お前たちはどうしてこのびっこ¹²⁷⁾ (хромои) とともに来たのか。¹²⁸⁾ お前たちは大工¹²⁹⁾ (плотници) なのか。それならわれらの家を建てるよう (хоромовъ рубити) にお前たちに命じてやろう¹³⁰⁾」。

124) *ПВЛ* の並行記事では「無数の軍兵」(бещисла вои) のあとに「ルーシ人とベチエネグ人」(русь и печенѣги) の文言がある。

125) *Ип, Леп* ではこの箇所には 6524(1016) 年の年紀が付されている。

126) 「ヴォルチイ・フヴォストという名の者」(именемъ Волчии Хвостъ) の「狼の尾」を意味する通称を持つ人物は、984年記事 [№ 84] にウラジーミルの軍司令官として登場している〔ノヴゴロド第一年代記 (1): 211 頁, 注 498〕。この時点から 33 年を経ているが、スヴァトポルク [07] が父ウラジーミル [06] の老司令官を引き継いだ可能性はある。ただし、*ПВЛ* の並行記事には単に「スヴァトポルクの軍司令官」(воевода... Святополчъ) とあるだけで、この名はなく、この名は *НМ* における挿入と考えられることから、*НМ* 編者が上の記事を参考にして創作的に挿入したとも考えられる。

127) これはヤロスラフ公のことを指している。かれが「びっこ」(хромои) であることについては、『トヴェーリ年代記』のヤロスラフ逝去の記事に、ヤロスラフは足がびっこで、知恵に長け、戦争では勇敢(Бяше же Ярославъ хромоногъ, но умомъ совръшень и храборъ)[ПСРЛ Т. 15: Стб. 147] という独立した記述があり、さらに、ヤロスラフ公についての記述が多い『エイムンドのサガ』に、ヤリツラフ王 (Jarizleif)〔ヤロスラフ公〕と兄弟のプリスラフ王 (Burizlaf) との激しい戦いの描写があり、そこでヤリツラフ王は足に重傷を負った記述がある。さらにキエフのソフィア大聖堂の大理石の棺に安置されていたヤロスラフ公の遺骸については学術調査がなされており、足が不自由であったことは事実だと考えられている ([Джаксон 2012: С. 312, 353 (прим. 42)] を参照)。

128) この箇所から『ノヴゴロド第一年代記 (古編集版) [古輯]』(*НМ*-С) の並行記事が始まる。これ以降翻訳では、*НМ*-С のみにあり *НМ*-М にはない読みについては、[] 内にメイリオ体の活字で訳出し、両者の異読で重要なものについては注釈で解説することとする。

129) 当時のノヴゴロド人が「大工」(плотники) と通称されるほど、代表的な職業であったことについては、1016年の項に載せられている『ルーシ法典』(Русская правда) の最後の付則的な条文 [№ 139] がノヴゴロドの舗道敷設職人の給与についての規定であることからもうかがうことができる。給与規定を記すほど、多くの木材の伐採、加工の職人 (すなわち大工) がノヴゴロドにいたということが分かる。

130) この、ノヴゴロド人を罵った(「悪口を言う」(укаряти)) 言葉は、〈びっこ (хромои) のヤロスラフ公 (前注) と一緒にリューベチまでやってきたノヴゴロド人たちは、家を建てる (хоромовъ рубити) ために来た大工たち (плотници) に違いない、戦闘などできるわけがない〉と相手をおとしめているのである。ここでは、相手側の司令官 (ヤロスラフ公) の身体的欠陥をとりあげ、洒落めして嘲ると同時に、相手の軍兵を卑賤な身分として侮辱している。このような相手の職業にかかわる侮辱は、たとえば『ラヴレンチイ年代記』の 1174年の項で、ロストフ人がヴラジミル (=ザレスキイ) 人を「われらの石伐りの従僕ども」(наши хологъ каменьци) と罵り、それが戦争の原因でもあった [ПСРЛ Т. 1: Стб. 374] という記述にも、うかがうことができる。

ドニエプル川は氷結し始めた。

スヴァトポルク [07]のもとには、ヤロスラフ [13]の家臣で仲間である (во приятнь) 者がいた。〔ヤロスラフは〕夜半に、かれ〔家臣〕のもとに自分の従卒を派遣して、かれ〔家臣〕にこう言った。「〔次の場合、派遣した〕この者に、お前は何を命令をするのか？〈醸した蜜酒は少ししかないが、従士は多かった〉」。すると、その家臣は言った。「ヤロスラフ [13]にこう言ってくれ。〈もし蜜酒が少なく、従士が多いのなら、夕方までに〔蜜酒を〕与えよ〉」。ヤロスラフ [13]は理解した。〔家臣は〕夜半に戦闘に入るよう命じていることを¹³¹⁾。

すぐさま、〔その日の〕夕方にヤロスラフ [13]は¹³²⁾ドニエプル川の対岸へと渡河した。小舟は岸から突き放してしまった。そして、夜半には戦闘へと進んだ。ヤロスラフ [13]は従士たちに言った。「しるしをつけよ。自分の頭に頭巾を巻け」¹³³⁾。

過酷な戦闘だった。両手で組打って闘い、窪みには血が流れていた。多くの信仰ある者は、ヤロスラフを助けた神の天使たちを見た¹³⁴⁾。そして、日の出までに、スヴァトポルク [07]に勝利した。¹³⁵⁾

131) この、ヤロスラフ公とスヴァトポルク陣営内の内通者 (приятель) との間の、従卒の使者を介してのやりとりの背景として、*ПВЛ*に「スヴァトポルクは二つの湖の間に陣を布いて、一晚中自分の従士と〔酒を〕飲んでいた」(過去完了形で書かれている)という状況がある。これを背景とした、「蜜酒が足りないので、夕方までにさらに追加する」という自然な内容の会話が、実は、夕方になったらヤロスラフ軍が渡河して攻めよ、という裏の意味を持っていたということだろう。その謎解きには、公の宴席を戦闘の比喩とする伝統的・フォークロアのメタファー (例えば『イーゴリ軍記』) が踏まえられているのではないか [Лихачев 1952: С. 83-84]。

132) この箇所にも *НІ-С* では съ вой (軍兵を率いて) の句がある。どちらが本来であるかは定めがたい。

133) *НІ-М* のリューベチの戦いの記事は、ヤロスラフ陣営の描写が時間の推移や戦闘について具体的であり、ヤロスラフ陣営の戦闘参加者からの聞き書きをもとに書かれていることは明らかである。これは、*ПВЛ* の並行記事に、スヴァトポルク陣営の描写が詳しい (すなわちスヴァトポルク陣営の参加者からの聞き書きを使った) のと対照的である。ここで、渡河に使った船を突き放したのは、味方が敗走する余地を無くし、さらに敵の逃走を防ぐため、頭巾 (урбус) を巻いたのは、夜間の戦闘で敵・味方を見分けるためであろう。

134) 「多くの～」からここまでの文章は、『ボリスとグレープのパレミア版講話』(Парамийное чтение) の中に同じ文言があり [Милютенко 2006: С. 352]、この段落のテキストはこの作品を資料として書かれた可能性がある [Вилкул 2003: С. 15]。

135) *ПВЛ* の並行記事ではこの後で、「スヴァトポルク [07] はポーランド人のもとに逃げた。一方ヤロスラフ [13] はキエフで父と父祖の座に就いた。その時ヤロスラフはノヴゴロドで28年目であった」とあり、その後年紀を6525(1017)年に改めて、「ヤロスラフがキエフに行き、諸教会が焼けた」という不思議な内容の短い記事がある。

【スヴァトポルクの最期】 [№ 134]

スヴァトポルク [07] はペチェネグ人のもとへ逃げた¹³⁶⁾。

〔スヴァトポルクは〕 チェコ人とポーランド人たちの間にいた。誰に追われてもいなかったが、呪われた者は〔地獄に〕墮ちた¹³⁷⁾。こうして、邪悪のうちに自分の生涯を終えた。そこには、今日まで煙¹³⁸⁾がある¹³⁹⁾。

【ヤロスラフはキエフの公座に就く。ノヴゴロド人への褒賞：1016年】 [№ 135]

ヤロスラフ [13] はキエフへ進んだ。〔そして〕自分の父ウラジーミル [06] の公座 (стол) に座した¹⁴⁰⁾。

136) *ПВЛ* ではこの箇所、6526(1018)年の年紀のもとに長い記事が載せられており、この *HI-M* のスヴァトポルクのペチェネグ人のもとへの逃亡についての文言は、その *ПВЛ* 記事の末尾の文言と共通している。その長い記事の内容は次の通り。

ポーランド王ボレスワフ〔一世〕が、スヴァトポルクと同盟して、ポーランド人を率いてキエフへ向けて遠征を行い、ヤロスラフは、ルーシ人、ヴァリャーグ人、スロヴェネ人を集めてこれに対抗遠征を行う。遠征途上の西ブーク川を挟んで両軍は対峙し、この戦闘はボレスワフ側が勝利する（ここで、ヤロスラフの軍司令官ブルードのボレスワフに対する嘲笑という、フォークロアのエピソードが語られる）。

ヤロスラフはノヴゴロドへ逃げ、さらに「海の向こう」に逃げようとするが、ノヴゴロドの代官コスタヤンに諫止され、軍勢とヴァリャーグ人傭兵を集めて再度キエフ遠征を準備する。

他方、ボレスワフ王は先に配下の従士をキエフに入城させて略奪を行わせスヴァトポルクとの関係が悪化する。ボレスワフ王は、ヤロスラフの財産を略奪し、その親族と貴族たちを捕虜として、ポーランドに帰国する。

スヴァトポルクは、キエフ入城して支配を始めるが、ヤロスラフの多数の遠征軍が近づいていることを知ると、ペチェネグ人のもとに逃げだす。

137) 原文は、*Км, Ак, Бр* и бысть межи чехы (чехы) и ляхы, никим же гонимъ, пропаде оканнии だが対応の *ПВЛ* では Не можаше терпѣти на единомъ мѣстѣ, и пробѣжа лядьскую землю, гонимъ божьим гнѣвомъ, прибѣжа в пустыню межу ляхы и чехы, испроверже злѣ животь свои в томъ мѣсте と拡張された書き方がなされている。

138) яже дымъ и до сего дни есть の煙 (дым) は、例えば『詩編』36:20の「罪びとたちは滅びる (….) 煙のように終わりになる」(врази же Господни купно, <...> исчезающе яко дымъ исчезаща.) のような、魂の滅亡の比喩ではないか。また「今日まで」(идо сего дни) は、*КНС* が成立した1095年前後とひとまず推定することができる。

139) この段落の記事に並行する *ПВЛ* 記事は、6527(1019)年の年紀のもとに書かれており、訓話を含む記事の量ははるかに長い。本記事は、この *ПВЛ* 記事からの短い抜粋である。*HI-M* 編者は、土地勘のないキエフとその周辺での事件についての記事を大幅にカットしたのだろう。なお、この *ПВЛ* 記事の内容は次の通りである。

スヴァトポルクは同盟した多数とペチェネグ人とともにキエフ攻略のために遠征する。キエフのヤロスラフは、ボリスが殺害されたアルタ川まで遠征してこれを迎え撃とうとする。激戦の結果ヤロスラフが勝利する。敗走したスヴァトポルクは途中で病気になり、追討軍がないにもかかわらず、なおも逃げて、ポーランドとチェコの間の荒涼たるところで死亡する。以下、カインとアベルおよびレメクのお話の引いた訓話が語られる。

140) ここからヤロスラフのキエフ支配が始まるが、この章 [№ 134] に書いてあるのはノヴゴロド人に関わる事柄だけである。なお、*ПВЛ* 並行記事の対応部分は「ヤロスラフ [13] はキエフに座し、勝利と偉大な功績を顕わして自分の従士たちとともに汗を拭いた」[ПСРЛ Т. 1: Стб. 146] と全く異なった内容が述べられている。

すなわち、ほぼこの箇所から、*HI-M* の記事は、キエフを中心としたルーシの地で起こった事件への関心を失い、これ以降はノヴゴロドとその支配地で起こった事件についてもっぱら記述されることになる。

そしてすぐに自分の軍兵たちに分け与えた。長老たち (старосты) には 10 グリヴナずつ、平民たち (смерди) には 1 グリヴナずつ、ノヴゴロド人 (новгородци) には 10 グリヴナずつで¹⁴¹⁾、全員に対してだった。それから、かれら全員を家に帰した。

【『ルーシ法典』(簡素版)¹⁴²⁾ 第 1～18 条：ヤロスラフの最古の法典¹⁴³⁾】 [№ 136]

そして、かれら¹⁴⁴⁾ に法¹⁴⁵⁾ (правда) を与えた。〔すなわち〕規定¹⁴⁶⁾ (уставъ) を書き留めて、か

141) この褒賞金の受け手の身分と金額については、*ПВЛ*1018 年記事 (*НІ-М* に対応記事はない) に、ヤロスラフがキエフ遠征のためにノヴゴロドの様々な身分の者から集めた軍事徴募金についての次の記述があり、比較検討の材料を提供してくれる。「そして、男たち (муж) からは 4 クナずつ、長老 (староста) からは 10 グリヴナずつ、貴族 (бояре) からは 80 グリヴナ [*Рдз, Акд, Ин. Хлб* による。 *Лер* は 18 グリヴナだがこれは固有読みで、前者が本来の読みだろう] ずつ、お金 (скот) を集め始めた」。これと比較すると、長老、すなわちノヴゴロド地方の所領地を管理する在地の村の長老 (村長) の場合は、徴募金と褒賞金の額 (10 グリヴナ) が一致しており、出した分だけ戻ってきたことになる。「平民」 (смердь) は、おそらく *ПВЛ* 記事の「男たち」 (муж) と同じ身分を指しており、長老に指示されて、軍兵 (вои) として従軍したノヴゴロド地方の所領地の農民たちのことを広く指していると考え、貨幣価値計算では、クナとグリヴナの価値対比は 1:25 であることから、0.16 グリヴナを徴募金として供出して、褒賞金は 1 グリヴナと割の良い戻りだったことになる。次の「ノヴゴロド人」 (новгородцы) は、上注 123 で 3000 人が動員された身分と同じ言葉が使われているが、長老と同額の 10 グリヴナという高額であることから考えて、上層の市民だけを指しており、3000 人全員に 10 グリヴナが支払われたわけではないだろう。なお、ヴァリャーク人は傭兵であることから、かれらには勝敗にかかわらず給与が支払われており、褒賞金は支払われなかったのではない。

142) 本章以下の [№ 136-137] のテキストは、研究史では『ルーシ法典』 (*Русская Правда*) と呼ばれているが、大きく二つの版が存在する。すなわち、簡素版 (*Краткая редакция*) (以下 *КП* と略記し条文番号を付す) と拡大版 (*Пространная редакция*) (以下 *ПП* と略記) で、本年代記には簡素版のテキストが収録されている。この *КП* のテキスト [№ 136-139] は *НІ-М* だけにあり、*ПВЛ*、*НІ-С* には収録されていない。

注釈の作成にあたっては、代表的なコメンタリーを参考にしたが ([*ПРП-1*], [*Российское законодательство*], [*Тихомиров 1953*], [*Романов 1940*], [*Греков 1947*], [*Черепнин 1965*], [*Свердлов 1992*]) 通説的な解釈については文献参照は行わず、注目すべき見解についてのみ文献参照を行っている。

143) 「最古の法典」 (*Древнейшая Правда*) は *КП-1* ~ 18 の部分を指す研究上の用語であり、『ルーシ法典』成立の歴史の中で、最も古い段階の条文であるという意味合いを持っている。

144) この「かれらに」は文脈から見て上に三つの階層で示されているノヴゴロド地方の住民であり、以下の *КП* はかれらに対して定められた (与えられた) 法典であることが推察できる。

145) 「法」と訳した правда は聖書や教会文献の中では、生きる指針としての「正義」 (по правде жити) (訳では「義」「義しいこと」とも) を意味するが、世俗の文脈では、社会に秩序をもたらす指針としての「法」 (по правде ходити) を広く意味している。これは、ルーシ人招聘 [№ 9] の章で、諸部族が内紛、決起、戦争を起こし「かれらのもとには正義 = 法 (правда) がなかった」とされている概念に対応しており、правда があれば、наряд (秩序) が社会にもたらされると考えられている。

146) 「規定」 (уставъ) は、前注の「法」 (правда) が文書 (грамота) に書き留められることで具体的な形をとったもの。教会法 (типикон, номоканон) に記される богослужебные уставы (奉事規定) に対応する用語で、オリガがドレヴリャネ人に貢税を定めた [№ 34] 叙述でも уставляючи уставы という表現が用いられている ([ノヴゴロド第一年代記 (1) : 164 頁, 注 238])。

れらにこのように言った。「お前たちは、この文書に従って歩め (ходите)¹⁴⁷⁾。わしがお前たちのために書き留めたように、その通りに守れ (держите)¹⁴⁸⁾。

見よ、これが¹⁴⁹⁾ ルーシの法¹⁵⁰⁾ (Правда руская) である。

[第1条¹⁵¹⁾家臣¹⁵²⁾(муж)が家臣を殺したとする。[その場合]復讐(мьстѣть)できるのは、[殺された者の]兄弟がその兄弟〔の殺害〕に対して、あるいは、子とその父〔の殺害〕に対して、あるいはまた、父がその子〔の殺害〕に対して、もしくは兄弟の息子(браточада)および姉妹

147) 「歩め」(ходите)は社会活動を行うくらいの意味。この文言 по сеи грамотѣ ходите は、「ノヴゴロド公表」[№ 107]でも引用されている ([ノヴゴロド第一年代記(2): 228頁, 注 483] 参照)。

148) この段落は *HI-C* になく、次の『ルーシ法典』のテキストと一体になって (その導入の文章として)、後代に *HI-M* に挿入されたものである。

149) 「見よ、これが」(А се есть)の語句は *Ак, Бр* にないだけでなく、*КП* の諸写本にも見当たらないことから、*Км* の固有読みと考えられる。

150) 「ルーシの法」(Правда руская)の правда (法)については上注 145 を参照。以下に記されている法文全体を指す一種の表題となっている。以下に見るように、法文は様々な紛争解決のための公(князь)による裁判の広い意味での手続きが述べられており、この場合の правда についてクリュチェフスキイは、「法で定められた裁判手続き、もしくは裁判手続きを定める法そのもの」[Ключевский, Терминология: С. 171]と定義している。また, руская は、この法がルーシ人(русь)のものであること、別言すれば、その支配者である公(князь)が定めた法であることを意味している。その意味で、ノヴゴロド人にとっては、かれらの慣習法とは異なる法体系であったはずである。

151) 翻訳に付した〔〕内の条文番号は、従来の研究で広く用いられ、研究上の慣例となっている条文分け(例えば [Российское законодательство Т. 1: С.47-49] 参照)に拠っており、条文番号は原テキストにはない。

152) ここで「家臣」と訳した муж は『ルーシ法典』が適用される主要な対象であり、おもに「家臣」の間で発生した様々なトラブルを公が解決するための準拠として『ルーシ法典』が成文法として定められたと考えることができる(ただし、公や家臣に属する領民や従属民についての条項もある)。

ここにおける「家臣」は、公に仕える従士(дружина)の構成員が主体であり、何らかの形で公に仕え、自由身分の者である。中には家屋、土地、領民、奴隷、家畜などの財産を所有する者もいた。以下に列挙されている「ルーシ人」(русинь), 「平従士」(гридин), 「商人」(купчина), 「廷吏」(ябстникь), 「警務役」(мечникь)], さらに「疎外民」(изгой), 「スロヴェネ人」(словенин)などは身分や職位・役名で呼ばれているが、すべて「家臣」に含まれる。

の息子(сестринь сын)が〔伯叔父の殺害に〕対してである¹⁵³⁾。

もし復讐する者がいなければ、〔殺人者は〕殺された者(голова)に対する〔補償として〕40
グリヴナ¹⁵⁴⁾〔の罰金を公に支払う〕¹⁵⁵⁾。

153) 本条のここまでの記述は、次に述べられる「罰金(人命金)」(下注155)の規定との関係で考える必要がある。ここでは殺害された家臣の親族による復讐(血讐)の許容範囲を、死者の親族である父親、息子、兄弟、甥に制限しており、該当者がいない場合は(該当者が復讐しない場合も含めて)、公が徴収する罰金(人命金)によって殺人事件を解決すべきという内容である。すなわち、血讐という民間(おそらくスラブ人の間)の慣習法的な殺人事件の解決法を限定し、公族(およびルーシ人の間)に伝わった「人命金」という伝統的掟(ウラジール公[06]にととの「祖父と父の定め」[№123][ノヴゴロド第一年代記(2):265頁,注841]を参照)を明確化、具体化して法文として定めたと理解できるだろう。

なお、ノヴゴロドの市民の間に復讐に関する一定の慣習が存在したこと、それに対して賠償による解決も可能であったことについては、「オーラヴ・トリュグヴァソンのサガ」の中に興味深いエピソードがある。養父の復讐のため殺人を犯した主人公を市民が搜索する場面で、「ホルムガルズ(ノヴゴロド)では神聖な保護法が定められていて、追放刑に処せられた者以外の人を殺害した者は誰でも殺してよいという掟があった。この慣習と法によってすべての人々がオーラヴの後を追って、押し寄せてきた。しかしその子は王妃の家において、完全武装をした一団の兵によって護られているとの噂をきき、国王[ウラジール[06]がモデル]にもその旨伝えられた。王も部下をひきつけてきてはみたものの、争いになることは望まなかった。そこで王が仲裁に入り、和解金を支払わせることにした。王が賠償額をきめ、王妃が金を支払った」[ヘイムスクリングラ(二):15頁]。これも、上述の慣習としての「復讐」と公族の掟としての「人命金」の間の相克を反映しているのではないか。

154) 「殺された者に対して40グリヴナ」(40 гривень за голову)のように、『ルーシ法典』で「за + 〔損害対象〕(対格) + 〔金額〕」の表現が使われるときには(訳文では「～に対する補償として〔金額〕」と訳した)、損害対象の損失に対する当事者への補償(損害賠償額)をあらわしていると考えられる。すなわち、この場合には、公が40グリヴナ(この金銭単位については下注251参照)を殺人者から罰金(人命金)(次注)として徴収するが、これは遺族(復讐の権利をもつ親族)に賠償金として還元される(罰金の一部であっても)ことを含みとしているだろう。なお、以下の条文では多くの場合「за + 〔損害対象〕」の表現を伴わずに金額が示されているが、そのときには、罰金(人命金)はおそらく公の収入となり、裁判手数料的な性格を持つようになる。いずれにせよ、以下の条文で示されている高額な罰金は、家臣の間の紛争予防の性格が強い。

155) ここで定められている「罰金」は、序文[№1][ノヴゴロド第一年代記(1):128頁,注31]および996年記事[№123][ノヴゴロド第一年代記(2):265頁,注840]で,вираとして,КП-20で вирное(下注234)として示されている「人命金」を指している。人命金は、家臣たちの間で起こった殺人や深刻な紛争を裁くときに、捕らえた加害者(および殺害現場の共同体などその関係者)から公(князь)が徴収する高額な罰金のことで、その一部は損害賠償にあてられたが(前注)、おもに公の収入として武器調達などに使われた[ノヴゴロド第一年代記(1):128頁,注33][ノヴゴロド第一年代記(2):265頁,注840]。加害者はこの人命金の支払いと引き換えに罪を追及されなくなる。なお、КПでは自明のものとして вира(人命金)語は使われていないことから、注釈でこれを指すときには「罰金」の語を用いることにした。

もし¹⁵⁶〔殺したり、殺されたりした家臣が〕ルーシ人¹⁵⁷ (русинь), 平従士¹⁵⁸ (гридин), 商人¹⁵⁹ (купчина), 廷吏¹⁶⁰ (ябетникъ), 警務役¹⁶¹ (мечникъ) だった場合。〔さらに〕もし¹⁶², 疎外

156) この「もし〜」(аще)以下の文は、次の「もし」(аще) (下注 162) 以下の文も含めて、本条冒頭の「家臣」(муж) (上注 152) を具体的な身分や職名で示したものであり、その意味では後代における追加、挿入が疑われる [ПРП-1: С. 86]。

157) 「ルーシ人」(русинь) は、ドニエプル中流域のキエフを中心とする狭い意味でのルーシの地出身者を指し、ここでは特に、公 (князь) のもっとも近くに仕えるキエフ人の従士たち (дружинники) を指しているだろう。冒頭に挙げられているのは、従士を構成する様々な集団の中で「ルーシ人」はもっとも優遇されていたからだと思う。なお、русин という語は、русь を意味するノヴゴロド的な語彙であり、本条がノヴゴロドで編集されたことがうかがわれる。

158) 「平従士」(гридень) は гридин, гридь と綴られ、広い意味での従士 (дружина) の中でも、貴族 (бояре) と呼ばれる高官とは区別された一般の従士で、語源的には гри(д)нити (集まる) と関連しており、公の館の中で評議や酒宴が行われる гридница (広間) に、かれらは集まって、そこに居住していた。もっとも一般的で主要な層の従士の呼び名と考えられる。

159) 「商人」(купчина) は、公や貴族の配下として、必要な物資の買い付けを担う役人のこと [Мрочек-Дроздовский Словарь: С. 191]。これもノヴゴロド的な語彙である。なおこの、「商人」(купчина), 「廷吏」(ябетникъ), 「警務役」(мечник) の三つの職の名称は、恒常的な〈身分〉ではなく、公の命令によって一時的に生じる〈職位〉であり、「ルーシ人」や「平従士」たちもそのような職に就くことがあったと理解すべきだろう。

160) 「廷吏」(ябетникъ) は、*III-1* では、「貴族の家令」(тивунь боярескъ) に言い替えられている。おそらく、ябетникъ はノヴゴロド的な語彙で、他の地域では分かり難くかったことから、*III* では言い替えられたのだろう。公や貴族たちの配下にあつて、その指示を受けて裁判をはじめとする行政実務を担う役人を指している。

161) 「警務役」(мечник) とは、公の裁判を行うときに、従士たちの間から選ばれ、その名称から推察して武器 (長剣 меч) を帯していることから、裁判における警務 (被告の連行、留置) などを執行していたと考えられる。*KП-33* では「竈役 (огнищанин)」「家令 (тивуник)」と並べて、かれらが「苦しめられた」(私的制裁を受けた) ことに対して、同額 (12 グリヴナ) の人命金 (罰金) が定められていることから見て、かなり高い地位の従士から選抜されたと考えられる。

162) 人命金の金額が同じにもかかわらず、ここで、「もし」(аще) と構文を改めて、「疎外民」と「スロヴェネ人」について規定しているのは、これまでに示された者たちとは、この二つは同じ「家臣」であっても性格が異なることによっているだろう。すなわち、これまでの「ルーシ人」と「平従士」(およびかれらが付いていた職位・役名) は、常に公の周辺で仕える者たちであるのに対して、「疎外民」と「スロヴェネ人」は〈身分〉としては格下の集団だったと考えることができるだろう。ジミンはこの一節を、ヤロスラフ公 [13] が 1015 年にノヴゴロドでノヴゴロド人 (スロヴェネ人) と和解して、キエフ公位を狙う遠征を成功させた一連の事件における「スロヴェネ人」に対する高い評価が反映した追加、挿入と考えている [ПРП-1: С. 86-87] (上注 156 参照)。

民¹⁶³ (изъгой) もしくはスロヴェネ人¹⁶⁴ (словенинь) だった場合にも、40 グリヴナ〔の罰金を〕をかれ〔殺された者〕に対する〔補償として〕定める¹⁶⁵。

〔第2条〕あるいは〔殺されなかったが〕流血したり、青あざになる〔程度だった〕場合¹⁶⁶。かれのため、その人間〔被害者〕のために目撃者 (видок) を捜し出すことはしない。もし、その者にいかなる〔被害の〕しるし〔痕跡〕も残っていないときには、目撃者を〔裁判の場に〕

163) 「疎外民」の原語 изгой は、изгоняти (追放する) と同根の語であり、字義通りは、共同体の社会関係から排除、疎外された者を意味している。『フセヴォロド公の規定』(13世紀末の偽書)には、三種類の疎外民として、「読み書きのできない司祭の息子、奴僕的身から買い戻された者、負債を負った商人」が列挙され、さらに四番目として「公(князь)が父を亡くした」場合が挙げられている。本条の文脈からみると、изгой は公などの権力者によって奴僕(холоп)の身から買い戻されて(あるいは自らを買い戻して)自由民となり、共同体とは別の公が指示する場所に集住して、行政、商工、教会勤務など雑多な仕事に就いていた集団を指していると考えられる[Горский 2019: С. 163-164]。そのような民の中には、その職能によって公に仕えて家臣(муж)と呼ばれるような者も存在したのだろう。

164) 「スロヴェネ人」(словенинь) は、公に仕えるノヴゴロド人の従士たち(дружинники)を指している。ПВЛ1015年、НІ-М1016年の記事のリューベチ郊外の合戦をめぐるエピソードに見るように、ノヴゴロド人(スロヴェネ人)はヤロスラフ賢公にとってはキエフ公位奪取のための重要な戦力だった。本条の文脈では、キエフ人からなる「ルーシ人」(русинь)(上注157参照)に対して、ノヴゴロド人からなる「スロヴェネ人」(словенинь)という、エトノス的な対立が含意されている。

165) КП-1を対応する ПП-1と比べると、冒頭の復讐できる親族の範囲はほぼ似ているが、これに続き復讐者がいない場合については、ПП-1には「公の家臣もしくは公の家令の場合、殺された者に対して80グリヴナ」(то положить за голову 80 гривенъ, аще будетъ князь мужъ или тиуна княжа)の文言があり、その次に、КП-1とほぼ同様の身分や職名の列挙と40グリヴナの罰金が記されている。このПП-1の80グリヴナにかかわる文言は、КП-18の「竈役」(огнищанин)と「公の巡行役」(подъѣздный князь)の殺害に80グリヴナを課している条文を借用し、職名をキエフの慣行に合わせて変えて、ПП-1に挿入されたと考えるのがもっとも妥当だろう。また、ПП-1に続いてПП-2には、КП-19の前書きにあたる、ヤロスラフの息子たちの会合について述べられ、さらに「殺害に対する殺人(復讐)が廃され、金銭によって買い戻す(補償する)ことになった。それ以外はヤロスラフが裁いたことは、かれの子供たちは同じように定めた」と付言されている。

つまり、ПП編者の意図としては、КП-1をはじめとするКПの復讐に関する条項を、過去のものとして明白に排除しようとしており、そのためにПП-1とПП-2で、КПの関連条項を〈合理的に〉再編集したと考えられる。これと逆のプロセス(КП編者が、ПП-1の内容を二つの条項の振り分け、さらに復讐についてのいくつかの記述を付け加えた)を想定することは不合理である。その意味では、КПの成立と性格を、ПП(もしくはそれに先行する法文集)の勝手な縮約や抜粋として位置付ける論([Толочко 2009][Омонов 2013]など)は、少なくともこの箇所については成立しない。以下の注釈では、КПとППのテキストの関連については、КПが先行しており、ППは何らかのかたちで、КПテキストを踏まえているという通説的理解([Зимин 1999]など)に基本的に拠りながら、検討を行う。

166) 家臣(従士)間の喧嘩による傷害事件の裁判に関する条項。次のКП-3からКП-10までに、傷害を起こした道具や傷害の度合いに応じた様々な事例が挙げられるが、その前にここで傷害事件と認定するための手続きと、比較的軽微な傷害の場合の罰金について述べられている。対応するПП-29にはやや詳しい手続きが述べられている。

来させる¹⁶⁷⁾。もし〔目撃者が〕来ることができない場合には、この案件は終わりとする。

〔被害者が〕自分のために復讐¹⁶⁸⁾できないような場合があれば、かれのためにその侮辱(обида)に対して¹⁶⁹⁾ 3 グリヴナ〔の罰金を公が加害者から〕徴収し、さらに〔被害者を治療した〕医者への報酬を〔徴収する〕。

〔第3条〕もし、誰かが誰かを¹⁷⁰⁾、棒(батоґ)や棍棒(жердь)や拳骨(пясть)や鉢(чаша)や角笛(роґ)やみね打ち¹⁷¹⁾(тылеснь)で殴打した場合、12 グリヴナ〔の罰金〕¹⁷²⁾。

167) *KП-10* によれば、裁判での証言のためには二人の目撃者が必要だった。ここでもそれが適用されただろう。

168) これは、傷害事件の場合でも、被害者は加害者に対して、自らが「復讐する」(мьстити) ことができたとする当時の慣習が背景にあるだろう。復讐の方法はここに記されていないが、おそらく受けた傷害と同程度の傷害を相手に負わせたのではないか。なお、この条文も *KП-1* と同様の主旨で(上注 153)、復讐という慣習的な解決を制限していると解釈できるだろう。

169) 「侮辱に対して」(за обиду) の表現は以下の条文で多用されており、基本的構文は、上注 154 の場合と同様に за + 〔損害対象〕(対格) + 〔金額〕である。ただし、そこにおける「損害対象」は、物的損失や人命ではなく、一種の精神的損害である обида (侮辱) になっている。罰金(人命金)がこうむった обида に対する補償のためと考えれば、加害者が公に支払った罰金(の一部)は、被害者の手に渡り、そのことによって обида が解消された(恨みが残らなくなった)という解釈になるだろう。伝統的な研究では「侮辱に対して」課された金額は、損害賠償金として加害者が被害者に直接渡していたという説も出されているが、*KП-34* のように直接の損害がすぐに発生しない事例に高額な「侮辱に対する」罰金が課されていることを考慮に入れると(下注 270)、公に支払われたと考えるのが妥当だろう。

KП では「侮辱に対して」を含む条文は、家臣(мужи)の間の紛争の事例に限定されており、家臣たちの集団(従士団)内での不満、不和を累積させず、その秩序を維持するために条文が制定されたことが推察できる。なお、家臣以外の下層民、隷属民から受けた精神的損害は「辱め」(сором)と呼ばれていた(下注 213)。

170) この *KП-3* から *KП-9* までは、条文の内容(武器や状況)から見て、公が設けた宴席(пир)などおおよけの場で、出席した家臣(従士)たちの間(「誰かが誰かを」)の喧嘩による傷害事件のことを言っている。衆目の中の出来事であることから、目撃者についての言及はない。宴席の場における勇士(боготыри)たちの諍いは、フォークロアのプリリーナで頻繁に描かれる典型的なモチーフである。

171) 「みね打ち」(тылеснь)は、従士が持っている刀剣(сабля)や戦斧(топор)の背(みね)の部分で相手を打つこと。

172) 以下の、*KП-4* から *KП-9* までが長剣(меч)を用いた傷害事件であるのに対して、本条は、それ以外の本来は武器としない「鈍器」を用いて相手に傷害を負わせた場合について述べている点で共通している。なお、対応の *III-25* には「棍棒」(жердь)はなく、*III-31* のほうに「棍棒による殴打」があり、罰金は 3 グリヴナになっている。

もし、その者〔加害者〕に追いついて〔復讐できない〕ときには¹⁷³⁾、その者〔加害者〕が〔罰金を〕支払うことで案件は終わりとする¹⁷⁴⁾。

〔第4条〕もし、長剣¹⁷⁵⁾ (мечь) で斬ろうとしたが、それを抜かなかつた場合¹⁷⁶⁾ や、〔長剣の〕柄 (рукоять) で〔打つた〕場合には、侮辱に対して12グリヴナ〔の罰金〕。

〔第5条〕もし、〔長剣で相手の〕腕を斬り、手が斬り落とされたり、〔手が麻痺して〕使えなくなった場合、40グリヴナ〔の罰金〕。

〔第6条〕もし、脚が〔斬り落とされずに〕残つたが、びっこを引き始めた場合には、〔被害者の〕子供たち (чада) には〔復讐を〕慎ませること¹⁷⁷⁾。

〔第7条〕もし、指 (персть) を斬り落とした場合、どの指にせよ、その侮辱に対して3グリヴナ〔の

173) *аще сего не постигнуть* は解釈が難しい表現で、「その者を〔復讐のために〕捕らえておけないときには」と、動詞 *мстити* が省略されているように理解する説が多い。*СлРЯ XI-XVII* では、*постигнути* の語釈の末尾に *отомстить* の語義を示して、ここの用例を例示している。*Словарь Срезневского* は、" ? " として語義を示さず、(не отомстят?) と注している。『キエフ年代記』1150年の記事 [ПСРЛ Т. 2: Стб. 410] には *постигнет* に「相手に追いついてたおす」の意味があることから、ここでも相手への復讐が含意されている意味と理解した。なお、対応の *III-26* には、「それに対して我慢できずに相手を長剣で打つた〔場合〕」(Не терпя ли противу тому ударить мечемъ) と、分かりやすく状況を説明している。

174) 前注のように「鈍器」による殴打の場合も、*KII-2* の場合と同様に被害者本人による加害者への「復讐」(上注168)は認められているが、条文の主旨は、加害者に12グリヴナの罰金を支払わせることを優先している。

175) 「長剣」(мечь)は、従士たちにとって主要な武器で、もっとも殺傷力のある両刃の剣のこと。[№ 6] のハザール人によるポリャネ人への課税のエピソードを参照。*KII-4* から *KII-9* までで長剣(меч)を用いた傷害を細かく規定しているのは、実際に長剣を使った喧嘩が多かつたということと同時に、長剣は神聖な武器であり、これによって受ける「侮辱」の度合いが高かつたという事情があつたのだろう。

176) おそらく長剣を抜かず、鞘に収まつたままの剣の部分で殴打した場合ということ。

177) 前の *KII-5* と一体の条文として考えると、腕を斬られたり、不具にされた場合には、本人が復讐することができないので、*KII-1* で示された範囲の親族(上注153)が代わって復讐する(同等の傷害を与える)ことが認められていたが、足への加害の場合には、そのような代理の復讐は認められないと理解できるが、やや不自然ある。ここでも、慣習的な復讐に制限を加える方向で条文は書かれている(上注153, 168を参照)。足の傷害に対する罰金の額はこの条項には記されていないが、前の *KII-5* からの続きと考えれば40グリヴナになるか。ただし、対応の *III-27* では、足が斬られた場合には「半額人命金の20グリヴナ」(полуверье 20 гривень)になっている。

罰金]¹⁷⁸⁾。

[第8条] 口髭 (усъ) の場合は 12 グリヴナ [の罰金], また, 顎鬚 (бородъ) の場合¹⁷⁹⁾ は 12 グリヴナ [の罰金]¹⁸⁰⁾。

[第9条] もし, 誰かが長剣 (мечь) を抜いたが, 斬らなかつた場合には, その者には 1 グリヴナ [の罰金を] 定める¹⁸¹⁾。

[第10条] もし, 家臣が家臣を突き倒したり, 引き倒したりした場合¹⁸²⁾。3 グリヴナ [の罰金を公が徴収する]。ただし, [被害者は] 二人の目撃者 (видок) を [裁きに] 連れてくること¹⁸³⁾。ヴァリャーグ人¹⁸⁴⁾ やコルビャーグ人¹⁸⁵⁾ (колбяг) [が被害者である] 場合には, その者に誓約 (рота) をさせること¹⁸⁶⁾。

178) 対応の III-28 では同じ条文の後に, 「かれ [被害者] 自身に対して 1 (クナ) グリヴナ (а самому гривна кунъ) と, 加害者から被害者への直接の賠償金額を定めている。

179) 中世社会で男の髭をむしり取ったり, 切り落としたりすることは, 相手の社会的地位を失わせることであり, 大きな侮辱を加えることだった。PВЛ1071 年記事のヤンが行った私刑を参照 (下注 267)。

180) 対応の III-67 には「顎鬚を抜いた」(порветъ бороду) 場合の条文があり, 「そのしるしが残っており, 人々が [証人として] あらわれた」(а въньметь знамение, а выльзуть людие) ときには 12 グリヴナの罰金 (продажа) が課され, 証人がなく, 証拠がない告発のときには課されないと, 細かい条件が付されている。

181) 対応の III-24 にはほぼ同じ内容の条文がある。

182) 対応の III-31 では, さらに「顔を殴る」(по лицу ударить) と「棍棒による殴打」(жerdью ударить) の場合が加わっている。

183) 本条項は, 宴席での喧嘩ではなく, 屋外での家臣同士の喧嘩 (取っ組み合い) の調停 (裁判) についてであり, 被害の程度が軽微な (痕跡が残らない場合もある) ケースである。これは被害者の申し立てによって犯罪の認定の手続きが始まった。

184) 「ヴァリャーグ人」(варяг) は, これまでもウラジーミル [06] やヤロスラフ [13] が雇ったスカンジナビア出身傭兵として何度も言及されており, ここでも, ノヴゴロドにおいて, 軍事もしくは商業によって公に仕える身分・職位の者と考えられる。

185) 「コルビャーグ人」(колбяг) は, ノヴゴロドにおいて公に仕えていた集団の名称で, ヴァリャーグ人と同様に北方の異民族の出身者で, 傭兵もしくは商人の職位であったと推定される。外国史料では, 古スカンジナビア語 kyllingar, ギリシア語 κουλίγγου (傭兵集団として) に対応すると推定されるが, 言及は散発的であり, その民族 (エトノス) についても, フィン=ウゴル人説やスカンジナビア人説など諸説にユレがある [Древняя Русь 2014: С. 405-406: колбяги]。

186) 「誓約させる」(на роту) とは, 文脈から判断すると, ヴァリャーグ人やコルビャーグ人が被害者である場合には, 目撃者を連れてくる上に, さらにかれらの慣習的な方法で告発に偽りが無いことを誓約させるということ。そのことは, 対応の III-31 では「完全な [人数] の目撃者を連れてきて, 宣誓させる」(то полная видока вывести и идета на роту) とよりはっきりした形で記されている。かれらは主に傭兵の外来者であることから, 告発の信頼性が低いと受け止められていたのだろう。

〔第11条〕もし、奴隸¹⁸⁷⁾(челядин)が、ヴァリヤーク人(варяг)もしくはコルビヤーク人(кольбяг)のもとに身を隠して¹⁸⁸⁾、三日経ってもかれ〔奴隸〕は連れ出されることはなく、三日目¹⁸⁹⁾にそのこと〔奴隸の所在〕が判明した場合。かれ〔もとの主人〕は自分の奴隸(челядин)を引き取ること。そして侮辱に対して3グリヴナ〔の罰金〕¹⁹⁰⁾。

〔第12条〕もし、誰かが他人の馬(конь)に、許しを得ないで乗った場合には¹⁹¹⁾、3グリヴナ〔の罰金〕を定める¹⁹²⁾。

〔第13条〕もし、誰かが他人の馬(конь)、【177】あるいは〔他人の〕武器¹⁹³⁾(оружие)、もしくは〔他

187) 「奴隸」(челядин)とは、家臣=従士たちが、戦争、略奪、売買によって財産として獲得、所有し、使役や転売のために保持している(奴隸)のこと。ここで「身を隠す」(скрыться)のは、身柄を強奪されて元の主人の知らない場所に隔離された場合が想定されている。

188) 奴隸は売買の対象であったため、異族出身の家臣(ヴァリヤーク人とコルビヤーク人)が転売して利得を得るために盗み出すことは多かったのではないか。ただし、対応のIII-32では、ヴァリヤーク人とコルビヤーク人の言及はなく、単に「奴隸の身を隠して、〔奴隸〕市場でこれについて発覚した場合」となっている。さらにIIIには、「侮辱に対して」(за обиду)の文言がない。III編者(12世紀初めのキエフ?)は、このような、犯罪の加害者の範囲を広げた再編集を施したと考えられる。

189) この「三日」の規定があるのは、三日未満の奴隸の隠匿については、これに罰金を科すような犯罪とは見なさないということが含意されている。それだけ、奴隸の逃亡(もしくは強奪)が広く行われていたということだろうか。

190) この条項は、これまでのような(KII-1 ~ 10)家臣たちの間の殺人・傷害事件ではなく、財産(奴隸)をめぐる事件を扱っている。「侮辱に対して」(за обиду)とあることから、損害を与える側も家臣(муж)を想定している。なお、本条KII-11からKII-18までの条項は同様に財産に対する侵害について扱っている。

191) これは馬の無断借用についての条項だが、次のKII-13も馬の盗難を扱っている。本条では、犯意の薄い、与える損害としては軽微な事例を取り上げたということだろうか。いずれにせよ、遠征や業務での騎行のときに、家臣(従士)たちの間で馬の無断借用が頻発していたことが想像される。III-33に同じ内容の条文がある。

192) ビザンツ法のスラブ語訳である、Закон Судный людемの сводная редакция 14条(глава)に、Аще кто бес повѣльннн на чюжемь конѣ…と文言があり、このKII-12無断乗馬の条件の部分に非常に類似している[Тихомиров 1941: С. 58-59][Закон судный людем прост. и свод. ред. 1961: С. 97]。ただ、罰則の部分はЗаконは犯人を打擲するのに対して、本条は3グリヴナの罰金である。Законを参考にして再編集したものか。

193) この「武器」(оружие)について、KII-18では「槍(копье)や盾(щитъ)」と具体的な名称が挙がっている。なお、KII-18は前注のЗакон Судный людемを借用していることから(下注214)、本条の盗品の列挙は前条KII-12と同様にビザンツ法を参照した可能性がある。

人の]衣服¹⁹⁴⁾(порт)を盗り,[被害者が]自分の領分(мир)の内で¹⁹⁵⁾,[盗品を]知った(познасть)[発見した]場合,[被害者は]自分のものを取り戻し,さらに侮辱に対して[盗人に]3グリヴナ¹⁹⁶⁾[の罰金]¹⁹⁷⁾。

[第14条]もし,誰かが[盗品を]知った場合¹⁹⁸⁾。[その場で]それ[盗品]を取り戻してはならず,かれ[盗品の所持者]に対して「わたしのものだ」とは言ってはならない¹⁹⁹⁾。かれにこう言う

194)「衣服」と訳した порт は中世には衣服一般,特に上衣を意味する語だが, *KIP-18* では「損壊する」(изломити)の動詞とともに用いられて奇妙である。だがこれは,「衣服」(порт)の語がビザンツ法から借用されていることによっている(前注,下注214)。なお,『11~17世紀ロシア語辞典』は本条の порт について別の項目を設け,топор, длинный нож の語義を示し,17世紀前半に来訪した英国人ジェムスによれば,ポルト(port)は「鋭利なナイフの一種で,刀身の長いものもある」としていることを例にあげている[СлРЯХ-XVII Т. 17: С. 129]。ただ,порт が武器類を指すと疑われるのは本条と *KIP-18* だけであり,そのような意味の用例は他の中世文献にはないことから,その根拠は薄い。

195)「自分の領分の中で」(въ своемъ миру)は,日常的に付き合い行動している範囲のこと。対応の *ПП-34* では,а заповѣсть на торгу, а послѣ познасть въ своемъ городѣ (市場で[そのことが]公表され,その後[被害者が]自分の城市においてこれを知った)と具体的に言い換えている。

196) この3グリヴナの根拠について,ジミンは,*ПВ.1944* 記事にあるイーゴリ[02]の対ビザンツ協定書第6条の盗品についての条文中,盗品の現品だけでなくその値の金銭を加えて返却する(現品がない場合はその値の二倍の金銭),いわゆる「倍額賠償」を定めていることを参照している。つまり,馬の賠償額が3グリヴナである(*KIP-28*)ことから,「倍額賠償」の考え方が本条でも適用されているとすれば,「侮辱に対する3グリヴナ」(3 гривнѣ за обиду)は倍額分の賠償金に相当し,この金額の説明が可能になると言うのである[ПРП-1: С. 45-46, 90]。ただ,本条は馬の盗難だけを定めているわけではないこと。盗難事件の3グリヴナの罰金は *KIP-11, 12, 15* にもあり一定のカテゴリーの盗難に適用される罰金額である可能性が強いことから見て,説明の根拠は薄弱だろう。やはり,3グリヴナは公に支払う罰金であって,かりにそこから公が被害者に幾らかの賠償金を与えたとしても(これについては記述がなく不明),基本的には盗難は現品返還で解決されたのではないか。

197) この条文は,従士が職務を遂行するために不可欠な財産の盗難に関わっており,犯人(加害者)が被害にあった従士の「領分の内」(мир)つまり仲間うちである場合を扱っている。やはり,*KIP-12* と同じく,従士たちの間で頻発していた事例だったのだろう。なお,この *KIP-13* に対応する条文が *ПП-34* にある。

198) 誰が何を「知った」(познасть)したか書いてないが,元の所有者が盗まれた物を発見したと読める。また,前の *KIP-13* との関係でみると,盗まれた物は「領分の内」(仲間うちのところ)ではなく,見知らぬ他人のところで発見したと解釈できる。対応する *ПП-35* では「無くなってしまったか,かれのものから盗まれた自分のもの」(познасть свое, что будет погубить или украдено у него)と分かりやすく記されている。その場合,盗品の所持者は直接の盗人ではなく,〈善意の第三者〉の可能性もあることから,前条のような盗品の取戻しと罰金とは異なった,裁判による解決方法を本条で定めているのである。

199)「取り戻し」(яти),「わたしのものだと言う」(рещи «мое»)は前の *KIP-13* で規定した「自分のものを取り戻す」(взяти ему свое)際の手続きのことを言っている。本条では,そのような手続きによる解決を禁じて,別の裁判手続きを定めているのである。

べきである。「あなたがどこで〔盗品を〕手に入れたのかについて、吟味の場²⁰⁰ (свод) へ行け」。そしてかれ〔盗品の所持者〕が行かないときには、5日以内に〔行くことを保証する〕保証人²⁰¹ (поручник)〔を盗品の所持者に立てさせること〕。

〔第15条〕どこかで、別の外の人に対して〔盗品の返済を〕訴えたが²⁰²、〔訴えられた〕相手はそれ〔盗品〕を隠蔽しようとした場合。かれ〔訴えた者〕は導きの場²⁰³ (извод) に行き、12人の前で²⁰⁴〔証言すること〕。もし、相手が侮辱して〔盗品を〕返還しようとしなければ、〔その相手に〕自分の金銭(скот)〔で返済させること〕²⁰⁵。さらに侮辱に対して3グリヴナ〔の罰金〕。

200) 「吟味の場」と訳した свод の原義は「(罪を)取り去る」сводити, すなわち無罪を証明することを意味しており、盗人を特定するために、盗品が所持者に渡った経緯などを審議する場を指している。その具体的な審議手続きの事例は、*KП-16* で奴隷の盗難について述べられているが、そこでは被疑者(盗品の所持者)が転売品を買った善意の所有者であることがひとまずの前提とされている。

201) 原文では, то поручника за пять дний と短い語句で表現されているが, 被疑者(盗品の所持者)が, 自分の出頭を保証する保証人を立てることを義務づけている。立てられた保証人は自分の財産などを抵当に, 「吟味の場」に対して被疑者の出頭を保証することになる。なお, 本条に対応する *III-35* には被疑者が「吟味の場」に出頭しない場合については書かれていない。その代わり, 盗品の返還もしくは賠償の支払いについて。馬や家畜の盗難の場合の盗人に対する罰則・罰金について書かれている。

202) 「どこかで, 別の外の人に対して訴えた」(гдѣ възыщеть на друзѣ проче) の解釈は難しい。対応する *III* で *взыщеть кунѣ на друзѣ* となっていることから, прок を「金銭」(куна) のことと理解して, 条文全体を借金返済訴訟の手続きとする解釈が通説になっている。しかし, *KП-13, 14* からのつながりを考えると, 盗品の返還訴訟手続きと解釈したほうが自然である。проче はミーロフに拠って *KП-13* の「自分の領分の内」(в своем миру) (上注 195) ではない, 領分の外側(вне мира) を意味する副詞と理解した [Милов 2006a: С. 7]。

203) 「導きの場」と訳した извод は「裁きを勝利に導くまでは」(дондеже изведеть въ побѣду судѣ) (『マタイによる福音書』12:20) の извести の名詞形であり, 正しい裁きにいたるプロセスを指す言葉である。いわゆる裁判の場を指すが, 制度的な名称が固まっていないことから, 裁判の働きをあらわす言葉が使われたのだろう。対応する *III-47* ではこの言葉は使われていない。

204) この「12人」は, 対応する *III-47* では人数は示されていないが「相手に対して証人たちを立てること」(на нь выведеть послуци) となっていることから, 借金・借用の事実を証言する「証人」のことを言っているのではないか。なお, 証人を12人立てることについては, 1189-1199年と推定される, ノヴゴロドとゴートランド諸都市の協約書中に, Оже емати скотѣ варягу на русинѣ или русину на варязѣ, а ся его заприть, то 12 мужѣ послухы (ヴァリヤーク人がルーシ人から, ルーシ人がヴァリヤーク人から金銭を奪い, それを隠匿したときには, 12人に証人を立てる) [ГВНП 1949: С 56] の文言があることから, 当時の慣習だったことが推定される。

205) ここで「金銭」と訳した скот は, 「序文」[№ 1]でも使われており(ここでは「財貨」という訳語をあてた), 原義はおもに家畜を意味しているが, 貨幣や毛皮のように交換取引ができる財物・財貨を広く指すことができる。ここでは, 物品の場合には, それが値する手持ちの「金銭」によって返済させるという意味だろう。

〔第16条〕もし誰かが、奴隸(челядин)を奪い取ったが、〔元の主人が〕自分の〔奴隸〕であることを知った場合²⁰⁶⁾。かれ〔現在の奴隸の所持者〕が〔その奴隸を〕買った相手〔売り主〕を、その場〔吟味の場〕に連れてくること²⁰⁷⁾。その者〔売り主〕は二番目の〔売り主〕のもとに導かれ、さらに三番目〔の売り主〕まで到達すること。

そして、〔元の主人は〕三番目〔の売り主に〕こう言うこと。「自分の奴隸だ、あなたはわたしに引き渡しなさい²⁰⁸⁾。あなたは、自分の金銭(скот)[の損失]については、目撃者を立てて(при видоцѣ.), 取り戻すこと(иши)]²⁰⁹⁾。

〔第17条〕あるいは〔もし〕奴僕²¹⁰⁾(холоп)が、自由民の家臣(свободен муж)を殴打して、〔自分の主人の〕家屋(хоромь)に逃げ込み、主人(господин)はかれ〔奴僕〕を引き渡そうとしな

206) 本条は、前のKП-14と同様に転売が繰り返された盗品の返還手続きについて定めているが、盗品が物品ではなく「奴隸」(челядин)であることから、証言の場における裁判手続きが異なっている。おそらく、奴隸の強奪については、転売を繰り返すことによって、盗品であることをあいまいにするような慣習が広がっていたのだろう。

207) 本文にはどこへ「導く」(вести)のか書かれていないが、対応のПП-38では「吟味の場」(свод)であることが記されている。

208) 裁判の時点で「奴隸」は発見された最初の所持者のもとにいるはずであり、「三番目」の売主はその身柄を「わたしに引き渡しなさい」(вдаи ты мнѣ)と言うのは奇妙である。しかし、対応のПП-38を見ると、「〔奴隸の本来の所有者〕は〔自分の〕奴隸の代わりに〔三番目の売り主の〕奴隸を取ること」(попятъ же челядинъ в челядина мѣсто)とあることから、三番目の売り主が所有している奴隸ならどれであれ、賠償として取ってもよい、という意味であることが分かる。三番目の売り主はそのことで損失を被るが、その賠償について三番目の売り主が裁判を起こして取り戻せというのである。

物品の盗難の場合、転売についての証拠・証言が得難いことから、盗品が発見されたときの所持者に対して返還義務と罰金が課された(KП-15)のに対して、本条の奴隸の盗難については転売の追求は容易なことから(奴隸本人の証言を得られる。ПП-38参照)、ひとまずは「三番目」の売主に対して損失の返還義務を課することを定めたのだろう。「三番目」としたのは、何回も繰り返される転売をすべて追求する手続きの煩瑣を避けた便宜的なもので、「三番目」の売主(直接の強奪犯でなくても)に、返還にともなう損失とその取り戻しの責任を押し付けて、元の奴隸の持ち主への損失は償われた形をとったのではないか。ただし、便宜的な措置であることから、「三番目」の売主に罰金(過料)を課することはしていない。

209) 自分の奴隸を引き渡した三番目の売り主は(前注)そのことで損失を被るが、それは以降はかれが「取り戻す」(искати)手続きを行うことを定めている。対応するПП-38では「〔奴隸の〕言葉に基づいて最後まで行く〔調べる〕」(по зыьку ити до конца)とあり、直接の奴隸の盗人(конечний тать)までたどり着き、盗人から奴隸を返させることが想定されている。なお、ここでは盗人に対して、公に支払う過料(продажа)¹²グリヴナが定められている。

210) ここで「奴僕」と訳したхолоп(「ホローブ」)は、主人(господин)の所有物であり、おもに主人の家屋や領地などで家僕や農民として使役される不自由民を指し、文献では、つねに主人との関係において言及されている。

い場合。〔主人は〕その奴僕を受け入れる²¹¹⁾。主人は、かれ〔自由民家臣〕に対する〔補償として〕12 グリヴナ²¹²⁾を支払うこと。

その後になって、その殴打された家臣(муж)がかれ〔奴僕〕を見出したときには、かれを打ち殺すことができる(да бьютъ)²¹³⁾。

〔第18条〕〔誰か他人が〕槍(копье)や盾(щитъ)や衣服(порт)を損壊した(изломить)が、〔その持ち主は〕それを自分の手元に置こうとした場合には、かれ〔損壊した者〕から、金銭(скот)〔による補償〕を受け取る取ること。

もし損壊した者が、それ〔壊れた武器や衣服〕を引き取ること(примѣтати)を望んだ場合には、かれは金銭(скот)によって〔元の持ち主に対価を〕支払うこと。その額は、かれ〔元の持ち主〕が、それ〔壊れた武器や衣服〕を得るために使った額である²¹⁴⁾。

211) 「その奴僕を受け入れる〔取る〕」(то холопа пояти)の文言の主語はおそらく奴僕の主人だろうが分かり難い。対応の III-65 にはこの文言はない。

212) この12グリヴナについては、за + 〔損害対象〕(～に対する補償として)の表現が使われていることから(上注154)、主人が公に罰金として支払ったのち、それは被害者の自由民家臣への賠償金に使われたと考えられる。

213) 高額な罰金を支払ってもなお、主人は自分の奴僕を失う(被害者の自由民家臣に殺される)可能性があるのは一見すると不合理だが〔Свердлов 1992: С.26-27〕、罰金支払いによって主人と被害者の間(つまり家臣の間)の обида(侮辱)は解消されたが、被害者と殴打した奴僕との関係は解消されていないので、慣習法としての「復讐」を許容したのではないか。

なお、対応の III-65 ではこれについて、「ヤロスラフ〔13〕はこれを殺すことを定めたが、その息子たちは父の死後に金銭〔による解決を〕定めた」(то Ярославъ быль оставиль убити и, но сынове его по отци уставиша на куны)として、「復讐」が見直されたことに触れている(III-2および上注165を参照)。その内容は、「〔奴僕を〕縛って打つか、もしくは辱めへの償いとして1クナ・グリヴナを〔被害者は〕取る」(любо бити и розвязавше, любо ли взяти гривна кунъ за соромъ)となっている。これも、『ルーシ法典』の編纂過程(KPからIIIへの再編集も含め)の、民衆の慣習法から公の成文法へという大きな傾向(上注153, 168, 228参照)に則ったものと理解できる。

214) この KP-18 は、「最古の法典」の中で III との対応がない唯一の条文であり、ビザンツ法典のスラブ語訳である、Закон Судный людем の сводная редакция にある次の条文をそのまま借用したと考えられる Иже изломить копие другу, любо щитъ, любо порт, да аще у себе начнетъ держати, то прияти скота у него, иже что есть изломилъ. Аще ли начнетъ скотомъ примѣтати ему, заплатитъ предъ чадию, иже начнетъ вѣдати, колко будетъ даль не нем. ([Тихомиров 1941: С. 58-59][Закон судный людем прост. и свод. ред. 1961: С. 117][ПРП-1: С. 93])。なお、この条文は、Km 写本の NI-M テキストの後に配置された法文テキスト(III の Мусин-Пушкин 版の続きとして)の中にも(л. 302 об), 読むことができる[НПЛ 1950: С. 507]。

【『ルーシ法典』（簡素版）第19～41条：ヤロスラフの子たちの法典²¹⁵⁾】 [№137]

ルーシの地において法 (правда) が制定された (установлена)²¹⁶⁾。それは、イジャスラフ [B]、フセヴォロド [D]、スヴァトスラフ²¹⁷⁾ [C]、コスニャチコ²¹⁸⁾ (Коснячко)、ペレネグ²¹⁹⁾ (Перенѣгъ)、キエフ人ミキフォル²²⁰⁾ (Микифоръ кыянинъ)、チューディン²²¹⁾ (Чюдин)、ミクーラ²²²⁾ (Микула) が集まったときのことである²²³⁾。

215) 「ヤロスラフの子たちの法典」(Правда Ярославичей; княжеский Устав Ярославичей) は、「最古の法典」(上注143)に続く *KП*-19～41の条文を指す研究上の用語である。その前文の部分にヤロスラフ [13]の息子たちが集まって制定したとあることから、その名称がきている。

216) ここまでの文言を前の *KП*-18につけて、この правда (法) は *KП*-1～18の条項のことを指しているという解釈もあるが [Толочко 2009: С. 17]、それでは、*KП*-1～18の前にある、ヤロスラフが与えた法とダブって、矛盾してしまう。ここは、通説に従って、「ヤロスラフの子たちの法典」(*KП*-19～41)の「前文」の出だしになっていると解釈したい。なお、この段落の記述は「ルーシの地において」(Руской земли: 独立所格用法)、(キエフを中心とした支配圏)の表現やキエフの貴族たち名簿など、全体にキエフ的な要素が強い。

この「前文」は *П*では冒頭部分の *П*-2に置かれている。*П*ではその代わりに、*П*-53に、ウラジーミル・モノマフ [D1]が貴族たちを招集して定めた条文という、類似の構造の前書きの文章がある。

217) ここに、「法」の制定者として名が挙がっているヤロスラフの三人の息子は「キエフ公表」[№106]でもヤロスラフの死後ルーシの地を分け合った息子たちとして特記されており、実際に三人ともキエフの公座に着いている。

218) この「コスニャチコ」(Коснячко)は、1068年記事でイジャスラフ [B]の軍司令官(воевода)コスニャチ(Км, Ип Косняч; Лвр Коснячко)として登場する。キエフの丘に館(двор)をかまえる有力貴族(боярин)だったと考えられる。

219) ペレネグ(Перенѣгъ)については他に史料がない。文脈からキエフの貴族(боярин)だったことは推定できる。『ガーリチ・ヴォルィニ年代記』1213年記事にガーリチ貴族の名として Перенѣжъко という指小形があることから、スラブ人の人名であることが分かる。

220) 「キエフ人ミキフォル」(Микифоръ кыянинъ)については、オリガの時代のキエフの古い城市(град)に触れた記事 [№29]で「そこには今 [11世紀後半]、グロジャタとミキフォルの館(Гродятинъ и Микифоровъ дворъ)がある」という記述があり、キエフ人(кыянинъ)と特記されている(対応の *П*-2にはない)ことから、この前書き、さらには *КП*がノヴゴロドで記されたことが想定される。

221) 「チューディン」(Чюдин)については、やはり1068年記事の「チューディンの兄弟トゥーキイがイジャスラフ [B]に言った」(рече Туки, брат Чюинъ, Изяславу)という文で言及されており、さらに、上注220と同じ記事 [№29]で「そこには今、ヴォロチスラフとチューディンの館(дворъ Воротиславль и Чюдинъ)がある」との記述があり、この人物を指しているのだろう。おそらくこの兄弟はイジャスラフ公に仕える貴族だったのではないか。

222) 「ミクーラ」(Микула)については、「ノヴゴロド市長官表」[№111-1]の冒頭にミクーラ(Микула) (№11)という名が記されており、在位時代は不明だが、1088年前後の可能性がある。この名はギリシア語からの借用名、Николай (Νικόλαος)のノヴゴロド方言の読みであり、その意味では、ノヴゴロド人の市長官出身者だった可能性もある。

223) ここに述べられているヤロスラフ [13]の三人の息子たちと有力貴族たちの会合がいつどこで行われたのかを知る手がかりとなる年代記記事も他の史料も存在しない。かりに、この会合が *KП*19～41の諸条項を定めるきっかけになったとしても(法文を権威付けるための後代の挿入の可能性もある)、会合が行われた時期については、1036年から1072年まで研究者によって幅があり、そのきっかけとみなされている事件や状況も多様である [Зимин 1999: С. 99-125]。

[19条] もし、竈役²²⁴⁾ (огнищанин) が侮辱されて (въ обиду) 殺された²²⁵⁾ 場合。殺人者はかれに対する〔補償として〕80 グリヴナ〔の罰金を公に〕支払う²²⁶⁾。住民は²²⁷⁾ (людьє) は〔支払わ〕なくともよい²²⁸⁾。公に属する巡行役²²⁹⁾ (подъездный княжи) の場合も 80 グリヴナ²³⁰⁾。

224) 「竈役」と訳した огнищанин は、家内の竈を意味する огнище からきていることから、徴税、府庫、調達など公の館（宮廷）の家産を管理する役名ではないか。HI-M の 1166 年、1195 年、1234 年記事にこの語が見えるが、すべて「平従士」(гридь, гридьба, гридба) (武官の代表?) と並んでその前に置かれており、本条と明らかに対応している III-1, 3, 20 では князь мужь (公に属する мужь という意味) と一般的な呼び名に言い換えられている。そのことから、ノヴゴロドでは (他の初期年代記にはこの語はない)、経済 (文官) 担当の役職の代表とみなされており、それゆえに「ヤロスラフの子たちの法典」の最初の記事で名指されているのではないか。

225) 「侮辱されて殺された」(убьють… въ обиду) とは、竈役の徴税業務などの際に、家臣との諍いや喧嘩が原因の殺害を指しており、次の КП-20 の「強奪の際」(в разбой) (下注 231) の殺害と区別している。

226) この罰金額 80 グリヴナについては、対応の III-1 おいては、князь мужь, князь тиун が殺された場合の罰金 (人命金) を 80 グリヴナとして、それ以外の КП-1 に記されているルーシ人以下の身分・職位の殺害の罰金 40 グリヴナと差をつけて記している。12 世紀初めの III 編者の理解では、「ヤロスラフの子たちの法典」の КП-19 ~ 23 に 80 グリヴナの罰金が定められている огнищанин (竈役), князь тивун (公の家令), котюх старый (上級の厩役) は公に直属する役人であり、「最古の法典」(КП-1 ~ 18) の時点では定めていなかったかれらに関する罰金 (人命金) が、КП-19 ~ 23 で追加されたと考えたのだろう。

総じて、КП-19 ~ 25 の条項には、公直属の配下の者に対する加害であることが明記されており (КП-26, 27 も文脈から見て同様だろう)、「ヤロスラフの子たちの法典」の КП-19 ~ 40 の部分は、基本的に公にとっての直接の損害にかかわる犯罪を扱っている。その意味では、家臣の間で起こった犯罪を扱っている「最古の法典」(КП-1 ~ 18) とは規定の性格を異にしている。80 グリヴナという「倍額」の罰金も、公の役人の特権的な地位を象徴しているのではないか。

227) この「住民は〔支払わ〕なくともよい」(а людемь не надобнь) も中途半端な表現だが、次の КП-20 で共同体 (вервь) に罰金を課していることと関連させて考えると、「侮辱されて」(家臣による故意) の殺害された事件で犯人が捕まっている場合には、犯人が属する共同体 (これを住民 (людемь) と言っている) が連帯責任による罰金の支払う必要はないと言っているのではないか。

228) 本条に対応して、その一種の解説になっている III-2 によれば、本条は「殺された者への〔復讐の〕殺人を廃止して、金銭で買い戻す〔保証する〕」(отложиша убиеие за голову, но кунами ся выкупати) ことを決めたとしている。つまり、КП-1 の前半に記された親族による復讐についての条項は、本条によって無効となったとも解釈できる。

229) 「公の巡行役」(подъездный княжи) は、本条に対応する III-1 では、князь тиун (公側近の家令) に言い換えられている。подъезд の語は徴税のための巡行を指していることから、これは収税業務の際の役割を示す言葉で、実際は「家令」(тиун) (下注 240) が担当した役名だったのではないか。徴税業務のときの殺人という文脈があるため、この役名が付け加えられた (次注) と考えられる。

230) この最後の文 а в подъездном княжи 80 гривен は、対応する III-1, 3, 12 にはないことから後代 (12 ~ 15 世紀) に追加挿入された文言であることが疑われる [ПРП-1: С. 95][Зимин 1999: С. 48]。

〔20条〕もし、竈役(огнищанин)が強奪の際に²³¹⁾(в разбой)殺された場合²³²⁾。そして殺人者〔178〕を捜し出せない場合。死者が横たわっている共同体²³³⁾(вѣрньи)が人命金²³⁴⁾(вирное)を支払うこと²³⁵⁾。

〔21条〕もし、竈役(огнищанин)が納屋²³⁶⁾(клѣтъ)で、あるいは馬(конь)やウシ(говяд)のところで、〔すなわち〕ウシの盗難現場²³⁷⁾(у коровѣ татьбы)で殺された場合には、〔殺人者の盗人を〕犬のように

231) この「強奪」(разбой)は、暴力的な相手の財産の強奪だが、911年の対ビザンツ協約の第7条などを見ると、相手を殺すことは想定していない。ここでは強盗の際に凶らず殺してしまった場合を言っているのだろう。対応する III-7 では、強奪の際の殺人について「理由もなく(…)いかなる喧嘩もなく〔殺した〕」(без вины... без всякой свады)とわざわざ断っている。なお、ウラジーミル [06] 時代に強盗(разбойники)が増加したことについては、996年記事 [№ 123] [ノヴゴロド第一年代記(2):264頁]を参照。

232) *KП-20* および *KП-21* で竈役が殺される状況は、*KП-19* と同様に(上注 226)、かれが徴税吏として公の所領を巡行して集めた貢税品(穀物や家畜類)が強奪され、その際に殺されるような事態と考えられる。ここからも竈役は公の税収、家産を管理する責任者であったことがわかる(上注 224 参照)。

233) 「共同体」の *НІ-М* の原語は *Км вѣрньи*; *Бр вѣрное*; *Ак* は *вернеи* を *вири* に修正した痕跡がある。本条と並行する *III-3* の対応部分(トロイツキ第一写本)では *вервь* の語が用いられており、*НІ-М* の読みは意味が通らないことから誤写によるもので、本来の読みは *вервь* だったとするのが通説になっている。*вервь* (共同体)は担税民の居住単位をあらわす言葉で、村(село)に近いかそれより大きな単位と考えられる(погост と類比する説もある)。氏族(слан, родовая община)的な社会性を残した共同体と考える説もある[Колесов 1986: С. 119]。他の史料には言及されておらず、『ルーシ法典』に特有の用語である。*вервь* の居住者は *люди* (住民)と呼ばれており(上注 227)、公の所領の農民である *смерд* (平民)とは区別されている[Горский 2019: С 33–35]。

234) 「人命金」の原語は *Км вирное*; *Бр вѣрное*; *Ак* は *вирное* と読めるが修正の痕跡あり。本条と並行する *III-3* の対応部分では *виревная* の語が使われている。*KП* では付加的な条項である *KП-42* を除いて *вира* の語は使われていない。ここで、形容詞形の *вирное* が使われているのは、共同体が支払う特殊な *вира* という位置づけからきたものか(これを *III* では *дикая вира* とも呼んでいる)。

235) 本条には、共同体が払うべき人命金(公への罰金)の額が記されていない。同じ竈役の殺害である前の *KП-19* と同額とすれば 80 グリヴナが推定される。内容が対応する *III-3* では確かに 80 グリヴナと記されている。さらに、*III-4* で何年かかってでも人命金を支払うこと、*III-5* では、主犯を匿ってから発覚した場合には、主犯が 40 グリヴナ、共同体住民が 40 グリヴナを負担するなど、内容が細部に及んでいる。このような一揆や強訴のような、担税の共同体が集団的に関与した徴税吏の殺害事件が多かったというところだろう。

236) 「納屋」(клѣтъ)は家屋の一画の食料倉庫や物置部屋のこと。冬場などに家畜を養う家畜小屋もまた家屋に付設されていた。ここでは、竈役、家令が集めた貢税品の保管場所を意味しているのではないか。

237) 「ウシの盗難現場」(у коровѣ татьба)は直前の「馬とウシのところで」(у коня или у говяда)を言い換えて、家畜の盗難一般をあらわす言い回しを使ったのか。もしくは *говядо* (雄ウシ)と *корова* (雌ウシ)を分けて書いたものか。対応する *III-40* では「馬とウシのところで」の句はなく、「何らかの盗難現場」(у котороѣ татьбы)となっており、こちらのほうが分かりやすい表現である。なお、本条では以下の *KП-21* ~ 27 と同様に、*татьбы* (盗難)とあることから、*KП-20* の集団的な強奪(разбой)とは異なり、少人数で、「納屋」の食品・備品や家畜小屋の家畜を盗み出そうとした際に、その管理者(竈役、家令)に見つかってしまい、犯人がその管理者を殺したような場合を想定しているのだろう(次注参照)。

殺してよい²³⁸⁾。同じ付則(покон)は、家令(тивунци)[が殺された場合]についても[適用される]²³⁹⁾。

[22条] 公に属する家令²⁴⁰⁾(княжи тивун)[が殺された]場合、80グリヴナ²⁴¹⁾[の罰金]。

[23条] 上級の厩役²⁴²⁾(конюх старьи)が[馬の]群れのところで[殺された]場合には80グリヴナ[の罰金]。これは、イジャスラフ[B]が、ドロゴブージ人²⁴³⁾(дорогобудьци)たちによって殺された自分の厩役(конюх)について定めたものである。

[24条] 公に属する村の長老²⁴⁴⁾(сельский староста княжи)が[殺された]場合、および農民の[長

238) 「犬のように殺す」(убити въ пса мѣсто)の語句には、誰を殺すのか書かれていないことから、この部分の解釈には異説がある。本条に2度使われている殺す(убити)の動詞の補語(目的語)を二つとも「竈役」(огнещанин)と理解すれば、盗みの犯人である竈役は即座に殺されるべき、という解釈になる。この解釈は本条の構文がKП-38の構文および内容と類似であることから、一定の説得力はある。しかしながら、KПに加害者(罰金の対象者)の職位を限定している条文はなく、また法文であえて公の「竈役」が罪を犯すことに触れることも不自然である。また、KП-19, 20で、「竈役」が殺された場合を扱っていることから、本条もその続きと考えることがもっとも自然な解釈ではないか。

239) この条文の最後の文言、А то же поконъ и тивунциは、構文的に前後から浮いており、покон(付則)の語が唐突であり、また内容的に次のKП-22と部分的にダブっていることなどから、後代(12～15世紀)の追加挿入の可能性が疑われる[Зимин 1999: С. 48]。あるいは、KП-21全体が、公の徴税役人殺害に対する厳罰(「犬のように殺す」)を強調するために、KП-38を参照しながら、あとから追加挿入された可能性もあるだろう。

240) 「公の家令」(княжи тивун)のтивун(家令)はПВ.Л1093年記事にキエフの役人の職名として言及されており、公の家政および財政を取り仕切る役目を負っていたと考えられる。対応するПП-21には、за тивунъ, за огнищныи и за конющныи(竈役の家令と厩役の家令)のように形容詞の役名が付されていることから、тивунは公の経済官僚の総称として理解されていたのかもしれない。

241) この条文の文脈は分かり難いが、直前のKП-21からの内容的なつながり、KП-26～26の構文的な類似性を考え合わせれば、家畜類の盗難現場で「家令」が殺された場合、と解釈するのが適当だろう。ПП-1ではтивун княжьが殺された場合として、やはり80グリヴナの罰金が定められている。なお、前のKП-21では、その犯人をその場で殺してよいとしているが、ここでは殺さなかった場合の罰金を規定していると読める。

242) 「厩役」(конюх)は、ПВ.Лではオレーグ[00]の死についての伝説的エピソードの中で、старъишина конюхが、1097年の記事で、公の使者となった二人のконюхについて言及されている。いずれの場合も、本条と同じく公に仕える高位の職位だったことが推定される。対応するПП-12ではтивунъ… конющныиの形が用いられ、やはり80グリヴナの罰金になっている。

243) 「ドロゴブージ」(Дорогобуж)は、ゴリニ川中流左岸に位置し、11世紀にはトゥーロフ公領とヴォルニニ公領の間に位置する城市。現在のウクライナ、リウネ州のドロゴブージ村Дорогобужに相当する。イジャスラフ[B]は、1054年に父ヤロスラフが没するまでトゥーロフに座していたことから、支配城市としてのドロゴブージに、自らの重臣(上級の厩役)を派遣していたのかもしれない。

244) 「公の村の長老」(сельский староста княжи)は、公の支配地の村を管理する長(村長)のこと。徴税、徴発、徴兵などを請け負っていた。対応するПП-13ではсельский староста княжиの代わりにсельский тивун княжиとなっており、派遣された公の役人(тивун 家令)がそのような管理を担うこともあったと解釈できる。

老]²⁴⁵⁾ (ратаиний) が [殺された] 場合, 12 グリヴナ [の罰金]。

[25条] 公に属する普通の [農民]²⁴⁶⁾ (рядовник) が [殺された] 場合, 5 グリヴナ [の罰金]。

[26条] 平民 (смерд) と奴僕 (холоп) が [殺された] 場合²⁴⁷⁾, 5 グリヴナ [の罰金]。

[27条] [これらのうち] もし, 奴婢の養母²⁴⁸⁾ (роба кормилица) や養母の息子²⁴⁹⁾ (кормиличиць) が [殺された場合は], 12 グリヴナ [の罰金]。

245) ратаиний は, ратаи (農民, 耕作者) の形容詞形。ここでは, この語しかないが, 文脈から староста ратаиний (農民の長老) のことを言っている。この語句は前にある сельский (村の) と対比されていることから, село (村) によっては組織されていない農民たちを管理し, 貢税業務などを請け負っていた, 別の種類の「長老」のことを言っているのだろう。

246) 原語の рядовник (並行する *ПП-14* では рядович) は「約定・契約」を意味する ряд から派生し, 領主との「契約」に従って領地を耕作するいわゆる「小作人」を意味すると解されてきたが, рядовой (普通の, 平 [ひら]) と共通の語義との説が出されている [Горский 2019: С. 293–294]。その場合, 文脈から見て, *КП-14* の長老 (староста) と *КП-16* の平民 (смердь)・奴僕 (холоп) との間の身分である「普通の」農民という解釈になる。そこに, 「公の」(княжи) の形容詞が付されていることから, 公に属し, その所領地を耕作する農民ということだろう。

247) 「平民」(смерд) は, 1016 年記事 [№ 135] (上注 141) で 1 グリヴナの褒賞金を受けた смерди と同じものを指しているだろう。かれらは公に貢税を納める農民としては最下層に属するが, さらにその下に, 公の館などで家政や行政の下働きをする不自由民「奴僕」(холоп) についても書かれている。なお, 対応の *ПП-16* では「平民と奴僕」のあとに, 「奴婢の場合 6 グリヴナ」(а за робу 6 гривень) と罰金が 1 グリヴナ高くなっている。女奴隷が男奴隷よりも価値が高く評価されることは, 『イーゴリ軍記』の 125. Аже бы ты былъ, то была бы чага по ногатъ, а кошей по резанъ. (女奴隷がノガタで, 男奴隷はレザナで [売られた]) の表現にも見ることができる。

248) 「奴婢の養母」(роба кормилица) の「奴婢」(роба, раба) は女性の холоп (奴僕) のことで, 本来なら前条 *КП-26* によって人命金は 5 グリヴナになるが, かの女が公の家族の「養母」(кормилица) (乳母) であるときは, 例外的に高額の 12 グリヴナとするもの。構文的にも例外規定であることが分かる。中世において, 公の「養育係 (養父)」(кормилец) は特段に高い地位を得ていた [ノヴゴロド第一年代記 (I): 157 頁, 注 204] ことから, 「養母」(кормилица) もまた特別視されていたのだろう。なお, 対応の *ПП-17* では, 養父 (кормилец) の場合も, かりに奴僕 (холоп) の出身者であっても人命金は 12 グリヴナになることが明記されている。

249) 「養母 [乳母] の子供」(кормиличиць) は, 同じ乳母に育てられた子供は, 公の家族の者にとっては, 特別な配慮と身分が保証されていたのだろう。養母 (乳母) の場合と同様に人命金は高額 (12 グリヴナ) になっている。日本の古代・中世の「乳兄弟 (めのとご)」の慣習と類比できるか。

〔28条〕²⁵⁰⁾ 焼き印がある (с пятномъ) 公の馬 (князь конь) に対して [盗まれた場合の賠償金は] 3 グリヴナ²⁵¹⁾ [3]。平民の [馬]²⁵²⁾ (смердѣи) に対して 2 グリヴナ [2]。雌ウマ (кобыла) に対して 60 レザナ²⁵³⁾ (рѣзань) [1.2]。雄ウシ (воль) に対して 1 グリヴナ [1]。雌ウシ (корова)

250) 本条は「за + [家畜] + [金額]」という単純な構文の羅列からなっており、これまでの条文とは文の作りが異なっている。類似の構文が使われている *KП-35* から推察すると、おそらく、「Аще [家畜] украдет, то за [家畜] [金額]」(もし [家畜] を盗んだ場合は、[家畜] に対して [金額] を支払う) という文を単純化して並べたと推察される。これは、上注 154 の за + [損害対象] + [金額] の表現と同じであり、[家畜] が盗難による損害の対象、[金額] が被告 (犯人) が原告 (持ち主) に支払うべき賠償額を示している。そのことは、対応の *ПП-45* の末尾で「これらの [賠償] 規定額は [被害者の] 平民に [支払われる]。もし公に過料が支払われたならば (то ти уроци смердомъ, оже платять князю продажу) とあることから確認できる。本条には、公に対する「過料」(продажа) とその額の言及はないが、60 レザナと統一されていたのではないか (*KП-35* および下注 273 を参照)。

251) 『ルーシ典』において「グリヴナ」(гривна) は罰金・賠償金の基本的な計算単位として示されているが、そのような貨幣が存在していたわけではない。この「グリヴナ」と当時通用していた銀 (貨) との対応について、従来の説では、1 グリヴナが銀重量で約 136g (クリュチェフスキイ、ヤーニン)、68.22g (ヤーニン)、47-49g (パウエル) などが出されてきたが、現在では約 51g が通説となっている ([*Древняя Русь 2014: C. 212: Гривна денежная*] では 51.19g)。ナザレンコはその価値づけの根拠を次のように説明している。7 世紀末のウマイヤ朝カリフアブドゥルマリクの通貨改革以降、通用していたアラブ・ディナール金貨 (4.25-4.27g) は 10 世紀頃にはルーシ支配地にも浸透し、地中海圏で流通していたビザンツ・ノミスマ金貨 (золотник) (約 4.28g) とほぼ同等の価値であることから一種の基準通貨とみなされていた。ルーシでは 9~10 世紀に銀貨 (主にアラブ・ディルハム銀貨) が大量に流入し使われていたことから、この基準通貨を銀の価値によって表現するときに使われたのが「グリヴナ」の単位だった。当初はアラブの金銀換算率 1:14 によって、銀重量で約 60g (当初のディルハム銀貨 (2.9-3.0g) 20 枚に相当した) とされていたが、次第にビザンツ、ルーシ、西欧で通用していた金銀換算率 1:12 を適用するようになり、10 世紀後半からは 1 グリヴナは銀重量で約 51g 相当とすることが主流になった。1 グリヴナは当時流通していた「貨幣」の形では、ほぼディルハム銀貨 (当時は約 2.55g) 20 枚、ペーニヒ・デナリウス銀貨 (約 1.02g) 50 枚、もしくはテン毛皮 25 枚に相当したとされるが、実際には雑多な種類と重量の銀貨を秤量、換算して支払っていたのだろう [Назаренко 1996: C. 11-13][Назаренко 2001: C.144-149]。

252) 「平民の馬」(конь… смердѣи) は直前の「公の馬」(князь конь) と対比されていることから、смерд は広い意味の公に仕える「家臣」(муж) たちを指しているだろう。これまでの「担税民」とはやや概念が異なる。対応する *ПП-45* では「その他の [馬] に対しては」(за инѣхъ) と言い換えられている。

253) 「レザナ」(резана) は少額の金銭単位。разати (切る) と同根の語で、当時のアラブ・ディルハム銀貨をほぼ半分切って銀重量として使った習慣からそう呼ばれるようになった。レザナの貨幣としての形は、10 世紀にはディルハム銀貨を 1.02g 相当に切り出した破片であり、11 世紀から 12 世紀初めにはこれが、当時の西欧のペーニヒ・デナリウス貨の重さ (1.02g) に相当することから、使用には都合がよい単位だった [*Древняя Русь 2014: C. 677*]。

なお、*KП* におけるグリヴナ (гривна) (前注) 以外の金銭単位とグリヴナとの換算率は次のようになる。1 ノガタ (ногата) = 0.05 (1/20) グリヴナ、1 クナ (куна) = 0.04 (1/25) グリヴナ、1 レザナ (резана) = 0.02 (1/50) グリヴナ。これは、本条 *KП-28* の賠償金が額の高い順番に並べられていると仮定して各単位の近似的なグリヴナ換算額を得た上で、*KП-42* の人命金徴収人報酬額の計算で検算することで確かな換算率が得られる ([Янин 2009: C. 47-49] 参照)。以下の条文で、罰金・賠償金の金額を比較できるように、本文と注釈の [] 内にグリヴナに換算した額を示すこととした。

に対して 40 レザナ [0.8]。三歳ウシ (третьякъ) に対して 15 クナ²⁵⁴⁾ (кунь) [0.6]。当歳ウシ (лоньщина) に対して半グリヴナ [0.5]。子ウシ (теля) に対して 5 レザナ [0.1]。子ヤギ (яря) に対して 1 ノガタ²⁵⁵⁾ (ногата) [0.05]。雄ヒツジ (борань) に対して 1 ノガタ [0.05]。

[29条] 他人の奴僕 (холоп) や奴婢 (раба) を連れ去った場合²⁵⁶⁾, [犯人は] その侮辱²⁵⁷⁾ に対して 12 グリヴナ [の罰金を公に] 支払う²⁵⁸⁾。

[30条] もし、血まみれや青あざの家臣 (муж) が [裁判の場に] やって来た場合、かれのために証人 (послух) を捜し出すことはしない²⁵⁹⁾。

254) 「クナ」(куна)「貂(テン)」(куница, куний)の毛皮をあらわす куна を語源としており、テン毛皮を当時流通していたアラブ・ディルハム銀貨と同等とみなす商習慣があったことから、金銭単位の名称として使われるようになった。計算上は銀重量で 2.04g で、グリヴナの 1/25 に相当する。KП では、現実の支払い貨幣を想定しないような場合 (KП-41) の条文に、少額単位としてクナが用いられている。なお、クナの計算上の価値は時代によって変動があり、PП におけるクナはグリヴナの 1/50 [0.02] と半分になっている。

255) 「ノガタ」(ногата) は、アラビア語の naqd (複. nuqūd)「選別する」に発していると推定され、アラブ・ディルハム銀貨の中でも高品位(約 2.5g)の貨幣に対応していた。KП では 1/20 グリヴナの換算であり、銀重量で 2.55g に相当する [Древняя Русь 2014: С. 559]。

256) PП-89 に「(奴僕や奴婢が)正当な理由なく殺した場合には、[殺した者は]奴僕の補償として[主人に]規定額 [KП-26, PП-16 の 5 グリヴナのこと] を支払い、公には 12 グリヴナの過料」(но оже будетъ безъ вины убийень, то за холопъ урокъ платити или за робу, а князю 12 гривень продажъ) という文言があり、状況は異なるが対応している。なお、PП では PП-110 ~ 121 に詳細な奴僕 (холоп) にかかわる犯罪が規定されている。PП の時代 (12 世紀前半) にはそのような犯罪が多くなったということだろう。

257) ここで「侮辱」(обида) (上注 169) を受けるのは、奴僕・奴婢の所有者の「家臣」である。

258) これまで条項 (KП-19 ~ 27) の条項が殺人に対する罰金 (人命金 *вира*) の規定だったのに対して、本条以下は盗難など財産の損害に関する事件を扱っている。ただし、家臣の間の紛争であることから、公に対する罰金 (過料 *продажа*) が規定されている。本条の場合、掠取された (「連れ去られた」) 奴僕・奴婢は、本来の持ち主 (主人) に戻されて、当事者間では解決と見なされたのだろう。

259) 本条の内容は、KП-2 の冒頭の部分に内容的に類似している (文型は対応の PП-29 にほぼ一致している)。ただし、KП-2 の видок (目撃者) が本条では послух (証人) に換わっており、KП-2 ではさらに、あざがない場合の手続きや罰金、治療費を規定しているが、本条は前後の条文とのつながりがなく、唐突に犯罪 (傷害) の確定要件だけを言っているに過ぎない。おそらく、「ヤロスラフの子たちの法典」の編者が、「最古の法典」もしくはその共通資料から条文を抜き書きするときに、内容がダブることに気が付かなかったのではないかと。

なお語の入れ替えは、ノヴゴロドで編集された「最古の法典」のノヴゴロド的用語 видок に対して、「ヤロスラフの子たちの法典」の編者がキエフ的な同義語 послух (PП では多用されている) に置き換えたのだろう。([PП-1: С. 88][Тихомиров 1941: С. 49-50])

〔31条〕馬(конь)や雄ウシ(волы)や納屋²⁶⁰⁾(кльть)[の物]盗んだ者がいて、もしそれが1人だった場合には、その者〔盗人〕は1グリヴナ〔1〕〔の罰金〕と30レザナ〔0.6〕を支払う²⁶¹⁾。かれら〔盗人〕が18人²⁶²⁾だった場合には、3グリヴナずつ〔の罰金〕と、家臣²⁶³⁾(муж)に対して30レザナ〔0.6〕ずつを支払う²⁶⁴⁾。

〔32条〕公に属する〔ミツバチの〕木洞(うろ)²⁶⁵⁾〔からの盗難〕の場合、3グリヴナ〔の罰金〕。それを焼いた場合も、〔ミツバチを〕取り去った場合も〔同じ〕。

〔33条〕平民(смерд)を苦しめた(умучати)が、それが公の言葉によらない²⁶⁶⁾場合、侮辱

260) ここも文脈から見て、*KП-21*と同様に納屋で飼っている家畜を指すのだろう。

261) この金額の解釈は難しいが、ジミン盗人が支払う罰金について、*KП-40*を参照しながら、本文の「1グリヴナ」ではなく「3グリヴナ」と訂正読みをしている。さらに、次の30レザナは、褒賞金(次注参照)のことを言っている解釈している[*ПРП-1: C. 100-101*]。

262) この18の数は*Н1-М*全写本で共通だが、具体的な意味を見出せない。類似の内容である*KП-40*では10人による盗難について規定している。写本での数の表記は、10は .i. で、18は .иi. となることから、本来は*KП-40*同様に、多人数をあらわす意味で .i. と表記されていたものが、写本伝播過程で и が混入した可能性も考えられる(ジミンの解釈も参照[*ПРП-1: C. 100-101*])。なお、対応の*ПП-41*では「多かった場合は」(будеть ли ихъ много)と言い換えている。

263) この家臣(муж)は、*KП-40, 41* とのかかわりから見ると、複数の家畜泥棒を捕まえた(*KП-40: хто изъмалъ*)、盗難に遭った家の者を指しており、二度言及されている「30レザナ」はかれらへの褒賞金と解釈できるだろう[*Российское законодательство Т. 1: C. 61*]。下注285も参照。

264) 上記の訂正読み(上注261, 262)を考慮に入れて考えると、本条は全体として、多人数による盗難で複数の犯人が捕まった場合、それぞれの犯人に対して、一人による盗難の場合と同額(3グリヴナ)の罰金が課されるということを定めている。同時に、犯人は自分を捕まえた者に対しても、罰金(30レザナの褒賞金)を払わなければならないことが分かる。

265) 「木洞(うろ)」(борть)とは、樹木の洞(うろ)にミツバチが自然に巣を作ったり、人為的に巣を作らせたもの。本条は、蜜酒(мед)や蜜蝋(воск)を採るミツバチの巣のうち、公の所有になるものの盗難および損壊について扱っている。*ПП-75, 76*では巣の損害の内容をより細かく定め、それに応じた罰金が決められている。

266) 「公の言葉によらない」(безъ княжа слова)は、公(およびその代理人)による裁判で公の命令・許可があった場合には、拷問等の手段がゆるぎされていたことが想定されている。

[179] に対して (за обиду) 3 グリヴナ [の罰金]²⁶⁷⁾。竈役 (огнищанин)、家令 (тивунник)、警務役 (мечник) を [苦しめた] 場合には 12 グリヴナ [の罰金]²⁶⁸⁾。

[34条] 境界を越えて耕作した (межу переореть) 者, [境界の印の] 削り換え²⁶⁹⁾ (сопретесь) [をなした] 者は, その侮辱に対して 12 グリヴナ²⁷⁰⁾ [の罰金を公に払う]。

267) 本条は、公（および貴族や家臣）の所領地の平民 (смердь) に対する、暴力的制裁（私刑）を罰金をもって禁ずることが本旨であり、あわせて、公の所領管理や裁判を行う配下の行政官への私刑の禁止についても触れている。「苦しめる」(умучати) とは、自分の意志に従わせるために打擲したり拷問にかけること。KII-26 によれば平民が死んだ場合の罰金は 5 グリヴナであり、ここはそれより低額の 3 グリヴナであることから、死んではいない場合だろう。

ПВЛ1071 年記事にこれに対応する状況を語るエピソードがある。二人の呪術師が飢餓をきっかけに一揆をお指導しロスロフ地方からペロゼロへと移動しては土地の穀物を強奪した。スヴァトスラフ・ヤロスラヴィチ [C] 配下の徴税吏ヤン・ヴィシャティチは、二人の呪術師がスヴァトスラフ公の所領の平民であることを知ると、まずかれらの引き渡し（裁判にかけるため）を要求するが抵抗を受けたため、ペロゼロ人に二人を捕らえさせる。ヤンは二人を尋問し、二人が「自分たちはスヴァトスラフ公 [C] の前に立」って裁判を受ける権利があることを主張したところ、ヤンは裁判にかけさせず、顎鬚を引き抜くよう命じ、「かれらの口にさるぐつわをはめ、マストに縛り付けさせ」（「苦しめ」）、さらに、かれらに殺された者がいる血縁の者を連れてこさせて二人を殺させている。つまりヤンは、本条で禁止している私刑を、KII-1 で制限している血讐のかたちで行ったことになる。このような、力を持つ役人や同僚による、平民に対する私刑は広く行われていたと考えられる。

なお、III-78 の対応の条文では、「もし公の言葉 [許可] なしに平民が平民を苦しめた場合」(Аже смердь мучить смерда безъ княжа слова) とより具体的に書かれており、罰金 3 グリヴナの他に、苦しみを受けた平民への賠償金 1 クナ [0.02] が記されている。

268) 「竈役」(上注 224) と「家令」(上注 240) は公の所領管理の役職で、「警務役」(上注 161) は公の裁判執行のための役職。すべて、公の従士たちの中から任命されたと考えられる。かれらを「苦しめる」とは、職務上の紛争で起こった上司や同僚たちによる私的な制裁（私刑）のことだろう。

269) 「削り換え」の原語は *Км сопретесь; Ак, Бр перетесь* で、どちらも中世文献の孤語であり、意味の手がかりは乏しい。ひとまず共通の語幹部分 *перетес* を *п(е)ре-тес* と分けて *тесати* (削る) から派生したと理解するのが通説である。文脈から見て、木の幹を削って境界の印としていたもの（文献では *потесы* という）を、「削り換える」(*пере-тесати*)、すなわち別の木を削ることで、境界を移動し領地の不当な拡大を図ることを指しているだろう。対応する内容の III-72 には「印をつけたり境界になっているオーク樹を切り倒す」(*дубь подотнетъ знаменьный или межъный*) と分かりやすい別の表現になっている。なお、*перетес* を *перетнет* (*перетати*) (伐採する) に訂正読みする説も出されている [Толочко 2009: С. 86-87, прим. 188]。

270) 「侮辱に対して」(за обиду) の句があることから、家臣の所領地の間で起こった紛争が想定されているだろう。罰金が 12 グリヴナと高額であるのは抑止効果を狙ったものか。

〔35条〕舟(лодя)を盗んだ者は、その舟に対して30レザナ〔0.6〕を支払う²⁷¹⁾。さらに、過料²⁷²⁾(продажа)は60レザナ²⁷³⁾〔1.2〕。

〔36条〕〔盗まれたものが²⁷⁴⁾ハト(голубь)とニワトリ(курять)の場合は9クナ〔0.36〕, アヒル(утка)とガチヨウ(гусь)とツル(жерava)とハクチヨウ(лебедь)の場合は30レザナ〔0.6〕。さらに、過料(продажа)は60レザナ〔1.2〕。

〔37条〕他人の犬(песь)やハヤブサ(ястребь)やタカ(соколь)を²⁷⁵⁾盗んだ者は、その侮辱に対して3グリヴナ〔の罰金²⁷⁶⁾〕。

〔38条〕もし、自分の館(двор), もしくは納屋²⁷⁷⁾(клѣть), もしくは家畜小屋(хлѣва)で²⁷⁸⁾盗

271) この30レザナは、*KП-28*の構文と同じことから(上注250)、盗人が持ち主に支払うべき賠償額である(次注参照)。なお、対応の*ПП-79*ではまず「舟を現物で返還する」(лодию лицемь воротити)ことが定められており、その後に賠償額が示されている。*ПП*では「海洋船」(морская лодья), 「運搬船」(набоинная лодья), 「小舟」(челн), 「川舟」(струг)と船の種類によって賠償額が異なっている。

272) 本条*KП-35*から*KП-40*まで(*KП-37*, 38を除く)は家畜・家禽をはじめとする家財の盗難について扱っているが、家臣の間だけでなく、その配下の民(смерд)の間で発生した場合も想定しているだろう。その場合には、盗品を返すか相当の損害賠償額(*KП-28*参照)を、捕らえられた盗人が持ち主に支払うことで解決された。

そのような少額で平民が関与する盗難の場合には、公に払う罰金は発生しないが、その代わりに公が犯人に課したのが、ここで「過料」(продажа)と呼んでいる別種の罰金もしくは裁判手数料である。продажаの語は、翻訳文献では「商取引」を意味する *πρῶξις* の翻訳語だったが、ルーシにおける年代記での продати/продавати の用法(*ПВЛ*1074年, 1093年記事)では、不当な利益、恣意的な重税という意味でもっぱら使われている(接頭辞 про-には「誤った」という意味もある)[*Колесов* 2004: C. 166]。

273) *KП*の他の条文をみると、盗難事件の「過料」は60レザナ〔1.2〕に統一されていたようである。

274) 前条からの続きの文脈で、以下の家禽が盗まれた(украдеть)場合の賠償額が列挙されていると理解できる。

275) ここに列挙されている「犬」「ハヤブサ」「タカ」は、前後の条文にある家畜・家禽類とは異なり、公とその従士(家臣)たちが狩猟のときに使う動物である。そのため、「他人の」(чюжь)というのは、*KП-12*の「他人の馬」の場合と同様に他の家臣のことを言っており、家臣の間の争議(盗難)についての条項である。そのため、「侮辱に対して」(за обиду)公に支払う罰金3グリヴナだけが定められている。

276) 対応の*ПП-81*には「犬」についての記述はなく、「ハヤブサ」と「タカ」について3グリヴナの罰金(過料 продажаと明記されている)とあり、さらに「持ち主に1グリヴナ」(а господину гривна)との、犯人が直接持ち主に払う履き損害賠償金についての追加記述がある。

277) 「納屋」(клѣть)は食料・備品などを置く家屋の一画のこと(上注236)。

278) 「家畜小屋」(хлѣва)は、*KП-21*で「馬」(конь), 「雄ウシ」(говяд), 「雌ウシ」(корова)と列挙されている役畜を飼っている場所のこと。

人を殺した場合は、これを殺してよい²⁷⁹⁾。かりに、日の出まで〔盗人を〕捕縛していた場合には、かれを公の館に連行すること²⁸⁰⁾。かりに、〔盗人が〕殺されたが、住民(люди)が〔盗人が〕縛られているのを見ていた場合。かれ〔殺された盗人〕について支払いをなす²⁸¹⁾ こと。

〔39条〕もし、干草(сено)が盗まれた場合には9クナ〔0.36〕。薪(дрови)の場合は9クナ〔0.36〕²⁸²⁾。

〔40条〕雌ヒツジ(овьца), または雌ヤギ(коза), または雌ブタ(свинья)が盗まれ²⁸³⁾, 〔盗人〕

279) 「これを殺してよい」(тои убити)とは、盗難の現場で盗人を殺しても、*KP*で定めているような罰金の支払いは免れるということ。全体として本条の状況設定は*KP*-21と非常に似ている。ただここでは、公や家臣の家屋に保管されている武器、武具、家財、食料、家畜などを夜間に盗み出す行為を想定しており、盗人を殺してよい状況を制限するなど、視点がやや異なっている。

280) 盗人を捕まえて縛り上げ、そのことが人に見られて(「日の出」)以降は、盗人を殺してはならず、裁判のために公の館に連行しなければならないということ。これまでの条項は、加害者(盗人)が捕まって裁判にかけられることが前提となっており、罰金や賠償金が定められていたが、ここでは、加害者(盗人)が殺された場合を扱っている。

なお、*KP*の時代には制度的な機関としての「裁判所」はまだ存在せず、これまで「吟味の間」(свод)(上注200)や「導きの場」(извод)(上注203)のような犯罪を確定する場についての言及があるに過ぎない。ここの記述から、そのような糾問は公の館において、おそらく公が中心となって行われていたことが推定できる。総じて*KP*の条文は、犯罪糾問の手続きについての記述は少なく、犯罪に応じた犯人への罰金額とその徴収の手続きの記述に重点が置かれている。

281) 直前の項(前注)に違反して、盗人が縛られた(さらにそのことを人々が見た)後に殺された場合を扱っている。そのときは上注279の場合と異なり、殺した者が加害者として罰金の支払いを課されている。「かれについて支払いをなす」(платити в немь)とは、殺された盗人の身分・職階などによって罰金が異なることから、一般的な表現を使ったのだろう。なお、対応の*PPP*-40は、本条とほとんど同じ内容だが、最後の部分だけ「その場合12グリヴナ〔の罰金〕」(то платити в томь 12 гривень)と、盗人を殺した場合の罰金額が12グリヴナと明記されている。

282) 本条を、*KP*-35, 36からの続きと考えれば、この9クナ〔0.36〕の金額は盗まれた物に対する賠償額と理解できるが、乾草や薪の単位が記されていないことから、盗難の抑制を狙った過料の可能性もある。なお、対応の*PPP*-82では前半は内容は同じだが、これに加えて後半に「持ち主は荷車何台分が盗まれたかによって、1台あたり2ノガタ〔0.1〕〔の賠償金を〕取る」(а господину колико будеть возъ украдено, то имати ему за возъ по 2 ногатъ)との文言が加えられており、これが賠償額と理解できることから、9クナは「過料」を指していると解釈できる。

283) ここに列挙されている、雌ヒツジ(овьца), 雌ヤギ(коза), 雌ブタ(свинья)の三種類の家畜は、*KP*-28の家畜のリストにはない種類で、対応の*PPP*-42では「野原で〔飼う〕家畜」(скоть на поле)と概括して呼ばれており、*KP*-21, 31の馬(конь), 雄ウシ(волы, говяд), 雌ウシ(корова)のような農耕用の役畜とも区別されている。本条では、三種類の家畜について*KP*-28のような「賠償額」(上注250)は示されず、公への過料(と捕縛者への褒賞金)が示されているだけである。

10人が一頭の雌ヒツジを盗んだ場合には、60レザナ〔1.2〕ずつの過料²⁸⁴⁾。これを捕らえた者には10レザナ〔0.2〕〔を与える〕²⁸⁵⁾。

〔第41条〕²⁸⁶⁾〔罰金〕のグリヴナ〔に対して〕警務役(мечник)にはクナ²⁸⁷⁾。十分の一税(десятина)として15クナ〔0.6〕, 公に3グリヴナ²⁸⁸⁾。

〔罰金が〕12グリヴナ²⁸⁹⁾〔の場合には〕罰金徴収人(емьць)には70クナ〔0.28〕²⁹⁰⁾。そして、

284) ここでも、*KП-31*の場合と同様に、複数の盗人に対しては、それぞれに一律の過料を課すという原則(上注264)が、ここでも適用されている。

285) 「これを捕らえた者」(кто изимать)は*KП-31*で муж(家臣)として言及されている、犯人を捕らえた者(上注263)のことで、10レザナはその者への褒賞金(罰金)だろう。ただし、*KП-31*の大型家畜(馬など)の盗難と比べると、罰金は1/2.5、褒賞金は1/3になっている。

286) この*KП-41*の条文単純過ぎるために解釈が難しい。一見すると、①罰金額、②裁判執行経費、③教会への十分の一税、④公の取り分、の4種類の額が、二通り(罰金が安い場合と高い場合)列挙されているように見えるが、それでは金額を整合的に理解することができない。テキストに後代の挿入や金額の誤りがあるとして、研究者から訂正読みが提案されているが(例えばジミン[ПРП-1: С. 104])かなり複雑で推測的にならざるを得ない。以下では、テキストに沿ったもっとも単純と思われる解釈を行った。

287) ここは、А от гривне мечнику кунаで一旦切って、裁判の執行実務を行う警務役(мечник)(上注161)への報酬の割合が規定されていると考える。ここの「クナ」(куна)は、上述の金銭単位(上注254)ではなく、いわゆるクナ・グリヴナ(гривна кун)を指しており、「グリヴナ」に対して1/4の値であることが重要である。ここでは、公に支払われた罰金の1/4は、裁判の執行役に、いわば経費として支払われることを定めていると解釈できる。

288) この部分は、а в десятину 15 кунь, а князю 3 гривныで切って、公への罰金(取り分)と、そこから支出される教会への十分の一税(десятина)の額が規定されていると考える。3グリヴナの罰金は、盗難などの際の低額な罰金として*KП*では何度も現れる。その場合の「十分の一税として15クナ」は0.6グリヴナになり、これはに公への罰金3グリヴナの1/5に相当する。そして、次の項にある公への罰金(取り分)10グリヴナに対して十分の一税2グリヴナも同じく1/5の割合であることから、ここは、公の罰金収入に対する十分の一税の割合を示していると解釈する。なお、десятинаは文字通りは1/10の割合を指していることから、1/5は一見すると不合理に見えるが、「十分の一税」は、実際には裁判手数料(罰金)、商業手数料、貢税などの公の収入全体に対しての1/10であることから〔ノヴゴロド第一年代記(2): 259頁, 注799〕, 罰金からは多めに支出されたと解釈できるのではないか。

289) この部分は、а от 12 гривну емьцью 70 кунь, а в десятину 2 гривнѣ, а князю 10 гривеньを全体として解釈することが可能である。まず「人命金が12グリヴナの場合」(от 12 гривну)とは、上の諸条項では、*KП-3, 4, 8, 24, 27, 29, 33, 34*の条項で12グリヴナと定められており、*KП*における高額な罰金額(40, 80グリヴナが課される殺人は例外的事件)であることから、ここに例示されているのだろう。

290) 「罰金徴収人」(емьць)とは、人命金や罰金を徴収するために出張する役人のことで、直前にある「警務役」(мечник)(上注287)と同じものを指している。*KП*における公の裁判は、事件の犯人を特定して、犯人から確実に罰金(вира, продажа)を徴収することによって、社会的な意義づけられる。その意味で、公にとっては、裁判の執行事務の体制を整え、その担当者に十分な報酬を与えることは必須の課題だった。なお、次の*KП-42*で、「人命金徴収人」(вирник)への報酬が改めて詳しく規定されている(下注293)。そして、「罰金徴収人」への「70クナ」は0.28グリヴナになり、これは、徴収する12グリヴナの人命金(前注)に対しては1/4.3に相当する。これは、上注287で示されている裁判執行経費の罰金に対する割合1/4と近似である。

十分の一税として2グリヴナ、公に10グリヴナ²⁹¹⁾。

【『ルーシ法典』(簡素版)第42条：人命金徴集付則】[№138]

〔第42条〕見よ、これは人命金〔徴収〕の付則(покон вирный)である²⁹²⁾。

人命金徴収人²⁹³⁾(вирник)は、一週間あたり7ヴェドロ²⁹⁴⁾(ведро)の麦芽(солод)を取る²⁹⁵⁾。同じく羊肉(овень)または肉塊(полоть)、もしくは2ノガタ〔0.1〕を〔取る〕。水曜日には1レザナ〔0.02〕もしくはチーズを〔取る〕。金曜日も同様²⁹⁶⁾。

穀物〔パン〕は食べられるだけの量。小麦も同じ。ニワトリは一日あたり2羽。4頭の馬を準備して、養えるだけの糧秣を与える²⁹⁷⁾。

291) 公の罰金収入10グリヴナに対して2グリヴナの教会への十分の一税は、1/5の割合であり、これは上注288で示されている。少額の罰金の場合の1/5とまったく同じである。すなわち、十分の一税の、公の罰金収入に対する割合は、罰金の額にかかわらず一定であることがここから分かる。

292) このKП-42は、「見よ、付則である」(а се поконь…)で始まり、「これらはヤロスラフの規定額である」(то ти урокъ Ярославль)で閉じられていることから、独立性が高く「最古の法典」「ヤロスラフの子たちの法典」とは別個に考える必要がある。ただし、この位置にあるのは、KП-41が断片的であれ、罰金の徴収について記していることから、その関連でここに挿入されたのだろう。покон(付則)の語はKП-21にもあるが(上注239)本来は「慣習的な決まり事」を指していたが、KПでは付帯的な条項という意味で使われている。

293) 「人命金徴収人」(вирник)は、裁判によって決められた人命金(вира)(罰金)を被告から徴収する裁判執行の重要な役職で、公の平従士たちが担っていたと考えられる。KП-41で触れられている「警務役」(мечник)や「罰金徴収人(емец)」と同じものを指すだろう。

294) 「ヴェドロ」(ведро)は、本来は水などを入れる桶を意味したが、転じて液体の容量の度量衡になったもの。時代によって1ヴェドロの量は異なるが、およそ10kgほどだったか。

295) 「麦芽」(солод)は麦芽を乾燥したもので、水を加えて発酵させ、クワスやビールのような飲料を作った。ここでは、もっとも基本的な扶養(корм)の食料として冒頭に挙げているのだろう。

296) ここの肉類とチーズは金銭換算されていることから、扶養料(これは公の経費になる)の例示と解釈できる。肉類の2ノガタ〔0.1〕と水曜日と金曜の二日に引き当てられたチーズ1レザナ〔0.02〕×2日、の非精進食料への引き当て額を合計すると、0.14グリヴナになる。

297) この段落に列挙されている扶養の食料や馬の準備は、金額換算がないことから、徴税地の共同体に現物で供出させる食物の基準を示していると解釈できる。上の「麦芽」(上注295)も下の「食物」(боршно)も、そのような現物供出食料に含まれるのではないか。

人命金徴収人へは 60 グリヴナと 10 レザナ [0.2] と 12 ヴェヴェリツァ [0.12]²⁹⁸⁾。あらかじめ 1 グリヴナ [1]²⁹⁹⁾。

もし〔徴収業務〕齋（ものいみ）の期間に当たった場合には、魚で養う。魚の値は 7 レザナ [0.14] を取る³⁰⁰⁾。それらをすべての金額 (куна) で、一週間で 15 クナ [0.6] になる³⁰¹⁾。食物 (борошно) は食べられるだけの量 [を供すること]。人命金徴収人は、主日〔日曜〕までに (一週間) で人命金を集めること³⁰²⁾。これらはヤロスラフ [13] の規定額 (урок) である³⁰³⁾。

298) この「人命金徴収人へは、60 グリヴナと 10 レザナと 12 ヴェヴェリツァ」(а вирнику 60 гривень и 10 рѣзань и 12 вѣверици)の文言は文脈も説明もなく、これだけではまったく解釈できない。当事者だけがわかるメモのような文言が記されたということだろうか。しかしながら、対応する III-9, 10 を参照することによって、次のような解釈を提案したい。

まず、「人命金徴収人へは、60 グリヴナ」の部分は、III-9 にあわせて「8 グリヴナ」と訂正読みをするのがもっとも妥当ではないか。これは、〈人命金 40 グリヴナの徴収業務に対して、人命金徴収人への報酬は 8 グリヴナ〉(III-10 には、80 グリヴナの人命金徴収に対して報酬 16 グリヴナとある)と理解すべきではないか。すなわち、先の KII-41 (上注 287, 290)と同様に、徴収の必要経費の割合を定めていると解釈できる。人命金(罰金)額の 1/5 が報酬額というのは、ほぼ妥当な割合と思われる(KII-41の少額の罰金の徴収の場合は、1/4 および 1/4.3 だった)。

次に、「10 レザナと 12 ヴェヴェリツァ」の部分は、III-9 の並行記事に「10 クナは報酬 (перекладная)。雑役 (метелник) には 12 ヴェクシャ [ヴェヴェリツァと同じ]」に照らし合わせて読めば、「10 レザナ」(0.2 グリヴナ)は人命金徴収人が仕事を終えた時に公から受け取る報酬額で、「12 ヴェヴェリツァ」(0.12 グリヴナ)は仕事の助手への報酬という解釈が可能である。

299) 「あらかじめ 1 グリヴナ」(а передъ гривна)とは、III-10 の並行記事に「あらかじめ赴任料 1 グリヴナ」(а переди съсадная гривна)とある「赴任料」(съсадная)を指している(III-9 にもあり)。これは、「馬から降りて」(сход с коня)赴任することからきた語で、役人が地方へ出張したとき、その共同体から受け取る食費などにあてる扶養金 (корм) のこと。ここでは、徴収業務に取り掛かる前に、徴収地の共同体から受け取ることを定めている。時代が下ると、въезжее あるいは въезжий корм と呼ばれるようになった。

300) 上注 296 の非精進食に対して、ここでは齋 (ものいみ) [齋戒期] のときに食する精進食の魚への引き当て金額、7 レザナ [0.14] が記されている。

301) 「それらすべての金額で、一週間で 15 クナ」(тъ всѣхъ кунъ 15 кунъ на недѣлю)の計算は次のように理解できる(金銭単位の換算については上注 253 参照)。人命金徴収人は、命令された徴収業務を一週間で行うと定められており(下注 302)、公が負担する扶養については、それぞれ引き当てられた食料に対して金額が示されている。それは、上注 296 の非精進食 0.14 グリヴナと上注 300 の精進食の 0.14 グリヴナで、合計すると 0.28 グリヴナになる。これにさらに、人命金徴収人への報酬 10 レザナ = 0.2 グリヴナ と助手への報酬 12 ヴェヴェリツァ = 0.12 グリヴナ (上注 298 参照) を加えれば 0.6 グリヴナになり、これは「一週間で 15 クナになる」(0.6 グリヴナ)と一致する。これが、公が人命金徴収のために負担する純粋な経費ということになる。

302) 「主日〔日曜〕までに」の原文は до недѣли で、これは月曜日から人命金徴収業務を始めて、土曜日には終わらせる、つまり一週間という業務遂行期間のモデル(基準)を示していることになる。

303) KII-42 を独立した付帯的な条項であるとすれば(上注 292)、この分は、条項の内容がすでにヤロスラフの時代に慣習 (покон) として存在していたものを、ここに規則 (устав) として付け加えられたものと解釈できるだろう。

【『ルーシ法典』（簡素版）第43条：舗道職人給与規定】 [№ 139]

〔第43条〕 見よ、これは舗道職人 (мостьники) のための給与規定 (урок) である³⁰⁴⁾。

もし舗道 (мость) を敷く場合には、その仕事のために1ノガタ [0.05] を〔公の府庫から〕取ること³⁰⁵⁾。橋桁 (городница) に対して³⁰⁶⁾ 1ノガタ [0.05]。もし、舗道が古びていた場合には数枚の板〔すなわち〕あるいは3枚、あるいは4枚、あるいは5枚で固める (потвердити)〔補修する〕、その場合も同額〔を取ること〕³⁰⁷⁾。

【キエフにおけるヤロスラフの治世：1017～1053年】³⁰⁸⁾

6525(1017)年³⁰⁹⁾

ヤロスラフ [13] はベレスチエ³¹⁰⁾ (Берестье) へ〔遠征に〕行った³¹¹⁾。 [№ 140]

304) 「見よ、給与規定である」(А се урокъ…) (Км сен だが、これは固有読み) という書き出しから、この *КП-43* は、前の *КП-42* と同様に独立した条項であり、編集の際に最後に付け加えられたものであることが分かる。舗道職人 (мостник) とは、城内の舗道や街道での馬や車による交通を保証するために、その舗装(木材を伐採、加工して、ぬかるんだ歩道に敷く)や川や沼などへの架橋(ロシア語では両方とも мостити)に従事する職人のこと。この仕事は、ノヴゴロド城市における公の支配と活動にとっては重要なインフラの整備であり、そのための職人を常に確保しておく必要があった。上注 129 でノヴゴロド人を「大工」(плотници)と呼んで罵ったエピソードに見るように、実際に多くの職人がノヴゴロドにいたのだろう。

305) 対応する *ПП-97* は解説が詳しく、「10 ロコチ〔肘尺約 50cm〕あたり 1 ノガタ [0.05] を取る」(взяти от 10 локоть по ногатъ)と、1 ノガタは、約 5m の舗道敷設に対する報酬であることがわかる。

306) この「橋桁」(городница)とは、舗道・橋の土台・橋脚の間の長さの単位を示し、その長さあたりの舗道(橋)の敷設作業に対して、1 ノガタの給与が支払われるということ。

307) 対応する *ПП-97* には、舗道補修について、やや異なった記述になっている。すなわち「古い舗道(橋)を補修するときには、補修した橋桁の数で〔計算し〕、橋桁あたり 1 クナ [0.04] を取る」(аж починить моста ветхаго, то колико городнѣ починить, то взяти ему по кунѣ от городнѣ)と書かれている。さらに、*ПП-97* では舗道職人の出張の要領と出張(扶養)料についても書かれている。これは、*КП-42* (*ПП-96*) の書き方に倣ったものだろう。

308) これ以降、短い記事が多くなり、編集の過程も複雑になる。そのため、短い記事については小見出しを省いて、[№]の記事番号を記事のあとに付した。

309) ヤロスラフ公のキエフ支配の記録ある 1017 年から 1052 年までの記事は、これまでのように全面的に *КНС* に依拠するのではなく、*Н1* 編者は自分に関心のある記事だけを、*ПВЛ* (*КНС*) 記事から抜粋して利用し、そこに独自のノヴゴロド関係記事を混ぜて編集を行っている。注釈では、*ПВЛ* テキストとの関係に注意を払いながら、*Н1* 編者の編集方針についても考察していく。

310) 「ベレスチエ」(Берестье)は、ヴラジミル(当時はスヴァトスラフ[C]が公支配していた)からおおよそ 120km 北に位置するプーグ川沿いの城市で、現在のベラルーシのプレスト(Брест)に相当する。当時はポーランドの影響力が強かった。

311) この記事は *ПВЛ* および *НК1*, *С1*, *Н4* に全く同じ並行記事があるが、1022 年の項の冒頭に置かれており、本年代記の 1020 年と 1021 年記事の時系列は、*ПВЛ* などでは反対になっている。

キエフに聖ソフィア〔聖堂〕が定礎された³¹²⁾。[№ 141]

6526(1018)年

6527(1019)年

6528(1020)年

ヤロスラフ [13] に息子が生まれた。ウラジーミル [A] と名付けられた³¹³⁾。[№ 142]

6529(1021)年

ヤロスラフ [13] はブリャチスラフ [18] に打ち勝った³¹⁴⁾。[№ 143]

6530 (1022)年

6531 (1023)年

6532 (1024)年

6533 (1025)年

6534 (1026)年

312) キエフのソフィア聖堂定礎については、*ПВЛ* では 1037 年記事の初めに、ヤロスラフがこれを定礎したこと (заложи же и церковь святых Софья, [Премудрость Божию], митрополью) が書かれているが、聖堂が完成した (献堂式が行われた) ことについては書かれていない。*НІ* の編者にとっては、ノヴゴロドのソフィア聖堂については、*НІ* の中に定礎 (заложи) の記事 (1045 年) と献堂 (свершена) の記事 (1050 年) がそれぞれ存在することから、キエフのソフィア聖堂についてもこれにあわせて、献堂の記事を書く必要に迫られたのだろう。そして、*ПВЛ*1037 年記事は、キエフのいくつもの教会建設についてまとめて書いており、記事の後半にはソフィア聖堂がすでに建設されているように書かれていることから、1037 年を完成 (献堂) の年と読み換えて (下注 318 参照)、翻って定礎の年を、ヤロスラフ公のキエフ支配の最初の年に置き換えたのではないか。なお、*НСГ* 諸年代記もおそらく *НІ* に拠って、キエフのソフィア聖堂の定礎は 1017 年、完成 (献堂) は 1037 年としている。

313) *ПВЛ* 1020 年に並行記事がある。原文は *Км* Родися у Ярослава сынъ и наречень бысть Володимиръ; *Ип*, *Лвр* Родися у Ярослава сынъ и нарече имя ему Володимир; *С* Родися Володимиръ, сынъ у Ярослава。と構文がやや異なる。*Км*, *Ип*, *Лвр* はほぼ共通で *КНС* の読みを反映しており、*С* は個別の改変による読みだろう。

314) *ПВЛ* 1021 年に並行記事があるが、そこは「イジャスラフの子で、ウラジーミル [08] の孫であるブリャチスラフ [081] がノヴゴロドに兵を進めて来て、ノヴゴロドを占領し、ノヴゴロドの人々を捕え、かれらの財産を取り上げて、再びボロツクに向けて出発した。かれがストミリ川の近くにやって来ると、ヤロスラフ [13] はキエフを [出発して]、7 日目にそこでかれに追いつき、ヤロスラフ [13] がブリャチスラフ [081] に打ち勝った。〔ヤロスラフは〕ノヴゴロド人をノヴゴロドに帰した。一方、ブリャチスラフ [081] はボロツクへと逃げた」と書かれており、*НІ-М*/*НІ-С* の記事は、そこから下線部分だけを抜粋したもの。

6535 (1027) 年

6536 (1028) 年。

空に蛇の形のしるしがあらわれた³¹⁵⁾。[№ 144]

6537(1029) 年

6588(1080) 年

6539(1031) 年

6540(1032) 年

6541(1033) 年

6542(1034) 年

6543(1035) 年

6544(1036) 年

6545(1037) 年

ヤロスラフ [13] はキエフの城壁 (город) を定礎した³¹⁶⁾。そして、聖ソフィア教会を³¹⁷⁾完成させた³¹⁸⁾。[№ 145]

6546(1038) 年

315) この記事は写本によって細部に異読がある。*Км* Знамение явися на небеси змиевъ видь, *Ак, С* Знамение змиево на небеси явися.; *Бр* Знамение на небеси явися змиево; *Лвр* Знамение змиево явися на небеси, яко видѣти всей земли. *Ип.* 記事なし。この発光現象は、*Лвр* から強い輝きだったことがわかる。後代の年代記では、6535(1027)年の年紀の記事もあるが、その場合も含め、三月暦計算で、1027年3月から1029年2月にあらわれた彗星の記録はないことから、火球をとまなう流星だったかもしれない [Святский 2007: С. 223, прим. 81]。

316) これは、キエフのいわゆるヤロスラフ区の石造りの城壁を定礎したということ。*ПВЛ* の並行記事には「大きな城壁」(город великыи)となっており、さらに「その城壁には黄金の門がある」(у негоже града суть златые врата)の句が加わっている。

317) *ПВЛ*1037)年記事では、「大きな城壁」(前注)と並べて、「府主教座のソフィア聖堂、その後に黄金の門の上に受胎告知教会が定礎された」(заложил же и церковь святыхъ Софья, митрополью и посемь церковь на Золотыхъ вѣротахъ святое Блгородице Благовѣщенье)と記され、さらにヤロスラフ公の教会建設事業についての長い記事が続いている。*НІ-М*の記事はそこから、城壁とソフィア聖堂の部分だけを抽出している。このような編集は、ノヴゴロドにおける「城壁」(下注 324)と「ソフィア聖堂」の定礎(下注 328)記事と対比させて、ノヴゴロドにもキエフと同様の建築事業があったことを際立たせようとする。*НІ* 編者の配慮によるものあろう。

318) 「完成させた」(сверши)は*НІ-М*だけの読みで、*НІ-С*では脱けている。そのため、*НІ-С*では、*ПВЛ*と同様に(前注)、この1037年にキエフのソフィア聖堂が「定礎」されたと読める。

6547(1039)年

〔聖なる聖母の教会がウラジーミルによって献堂された。〕³¹⁹⁾ [№ 146]

6548(1040)年

6549(1041)年

6550(1042)年

〔ウラジーミル[A]は、ノヴゴロド人とともに、エミ人³²⁰⁾(емь)を討つべく遠征した。〔ウラジーミルは〕ヤロスラフ [13]の子である。〕³²¹⁾ [№ 147]

6551(1043)年 **[181]**

〔ウラジーミル[A]はギリシア人を討つべく遠征した。〕³²²⁾ [№ 148]

6552(1044)年

ヤロスラフ [13] はリトアニア人を攻めるべく遠征した³²³⁾。 [№ 149]

319) この *HI-C* の記事は、*ПВЛ*1039 年記事に、Священа бысть церкви святыя Богородица, юже созда Володимерь, отец Ярославль, митрополитомъ Феопеньгомъ (Ип) とある、下線部分借用した上で、献堂(освящение)が「ウラジーミル」によってなされた(*ПВЛ*では「府主教フェオベント」によって)ように改変されている。これによって、典拠ではウラジーミル聖公 [06] の創建した「聖母教会」(十分の一教会)だったものが、*HI-C* ではあたかもヤロスラフの息子のウラジーミル [A] による事業だったように改竄されている。

320) 「エミ人」(емь)は年代記では ямь と表記され、フィンランド語の jäämit に対応する。フィン系の民族で、現在のフィンランドの南東部に居住していたと推定される。フィンランドの歴史的なハメ州 (Häme; Tavastland; Tavastia) に居住地を求める説や、コレラ人(カレリア人)の分族として、ラドガ湖北方の住民とする説などもある。この民族名は 13 世紀半ばまで年代記に登場する。

321) *ПВЛ*1042 年に並行記事があり、「ヤロスラフの息子ウラジーミル [A] がヤミ人(ямь)を討つべく遠征して、かれらに打ち勝った。ウラジーミルの軍兵の馬が斃れた。まだ馬が息をしているあいだに、馬から皮をはぎ取った。それほど、馬のあいだに疫病が広まったのである」と詳しく記述されている。*HI-C* の記事はこれに拠って、事実だけを述べたものである。

322) *ПВЛ*1043 年の記事に、ヤロスラフ [13] がウラジーミル [A] と軍司令官ヴィシャタをコンスタンティノポリスへの遠征に派遣した長い物語が語られている。*HI-C* の記事はこれに拠って、事実だけを述べたものである。

323) 原文は *HI-M* 全写本で Ходи Ярославъ на литву。これに対応する並行記事は *ПВЛ* では 1040 年にあり、Ип, Лвр Ярославъ иде на литву。(Хлб には и побѣди の書き込みがある)。1040 年と 1044 年の遠征は別のもので、この期間に二度遠征を行ったという説もあるが [Карпов 2001: С. 333]、ヤロスラフの対外遠征の記事の年紀が異なっている例は、かれの「ベレスチエ」への遠征の記事(上注 311) (こちらは *HI-M* 記事のほうが 5 年早くなっているが)についても言えることから、年代記編集の作業によって生じた違いであることは明らかである。

そして、春にはウラジーミル[A]はノヴゴロド(Новъгород)を定礎し、これを完成させた³²⁴⁾。[№ 150]

[スヴァトスラフ [03] の子である二人の公が埋葬された (погрьбена)。ヤロポルク [04] とオレーグ [05] である。そしてかれらふたりの遺骨に洗礼を施した。]³²⁵⁾ [№ 151]

6553(1045)年。

[聖ソフィア〔聖堂〕が燃えた。土曜日の早課(заутрѣня)のあとの第3時³²⁶⁾、3月15日のことである。]³²⁷⁾ [№ 152]

[その年] ウラジーミル [A] はノヴゴロドの聖ソフィア教会を定礎した³²⁸⁾。[№ 153]

6554(1046)年。

6555(1047)年。

ヤロスラフ [13] はマゾフシェ人(Мазавшаны)を攻めるべく遠征し、かれらに勝利した。そ

324) この「ノヴゴロド」(Новъгород)は、ノヴゴロド城市ソフィア区の現在の内城(детинец)にあたる区域のことで、「定礎」(заложы)とはその周囲に石造りの城壁を築く工事を開始したということ。対応の記事は*ПВЛ*にはなく(*НСГ*にはある)、[№ 145] (上注 316)のキエフの城壁建設の記事に倣って、ノヴゴロドについても書いたことは明白である。『ノヴゴロド第三年代記』の6552(1044)年記事には、заложы Новгородъ, и сдѣла на Софійской сторонѣ каменной городъ と補足的な説明がなされている [ПСРЛ Т. 3, 1841: С. 211]。

325) これに対応する記事は*ПВЛ*の1044年記事にある。*ПВЛ*では述語は*Ии* выгребена; *Лер* выгребоша (骨をあげる)となっており、さらに*и положиша я в церкви святыя Богородица* (в Володимѣри — *Ии, Хлѣб*の追加語句) (そして、それを聖なる聖母教会に安置した)という文言がある。明らかに*ПВЛ*の記事が本来的であり、*НІ-С*はこれを縮約改変したものの。

326) 「早課」(заутрѣня)は日の出の前に行われる奉事で、そのあと第1時課になり、「第3時」の始まりは現在のほぼ午前11時前後に相当する。

327) *НІ-М*の1049年記事(下注 332)にもノヴゴロドのソフィア聖堂の焼失記事がある。同じ「土曜日」(в субботу)とあることから、同じ火事を指していると考えられる。年代と日付の違いについては、この記事の「1045年」の事件とすると、3月15日は金曜日であり、「土曜日」とは整合しない。おそらく、*НІ-М*記事が本来的で実際の事件の記述に忠実であり、*НІ-С*記事は、編者が次のソフィア聖堂「定礎」の記事と関連させるために(燃えたから再建の定礎をした)この年に置かれた二次的なものではないか。

328) この年の*НІ-С*の記事は拡大されており「聖ソフィア(教会)が焼け落ちた。土曜の朝の祈りの後の第3刻、3月15日だった。その年〔の夏〕ノヴゴロドにおいて聖ソフィアがウラジーミル公[A]によって定礎された。」となっている。

して、かれらの公ミェツラフ (Моислав) を殺し、かれらをカジミエシュ³²⁹⁾ [一世] (Казимир) に服従させた³³⁰⁾ [№ 154-1]。

この時、カジミエシュ (Казимиръ) は、800 人の捕虜となっていたルーシ人の人々 (люди руси) を、義理の兄弟 (шюрин) のヤロスラフ [13] に引き渡した³³¹⁾。[№ 154-2]

6556(1048) 年。

6557(1049) 年。

3月4日の土曜日、聖ソフィア〔聖堂〕が燃えた³³²⁾。〔聖堂は〕尊く整えられ、飾られており、13の屋根を持っていた。そのときは、聖ソフィア〔聖堂〕は主教街区の端に (конец Пскупль улицъ) 建っており、そこは今では、ソトコ (Сотько) が石造りのボリスとグレーブの教会をヴォルホフ川の上 (над Волховом) に建てた場所である³³³⁾。[№ 155]

6558(1050) 年。

聖ソフィア〔聖堂〕がノヴゴロドで完成した。ヤロスラフ公[13]とかれの息子ウラジーミル[A]

329) 「カジミエシュ」(Казимир; Kazimierz) は、ピヤスト家のポーランド公 (1039–58 年) で、スヴァトボルク [07] と同盟したボレスワフ一世の孫にあたる。1039 年からシレジアと小ポーランド地方を支配していたが、1042 年にヤロスラフの妹ドブロンェガ (Добронєга) (洗礼名マリア) と政略結婚することによって、1047 年ヤロスラフのマゾフシエ地方の遠征 (本記事) を招き寄せ、この地方を併合することができた。このような、ポーランド統一の事業によって、カジミエシュ一世は「復興公」(Odnowiciel) とも呼ばれた。

330) この記事 [№ 154-1] は、*ПВЛ* 1047 年記事にまったく同じ並行記事がある。

331) この記事 [№ 154-2] については *ПВЛ* の並行記事は 1043 年記事の最後にあり、「この時に、ヤロスラフ [13] は、自分の妹をカジミエシュ [一世] に嫁がせ、カジミエシュ [一世] は、〔ボレスワフ一世が〕ヤロスラフ [13] を打ち負かして捕虜にした 800 人を結納 (вєно) として差し出した。」となっている。この「800 人のルーシ人の人々たち」(800 люди руси) とは、1018 年にボレスワフ一世がキエフを攻略して、その時にポーランド (おそらくクラクフ) へ連行して、26 年もの間 (*HI-M* の年紀では 30 年) 捕虜になっていたキエフ人のことを指している。

本記事はこれを素材にして、*HI* 編者が 1047 年の記事 [№ 154-1] の次に配置し直したもので、つながりが悪く、妹を嫁がせたことについては、「義理の兄弟へ」(шюниру) の一語で言っているために、非常に分かり難くなっている。ここでもまた、1017 年 [№ 140] および 1044 年 [№ 149] の記事と同様に、ヤロスラフの対外遠征記事には、*HI* 編者の大胆な編集が施されていることがわかる (上注 311, 323)

332) 1049 年の 3 月 4 日は確かに「土曜日」に相当し、*HI-M* の *Км*, *Ак*, *Бр* の全ての写本に異読はない。おそらくノヴゴロドの、木造のソフィア教会が焼失したのはこの年のことだろう。

333) この段落は後年の書き込み。本年代記 (*HI-M/HI-C*) の 1167 年の冒頭の記事に「この年の春、ソトコ・シיתיニチ (Сотко/Сьдко Сыгиниць) が聖ボリスとグレーブ石造りの教会を定礎した」とあることから、この書き込みは 1167 年以降のそれほど離れていない年になされたと推定される。シャフマトフは「今は」(ныне) を書き込みの年として、1167 年に書き込まれたと解釈している [Шахматов 1908(2002): С. 149]。

と大主教ルカ (Лука)³³⁴⁾ の命令によるものだった。[№ 156]

ヤロスラフ [13] の妻の公妃 (княгыни) が逝去した。[№ 157]

[スヴァトポルク [B3] が生まれた。]³³⁵⁾ [№ 158]

6559(1051) 年

ヤロスラフ [13] は、ルーシ人 (русин) のイラリオン³³⁶⁾ (Ларнон) を府主教に叙任〔任命〕した。聖ソフィア〔聖堂〕(въ святѣи Софѣи) で³³⁷⁾ 主教たちを集めたのだった³³⁸⁾。[№ 159]

334) 「ルカ」(Лука)については、*ПВЛ*1036年記事に、「ヤロスラフ [13] がノヴゴロドへ行き、自分の息子ウラジーミルを据え、ジデヤタを主教に任命した」(епископа постави Жидяту)とある。Жидятаはルカ(Лука)の通称だったのであろう。その名の意味は「ユダヤ人の息子」(жид-ята)とする説や、Георгий>Гюрята>Жирятаの音変化に求める説がある。同時の任命だったことから、ウラジーミル [A] の補佐役も務めていたと考えられる。

335) 原文 Родися Святопълкъ だけの短い記事で、文脈から見て Изяслав Ярославич [В] の息子 Святополк Изяславич [В3] の誕生を言っていることは間違いない。この情報は *НІ-С* だけにあり、他の年代記にはない。ミヘエフは、簡潔な文体から、*Св-Вс* 編者が、12世紀前半に書き留められていた公族の死・誕生、教会建設などについての年代記メモ (древние анналы) から事実だけを書き抜いて、自分の *Свод* に書き入れた記事のひとつと考えている。メモ作成者は1113年のスヴァトポルク [B3] の死についてのメモを残しており、同時代人としてその享年を知っていたとすれば、容易に生年を割り出してメモに書いたはずだというのである [Мехеев 2011: С. 14, прим.8]。その場合、この記事が *НІ-С* だけにあり、*НІ-М* にはないのは、*НІ-М* の後年の編集過程で、何らかの理由で削除されたことになる。

336) 「イラリオン」(Ларнон) は、ルーシ人の府主教。*ПВЛ*1051 記事ではこのあとに「洞窟修道院」(Печерский монастырь) の長い縁起譚が記されており、そこにかれについて書かれている。それによれば、バレストヴォ村 (Берестово) の司祭出身で、そこからドニエプル川の丘に洞窟を掘って (これがのちの洞窟修道院の端緒となる) そこで祈りを捧げていたが、ヤロスラフ公に気に入られて府主教に抜擢されたという。「府主教表」[№ 108] では二番目のルーシの府主教として記されている [ノヴゴロド第一年代記 (2): 240 頁, 注 582]。

337) *ПВЛ*1051 記事のこのあとに続く記事 (前注) でも「神は公 [ヤロスラフ] の心に気持ちを起こさせ、かれを聖ソフィアにおいて府主教に任命した」とあり、ヤロスラフが建立した府主教座教会の「聖ソフィア」教会で任命が行われたことが分かる。

338) イラリオンの著作『律法と恩寵についての説教』(Слово о законе и благодати) は、府主教に任命された際の府主教としての挨拶の性格があり、その最後には、「わたし、修道士で司祭のイラリオンは、敬虔なる主教たちの意思によって〔府主教として〕祝聖され、キエフの都に座を与えられた。そこにおいてわたしが府主教、司牧者、教師としてあるようにと。これは、6559 (1051) の、ウラジーミルの息子、敬虔なるカガン、ヤロスラフの治世のことである」(Азь<...> мнихъ и прозвितерь Иларнонь изволениемъ его от богочестивыхъ епископъ священъ быхъ и настолованъ въ <...> градѣ Киевѣ, яко быти ми въ немъ митрополиту, пастуху же и учителю. Быша же си въ лѣто 6559 (1051), владычествующу благовѣрному кагану Ярославу, сыну Владимиру) と、本記事に年代も内容も対応する記述がある。

6560(1052)年

10月4日の主日、ヤロスラフ [13] の長子、ウラジーミル [A] がノヴゴロドで亡くなった。かれ自身が建てたノヴゴロドの聖ソフィア教会に安置された。[№ 160]

6561(1053)年

フセヴォロド [D] に息子ウラジーミル³³⁹⁾ [D1] が生れた。ギリシア人の皇女³⁴⁰⁾ によって (от цесарицѣ грекинѣ) だった³⁴¹⁾。[№ 161]

【ヤロスラフの息子たちへの遺言：1054年】 [№ 162]

6562(1054)年

ルーシの大いなる公ヤロスラフ [13] が逝去した³⁴²⁾。

かれはまだ生きている間に、自分の息子たちに教えて、かれらにこう言った。

「見よ、わしはこの世を去ろうとしている。わしの息子たちよ、自分たちのなかに親愛を持つように。なぜならば、お前たちは同じ父と母から〔生まれた〕兄弟たちなのだから。もしも³⁴³⁾、互いの中で親愛のなかにあるならば、神はお前たちのなかにあるだろう。そしてお前たちに敵対する者たちを服従させるだろう。そうしてお前たちは平和に生きるだろう。もしも、お前たちが争って、憎しみ合いながら生きて仲違いをするならば、お前たちは自らも滅び、自分たちの父や祖父の地を破壊することになるだろう。なぜなら、その地は大変な苦勞によって獲得したものだから。そうではなく、お前たちは、兄弟が兄弟の言うことを聞いて、平和に暮せ。

見よ、わしはわしの長子であり、お前たちの兄であるイジャスラフ (Изяслав)³⁴⁴⁾ [B] に、わしに代ってキエフの〔公〕座を委ねる。わしの言うことを聞いたように、かれの言うことを聞け。どうか、この者が〔イジャスラフ〕お前たちにとってわしの代わりになるように。ま

339) 11世紀末～12世紀前半のキエフ・ルーシの政治の中心人物であり、『ラヴレンチイ年代記』に収録されている『教訓』(Поучение)の著者でもある、ウラジーミル・モノマフ (Мономах)[D1] (1053-1125年)のこと。

340) フセヴォロド公 [D] は、ビザンツ皇帝コンスタンティノス九世モノマコスとエレニ・スクリセスの間の娘(1030年生)(すなわち「ギリシアの皇女」と1046年頃に結婚しており、二人の間に1053年に生まれた息子がウラジーミル [D1] である。この母方の由来によって、ウラジーミルは後年の年代記や歴史書で「モノマフ」(Мономах)と通称されるようになった。

341) 同じ読みが *ПВЛ* (*Ин, Хлб*) にある。

342) *НІ-С* では、ヤロスラフの死についてはこの文言のみである。

343) 「もしも」は *Км* では *Да еще* (さらに) だが、*Ак, Бр, Ин, Лвр* は *Да аще* (もしも) となっており、*Км* は固有読みである。翻訳でも後者を採用した。

344) イジャスラフ [B] については、*ПВЛ*1024年の項に「二番目の息子」として誕生の記事がある。ヤロスラフ死去の時点で30歳だった。

たわたしは、スヴャトスラフ³⁴⁵⁾ (Святославъ)[C]にはチェルニゴフ (Чернигов) を、フセヴォロド³⁴⁶⁾ (Всеволодь)[D]にはペレヤスラヴリ (Переяславль) を、イーゴリ³⁴⁷⁾ [F]にはヴラジミル (Володимирь) を³⁴⁸⁾、ヴァチスラフ³⁴⁹⁾ (Вячеславъ)[E]にはスモレンスク (Смоленскъ) を与えよう」。

このように言って、〔ヤロスラフは〕かれらに城市を分けた。そして、兄弟に対して兄弟の領域を侵犯したり、〔領域から〕追い出したりしないよう戒め、イジャスラフ [B] に言った。「もしも誰かが自分の兄弟を辱しめようとしたら、お前は辱しめられた者を助けよ」。このように、かれ〔ヤロスラフ〕は自分の息子たちに親愛のなかにあることを合意させた。

【ヤロスラフの死：1054年】 [№163]

〔ヤロスラフ〕は、自分が病気であったが、ヴィシュゴロドにやって来た。病が重くなった。イジャスラフ [B] はその時いた³⁵⁰⁾。スヴャトスラフ [C] はヴラジミルにいたが、その時、フセヴォロド [D] は父のもとにいた。かれはどの兄弟よりも父に愛されていたからであり、〔ヤロスラ

345) スヴャトスラフ [C] については、*ПВЛ*1027年の項に「三番目の息子」として誕生の記録がある。

346) フセヴォロド [D] については、*ПВЛ*1030年の項に「四番目の息子」として誕生の記録がある。

347) イーゴリ [F] (Игорь) については *ПВЛ* に誕生の記録がないが、この名簿が年齢順に書かれていることは確かなことから、ヤロスラフの5番目の息子で、1032～1034年の生まれであることが推定できる。

348) この、「イーゴリにヴラジミルを」(а Игореву Володимерь) の句は、*Км*, *Ак*, *Бр* および *НСГ* 年代記にあるが、*ПВЛ* には *Акд* を除いてない。*Н1*, *ПВЛ* の1060年記事にイーゴリ [F] の死亡記事があることから、ヤロスラフの息子であることは疑いなく、*ПВЛ* にこの句がないのは、*ПВЛ* 編集段階で *КНС* にあったこの句が削除されたと考えるのが妥当だろう。*ПВЛ* にイーゴリの誕生記事がないこと(上注347)と併せて、*ПВЛ* 編者による意図的な削除が疑われる。シャフマトフは、ヴラジミル公だったイーゴリの息子ダヴィド [F1] (1097-99年) を追放して自分の所領としたスヴャトボルク [B3] の陣営の年代記記者の手による削除を推定している [Шахматов 2003: С. 543-544, 960]。

349) ヴャチスラフ [E] については、*ПВЛ*1036年の記事に誕生の記録がある。何番目の息子かの記述はない。

350) 「イジャスラフはその時いた」*Км*, *Ак*, *Бр*, *Лвр*, *С1*, *Н4* Изяславу тогда сущу は、構文的に「どこにいた」を示す表現が脱けている。*С1* Изяславу сущу тогда ту となっているが、*ту* は明らかにあとからの挿入である。*ПВЛ* では *Ин*, *Хлб* が Изяславу тогда в Туровѣ князюццо という読みを示している。シャフマトフは *ПВЛ* 再構成テキストの注釈の中で、すでに *КНС* の段階でこの脱落があったとした上で、*КНС* では本来 Изяславу тгда сущо Новѣгородѣ (その時、イジャスラフはノヴゴロドにいた) の読み(16世紀の *Вос*, *СЦ*, *Авр* などにある読み)だったはずだとしている。そして、この脱落(削除)は、スヴャトボルク [B3] の息子のノヴゴロド〔の公座〕への野心を排除するためになされたと推定している。説明はないが、1088年に「スヴャトボルクが公になるためにノヴゴロドからトゥーロフに来た」(*Ин*, [ПСРЛ Т. 2: Стб. 199]) 以降にフセヴォロド [D] が、年少の孫ムスチスラフ [D11] をノヴゴロド公に就かせようとしたときの状況を想定しているのだろう。また、*Ин*, *Хлб* の в Туровѣ の読みについては、*ПВЛ* 編集の後の段階での(シャフマトフ説の第3版における)改変としている [Шахматов 2003: С. 783, 960]。ただし、ヤロスラフの死去の時点でイジャスラフがノヴゴロドに座していた(1052-54年?) ことについて史料的な裏付けはない。

フが] かれをいつも自分のもとにおいていたからである。

ヤロスラフ [13] に最期が近づき、自分の魂を〔神に〕委ねた。二月の大斎の第1週の土曜日、聖テオドロスの日のことだった³⁵¹⁾。フセヴォロド [D] は、自分の父の遺体を布で巻き、橇に乗せた。〔遺体は〕キエフへ運ばれた。司祭たちは通常の聖歌を唱い³⁵²⁾、人々は (людие) かれを偲んで大いにひどく泣いた。すぐに、かれを運んで来て、聖ソフィア教会の大理石の棺³⁵³⁾ に納めた。そしてフセヴォロド [D] とすべての人々は、かれを偲んで泣いた。かれ〔ヤロスラフ〕は全部で76年生きたのである。

【イジャスラフ [B] のキエフ支配の始まり：1055年】

キエフにおけるイジャスラフ [B] の公支配の始まり。[№ 164]

6563(1055)年

イジャスラフ [B] がやって来てキエフに座した³⁵⁴⁾。スヴァトスラフ [C] はチェルニゴフ、フセヴォロド [D] はペレヤスラヴリで、イーゴリ [F] はヴラジミルで、ヴァチェスラフ [E] はモレンスクで〔公支配をしていた〕³⁵⁵⁾。[№ 165]

351) ヤロスラフの命日については、1054年の「大斎の第1週の土曜日、聖テオドロスの日」(субота 1 недѣли поста на святого Федора)は2月19日に当たっている。*Ин, Хлб* は「2月20日」(мѣсяца февраля въ 20)という日付を記しているが、これは明らかに後代の付加で、2月19日の日没以降に死去した(教会暦では日が換わる)ということを知りたいのだろうか。

352) 「通常の聖歌を歌う」(поюще обычныя пѣсни)は、*Ин* では по обычаю пѣсни пѣвше となっている。これについては、ヤロスラフの葬儀のように正教の斎(пост)期間に行われる場合には、葬礼の聖体礼儀の聖歌が「地味」な形式(つまり通常の)で唱われるという当時の慣例を守って行われたと解釈する説がある[Цыб 2010: С. 34]。しかし、*ПВЛ*1037年のソフィア聖堂完成の記事の中で、в ней же обычныя пѣсни Богу въздають в годы обычныя ((その聖堂の) 中では通常の聖歌が通常の年に神に捧げられている)[ПСРЛ Т. 1: Стб. 153][ПСРЛ Т.2: Стб. 141とあるように、それぞれの年の移動暦にあわせて(обычные годы)、奉事規定に則った奉事(обычные песни)を確かに行うことの意味が強調されていることから見て、ここは、誤りがなく、省略もない「正規の」葬儀の奉事が行われたと理解すべきではないか。なお、この表現は、その後の年代記の君主の葬儀の描写における定型句になっている。

353) この「大理石の棺」(рак мраморянь)はソフィア聖堂に現存しており、最近では2009年に遺骸の調査が行われている。ウラジーミル公 [06] の遺骸も同じ大理石の棺に安置された(上注 19)ことから、ヤロスラフ公は父親の事例に倣って(ウラジーミル公の棺の制作もキエフ公位に就いた後のヤロスラフが命じたと思われる)、自らの棺を準備していた可能性もある。

354) イジャスラフが〈どこから〉キエフへ「やって来た」(пришед)かについては、上注 350 の脱落部分の解釈に拠っている。

355) ここに述べられたヤロスラフの息子たちとその支配地は、ヤロスラフの遺言 [№ 162] に記された分与地と一致する。

この年、ボルーシ³⁵⁶⁾ (Болюшь) がポロヴェツ人³⁵⁷⁾ を率いて〔攻めて〕来た。フセヴォロド [D] がかれらと和を結んだ³⁵⁸⁾ ので、〔ポロヴェツ人は〕 やって来たところに帰った。[№ 166]

この年、主教ルカ (Лука) に対して、自分の奴僕 (холоп) ドウーディカ³⁵⁹⁾ (Дудика) から中傷がなされた。そして〔ルカは〕ノヴゴロドを出て、キエフへ行った。そして、府主教エフレム (Ефримъ) はかれ〔ルカ〕を罪とし、〔ルカ〕はそこ〔キエフ〕に3年間滞在した³⁶⁰⁾。[№ 167]³⁶¹⁾

6564(1056)年

356) 「ボルーシ」*Км, Лер* Болюшь ; *Ип* Блушь というポロヴェツ人首長の名は、ポロヴェツ人の族長で、ドニエプル川中流域のトルク人集団を追いかけるような形で、ポロヴェツ人の部族がベレヤスラヴリ地方まで到達したということだろう。バスカコフは、その名のチュルク語の語源として、「破壊」を意味する *bülüs* もしくは、「援助者」を意味する *boluš* を提案している [Баскаков 1985: С. 83]。かれについては、出自や部族などは不明であり、小さな集団の指導者だった可能性がある [Прицак 2008: С. 31]。

357) ポロヴェツ人 (половцы) についてはここが年代記における初めての言及。これ以降 13 世紀初めまでルーシの政治・経済に大きな影響を与えるこの民族は、チュルク語系のキプチャク族に属し、イスラム文献ではキプチャク (Qırçāq, Khifchākh) など (「空洞の幹」の意)、漢字文献では「欽察」(Qinchá) などと表記され、ギリシア・ラテン語文献ではクマン (Κομάνοι, Κουμάνοι, Kumán, Cuman), ハンガリー語ではクン (Kun・複数形 *Kunok*) などと呼ばれていた。東スラブ語やポーランド語で用いられている *половцы, polovtsy* は髪の毛のブロンド (金茶色) を意味する語からきているという説が有力である。

358) フセヴォロド [D] は直前の [№ 165] 記事にあるように、ベレヤスラヴリの公座についており、この地方は、ルーシの地にとっては、遊牧民族の支配地であるステップ地帯と接していた。

359) この「ドウーディカ」(Дудика) について、ナザレンコは果たした役割などから、単なる奴僕 (холоп) ではなく、高い地位の人物と考え、『ルーシ法典』*III-66* 条を手がかりに、ルカに仕えていた主教付きの家令 (тиун) だったと推定している。さらに、かれの名前を通説のスラブ語ではなく、低ドイツ語の **Dōdico* から来たものと比定し、ザクセン地方の出身者だったと推定している [Назаренко 2015: С. 325-327]。

360) ノヴゴロド主教ルカ (Лука) については、上注 334 を参照。ヤロスラフ公とその息子ウラジーミルを後ろ盾にしていたかれは、後者が 1052 年、前者が 1054 年に没した後は、ノヴゴロドにおける立場が弱くなったと思われる。後代の *Нки* 1055 年付加記事によれば、*по Дудикинымъ речемъ и злыхъ его друговъ Демьяна п Козы клеветамъ* のように、集団の謀議 (リハチョフは「デミアンとコジマ」の人名の背後に手工業の庇護者の聖人名を読み取り、ノヴゴロドの手工業者たちの集団的な反抗を見ている [Комментарии 1950: С. 390-391]) によって、当時のノヴゴロド公 (ムスチスラフ [B1]) が教会裁判を受けさせるためにキエフに追放したのではないか。キエフ公イジャスラフ [B1] と協調関係にあったノヴゴロド主教エフレム ([ノヴゴロド第一年代記 (2): 242 頁, 注 611] 参照) は、かれをキエフの修道院に投獄 (監禁) したと考えられる。

361) この [№ 167] 記事は、*ПВЛ, НI-C* にはない。シャフマトフは *НСI448* に拠った *НI-M* 編者による挿入と考えている [Шахматов 2003: С. 398]。

6565(1057)年

ヤロスラフ [13] の息子であるヴァチスラフ [E] がスモレンスクで逝去した。そこでイーゴリ [F] をヴラジミルから移して、スモレンスクに〔公として〕据えられた。[№ 168]

6566(1058)年

イジヤスラフ [B] はゴリヤチ人³⁶²⁾ (голяд) を打ち負かした。[№ 169]

この年、大主教ルカがノヴゴロドにおける自分の〔主教〕座と自分の領地を受け取った。奴僕(холоп) ドゥーディカ(Дудика)にとっては苦い思い³⁶³⁾ (оскомины) になった。かれの鼻と両手が切り取られ、かれはドイツ人のところへ逃げた³⁶⁴⁾。[№ 170]

6567(1059)年

イジヤスラフ [B], スヴャトスラフ [C], およびフセヴォロド [D] が、自らの父方の伯叔父スーディスラフ公[17]を牢舎から釈放した³⁶⁵⁾。かれは24年間〔牢舎に〕座っていた³⁶⁶⁾のである。そして、かれを誓約の十字架に導いた³⁶⁷⁾。そして〔かれは〕修道士となった³⁶⁸⁾。[№ 171]

362) 「ゴリヤチ人」(голяд, голядь)は、*Ин*1147年記事で、オカ川支流プロトヴァ川(Протова)上流域に居住していたとされているバルト(リトアニア)系の民族。他のバルト系諸族と離れ、スラブ系のヴァチチ人とクリヴィチ人と隣り合っていたことから、その後同化された。

363) 「苦い思い」(оскомины)の語は、未熟な実のすっぱさをあらわす語で、『エレミヤ書』31:29、『エゼキエル書』18:2などでは「因果応報」(「父の罪で息子が罰せられる」)のような文脈で用いられている。ここでは、ノヴゴロドに戻った主教ルカの手で裁判に掛けられ罰せられたことを指している。

364) 「ドイツ人のもとへ逃げた」(бѣжа в нѣмци)の「ドイツ人のもと」について、ナザレンコによれば、ドゥーディカの故郷であるザクセン地方(上注359)と推定している[Назаренко 1015: С. 325]。

365) *НІ-С*のВысадиша Судислава ис порубаの文言だけが*НІ-М*と共通している。

366) この「24年座っていた」(сѣдѣвша лѣтъ 20 и 4)については、*ПВЛ* 1036年の記事(*НІ-М*にはない)には「ヤロスラフは自分の兄弟スーディスラフをプスコフで投獄した。かれ〔ヤロスラフ〕への〔叛心あり〕との中傷がなされたのである」[ПСРЛ Т. 1: Стб. 151]とある。当年を入れて確かに24年目の1059年に解放されたことになる。

367) *Км* приведоша его къ ротѣ и къ кресту; *Ак, Бр* заводивша и ротѣ-кресту; *Ин* водивше и ко кресту。 *Ак, Бр* の読みが本来に近く、*Ин* (*Лер*) は12世紀前半では異族との誓約の場合だけ用いられて、公の間の誓約では廃れていた *рота* の語を省いた。それに対してノヴゴロドでは、*рота* の語がまだ現実的であったのだろう。

368) *НКІ, СІ, Н4* ではここに、и ведоша его в Киев. の文言が付け加えられている。

6568(1060)年

イーゴリ・ヤロスラヴィチ [F] が逝去した³⁶⁹⁾。[№ 172]

【諸公の遠征によってトルク人が壊滅する：1060年】 [№ 173]

この年、イジャスラフ [B]、スヴァトスラフ [C]、フセヴォロド [D] およびフセスラフ³⁷⁰⁾ [0811:L] が無数の軍兵を集め、無数の大軍を率いて、馬と船でトルク人 (торкы) を討つべく兵を進めた³⁷¹⁾。トルク人はこれを聞くと恐れて逃げ、逃げているうちに死んでいまに至っている³⁷²⁾。

かれらは神の怒りによって追われ、ある者は寒さによって、ある者は飢えによって、また別の者は悪疫と神の裁きによって〔死んだ〕。こうして神はキリスト教徒を異教徒から救われたのである。

【イジャスラフによるソソル人討伐遠征とソソル人の反撃：1060/61年冬および1061年春】 [№ 174]

その後、イジャスラフ [B] はソソル人³⁷³⁾ (сосолы) を攻めるべく遠征し、2000 グリヴナずつ

369) イーゴリ [F] の死については、『トヴェルスカヤ年代記』6568(1060)の項には「イーゴリ・ヤロスラヴィチ公がスモレンスクで逝去した。兄弟のヴァチスラフ [E] の後で3年間公支配をした。そして、ヤロスラフの息子たちがスモレンスクを三つに分割した」[ПСРЛТ.15,2000: Стб. 153] と記されている。実際、この1060年から1073年にウラジーミル・モノマフ [D1] が支配するまでの間、スモレンスクには支配公はいなかった。

370) フセスラフ [L:0811] については、本年代記ではここが初出。ブリャチスラフ [081] (上注314, [№ 143]) の息子で、*ПВЛ*1044年記事によれば、父の死後にポロツクの公座に就いていた。この*ПВЛ*記事では、禍々しい生まれで、無慈悲な人物として描かれている。

371) トルク人については、*ПВЛ*1055年記事で、「この年にフセヴォロド [D] はトルク人を攻めるべく遠征した。冬〔1054/55年〕でヴォイン (Воинь) へ行き、トルク人に打ち勝った」とあり、この記事との、トルク人は、ベレヤスラヴリ地方南東のステップ地帯に展開していたと思われる。「船と馬」ということは、ドニエプル川を下ってスーラ川河口方面へ遠征したのだろう。

372) この遠征には、ヤロスラフの三人の息子とポロツク公フセスラフの、当時の主要な4人の支配公が参加しており、大規模なものだったことが想定される。部族集団としてのトルク人はここで「壊滅」するが、逃げたり、降伏したり、捕虜になったトルク人たちは、その後ロシ川周辺に移住・植民し、ルーシ公に臣従する傭兵集団 (後の年代記で「黒頭巾族」(черные клобуки) と呼ばれる) として残ることになる。ロシ川の北にある「トルチェスク」という城市の名称にその名残がある。

373) 「ソソル人」(сосолы) は、現在のエストニアのヴィリヤンディ県の歴史的地名サカラ (Sakala, ラテン語 Saccalia) に居住していたフィン系の居住民と推定される。[Древняя Русь 2014: С. 772]。なお、16世紀の Тип では、イジャスラフは「コルイヴァン人、すなわちソソル人」(на Кольванцы-Сослы) との記述があることから、北エストニアの現在のタリン地方まで (Harjuma) まで攻めたという説も出されている [Mäesalu 2012: p. 199]。1060年には、ノヴゴロドにはイジャスラフの息子ムスチスラフ [B1] が据えられ、プスコフまで支配を及ぼしていた。イジャスラフはユーリエフを拠点として、ムスチスラフの軍兵を率いて、チューザ人居住地 (次注) よりさらに西方 (ユーリエフからヴォルツヤル湖西岸ま西へ50-60kmほど) の部族の支配 (課税) を狙ったと思える。

の貢税を納めるよう命じた。かれらは、請け負ったが、貢税徴収人(даньники)を追放した。

春になって、〔ソソル人は〕到来すると、ユーリエフ³⁷⁴⁾ 周辺(о Юрьевѣ)の村々を掠奪し、〔ユーリエフの〕城砦と家屋を焼いた。多くの悪しき事をなした。そして、〔ソソル人は〕掠奪しながら、プスコフまで(Плескова) 到達した。プスコフ人とノヴゴロド人は、かれらに対して〔城市を〕出て斬り合った。そして、1000人のルーシ人³⁷⁵⁾ (руси)と無数のソソル人が斃れた。³⁷⁶⁾

6569(1061)年

【ポロヴェツ侯イiscalのルーシの地への来襲。フセヴォロド[D]の敗北:1061(1062)年2月2日】 [№ 175]

はじめてポロヴェツ人が掠奪のためにルーシの地にやって来た。2月2日フセヴォロド[D]はかれらに向かって出撃した。両軍が戦い、〔ペレヤスラヴリ公の〕フセヴォロド[D]が打ち負かされた。〔ポロヴェツ人は〕掠奪しながら立ち去った。これは神を知らない異教の敵の最初の悪事(зло)であった。かれらの公はソカル³⁷⁷⁾ (Сокаль)であった。

6571(1063)年

ヤロスラフの兄弟スーディスラフ[17]が亡くなった。かれは聖ゲオルギイ教会³⁷⁸⁾ (церкви святого Георгия)に埋葬された。[№ 176]

374) 「ユーリエフ」(Юрьев)は現在のエストニアのタルトゥー市 Tartu に相当する。PBL/1030年記事に「ヤロスラフはチューヂ人(чудь)を攻める遠征を行い、かれらに打ち勝った。そして、ユーリエフの城砦(градъ Юрьев)を建てた」とある。そのことから、チューヂ人支配のために、ヤロスラフが自分の洗礼名を付した城砦を建てたことが分かる。

375) この「ルーシ人」(руси)は文脈から判断して、直前の「プスコフ人とノヴゴロド人」(плесковиць и новгородци)を言い換えたものと考えられるが、シャフマトフが指摘しているように、ノヴゴロド人をルーシ人と言い換えるのは、11世紀の文献としては不自然である[Шахматов 2002: C. 160][Гиаон 2012: C. 649]。やはり次注のように、後代(15世紀)の挿入によるものかもしれない。

376) この[№ 174]の記事はPBL、HI-Cに対応する記事はない。シャフマトフはHC1448に拠ったHI-M編者による挿入と考えている[Шахматов 2003: C. 396][Шахматов 2002: C. 180, прим 1]。

377) 「ソカル」はHI-M全写本とIn Сокал, HCG諸年代記ではСакал, Соколもある。ЛерではИскальと綴られている。出自、部族、拠点地などは不明だが、ルーシ側の対応から見て、1055年にやって来たポルーシ(上注3)よりは大規模な部族の族長だったか。バスカコフとプリツァクはこの名の語源として、saqal(髭)想定している。[Баскаков 1985: C. 88][Прицак 2008: C.32]。

378) 「聖ゲオルギイ教会」(церковь святого Георгия)については、PBL/1037年記事にヤロスラフが建設したсвятой Георгия монастырьである可能性が高い。HCG諸年代記1059年記事では、解放されて修道士になったスーディスラフは「キエフに連れられて行った」(上注368)とあるところから、この修道院の教会を指しているのだろう。

この年、ノヴゴロドではヴォルホフ川が³⁷⁹⁾逆流した。[№ 177]

これはよいしるしではなかった。4年目にフセスラフ [L] が城市を焼いた³⁸⁰⁾からである。[№ 178]

6572(1064)年

【ロスチスラフはノヴゴロドからトムタラカンへ行き公座を占める】 [№ 179]

ウラジーミル [A] の息子であり、ヤロスラフ [13] の孫であるロスチスラフ³⁸¹⁾ [A1] が、逃げて³⁸²⁾ トムタラカン (Тмуторокань) へ [行った]。かれとともに、ポレイ³⁸³⁾ (Порей) とノヴゴロドの軍司令官 (воевода) オストロミール³⁸⁴⁾ (Остромир) の息子ヴィシャタ³⁸⁵⁾ (Вышата) が逃げた。

379) *ПВЛ* の並行記事では、「5日間」(дни 5) の文言がある。

380) この「4年目にフセスラフが城市を焼いた」(на четвертое лѣто пожже Всеславъ град) とは、1067年記事冒頭 [№ 185] (下注 418) のフセスラフは戦争を始め、「ノヴゴロドを占領した」(зая Новгород) と同じ事件を指している。

381) ヤロスラフ [13] 没後 (1054年) のノヴゴロドには、1052年に没した前のノヴゴロド公ウラジーミル [A] の遺児ロスチスラフ [A1] がいたが、新たにキエフ公になったイジャスラフ [B] は、1054年にノヴゴロドに配下のオストロミールを代官として派遣すると同時に、幼い息子ムスチスラフ [B1] をノヴゴロド公として派遣し、オストロミールに後見を託したと考えられる。そのため、父の公座を継ぐことのできない、いわゆる「無資格公」(князь-изгой) となったロスチスラフ [A1] は、成年に達した1064年に、何らかのきっかけによって、自らの公座を獲得するために、遠方にあり守りが弱いと見なされていたトムタラカンに遠征を試みたと思われる。

382) *Нкн* の並行記事では「ノヴゴロドから逃げた」(Бѣжа изъ Новгорода) と付加がある。

383) 「ポレイ」(Порей) については、*ПВЛ*1078年記事に、フセヴォロド [D] の配下として、オレーグ [C4] およびその配下のボロヴェツ人と戦い、1078年8月に他のルーシ人の高官たちとともに戦死している。自らの軍隊を持つ独立性の高い貴族・軍司令官の一人だったのではないか。

384) 「オストロミール」(Остромир) については「ノヴゴロド市長官表」[№ 111-1] にその名があり、*НСГ* 諸年代記によれば、1054年にイジャスラフ [B] によってノヴゴロドの代官に任命され、すぐにチュウチ人討伐遠征の指揮をとって、戦死している ([ノヴゴロド第一年代記 (2) : 247頁, 注 656])。

385) ヴィシャタ (Вышата) については、本年代記では初出だが、*ПВЛ*1043年のヤロスラフ [13] の命令による、息子でノヴゴロド公のウラジーミル [A] のコンスタンティノポリス遠征記事に登場する。ここでは、ヤロスラフは遠征の「軍司令官職をヤンの父親であるヴィシャタに委ねた」(а воеводство поручи Вышатѣ, отцю Яневу) とある。敗戦によってビザンツの捕虜になり、三年後 (1046年) によりやくルーシへ、ヤロスラフのもとへ帰還した。その後、父オストロミールが1054年にノヴゴロドの代官になってすぐに戦死したため、父に代わってノヴゴロドに代官として赴任したのかもしれない (ただし、「ノヴゴロド市長官表」[№ 111-1] には名はない)。そのとき、イジャスラフの息子ムスチスラフ [B1] の後見役も引き継いだかもしれないが、1064年の時点では、ノヴゴロドにいたロスチスラフ [A1] の後見役として、かれのトムタラカン公座奪取に協力している。

〔ロスチスラフは〕到来すると、トムタラカンからグレーブ³⁸⁶⁾ [C1]を追い出し、かれに代わって自分が座した。

【トムタラカンをめぐるロスチスラフとグレーブの確執】 [№ 180]

6573(1065)年

スヴァトスラフ [C] は、トムタラカンのロスチスラフ [A1] を攻めた。ロスチスラフ [A1] は城市から退却した。かれを恐れたのではなく、自分の伯叔父に対して武器を取ることを望まなかったからである。スヴァトスラフ [C] は、トムタラカンに来て、自分の子のグレーブ [C1] を再び据えて、〔チェルニゴフへと〕戻った。

ロスチスラフ [A1] は再び〔トムタラカンへ〕やって来て、グレーブ [C1] を追い出した。グレーブ [C1] は、自分の父のもとにやって来た。ロスチスラフ [A1] は、トムタラカンに座した。

この年フセスラフ [L] が戦争の準備をした (копити)³⁸⁷⁾ [№ 181]。

【大きな星の出現。太陽の蝕などの不吉なしるしが現れる】 [№ 182]

この時、西方にしるしがあつた。極めて大きな星³⁸⁸⁾ が〔現れ〕、血にまみれたような光を放つ

386) トムタラカンの公座については、1024年にムスチスラフ [18] がトムタラカンからチェルニゴフへと公座を換えて以降の約40年間、年代記には言及がない。上述のムスチスラフの公座継承関係や、チェルニゴフ公領と水路で繋がっていること（セイム川＝セヴェルスキイ・ドネツ川水系＝アゾフ海）などから見て、トムタラカンはチェルニゴフの公との関係が深いと考えられる。当時のチェルニゴフ公スヴァトスラフ [C] の息子グレーブ [C1] がここでトムタラカン公として言及されているのも、そのような関りからだろう。

387) 原文は *Км почя рать копити Всеславъ* で *копити* は軍勢を集めて戦争の準備をすること。 *Ак, Бр нача Всеславъ рать строити; Лвр, Ип Всеславъ рать почал* で「戦争を始めた」になっている。また *Н1-С1065* 年記事にも対応のテキストがあり、 *почя Всѣславъ рать дрѣжати* となっている。この、フセスラフによる戦争についての情報はここでは断片的だが、1067年記事冒頭 [№ 185]（下注418）のノヴゴロド占領と関連させて考えると、1065年からフセスラフは1067年のノヴゴロド占領に至る一連の戦争を行っていたと推定される。実際に、『プスコフ第二年代記』の6573(1065)記事では、「ポロツクのフセスラフ公が多くの自分の軍勢を集めてプスコフにやって来た。多くの手段を講じ、投石機で打つなど多くの力を費やしたが、なにも得られずに立ち去った」(Князь полотьскыи Всеславъ, събравъ силы своя многыя, прииде ко Пскову, и много тружався съ многими замыслени и пороками шибавъ, отъиде ничто же успѣвъ) とプスコフの城砦を包囲したことが書かれている [Пск2: С. 18]。ノヴゴロドへ遠征する前に、ポロツク公領とノヴゴロド領の境界に位置するプスコフを攻め取ろうとしたことが分かる。

388) この部分は、*Н1-М, ПВЛ бысть знамение на западѣ, звѣзда привелика...* に対して、*Н1-С1065* 年記事には *и на западѣ явися звѣзда велика* の文言がある。

ていた。〔それは〕夕方、太陽が沈むと昇り7日間見えていた³⁸⁹⁾。これはよいことを表わすものではなかった。その後、多くの内紛とルーシの地へ異教徒の来襲があった。この星が血に染まったようで、流血を表わすものだったからである。

この頃、子供(дѣтище)がセトムリ川³⁹⁰⁾(Сѣтомль)に投げ込まれた。この子供を漁師たちが網で引き上げた。われらは夕方までその子供を見ていたが、それは、再び水に投げ込まれた。それが次のような子だったからである。すなわちその顔には恥ずべき器官があった。その他のことは恥しくて述べることができない。

この前にも太陽に異変があり、明るさがなくなり、月のようになった³⁹¹⁾。無知な人々はそれが食べられているのだと言っている。

【ビザンツ年代記に記されている様々な凶兆について】 [№ 183]

このようなしるしは、いつもよいしるしではない。われらはすべてによって³⁹²⁾理解しているのだから³⁹³⁾。

かつて、〔シリア王〕アンティオコス³⁹⁴⁾(Антиох)のときにエルサレムで、突然、馬に乗って武装し、黄金の衣服を身に着けて走り回る者が、40日間にわたり城市のいたるところで空

389) この天体現象については、典型的な彗星の描写であり、1066年3月末～5に全ヨーロッパで観察されたハレー彗星に同定する説が有力である。日の入り後に目撃されていることから、4月末～5月初めのことと考えられる。ただしその場合には、*НІ-М, Ип*の紀年6573年、すなわち1065年3月～1066年2月(三月暦)とは数か月のズレがある [Святский 2007: С. 180–181]。

390) 「セトムリ川」(Сѣтомль)は、*ПВЛ*1036年記事でキエフを攻めて撃退されたベチェネグ人が敗走して溺れた川として記されており、キエフ北郊外の、ポチャイナ川に注いでいた小川。湿地帯に位置している。キエフの丘から3kmほど離れており、現在のシレッツ川(Сирец)に相当する。このことによって、以下の「良くないことのしるし」についての訓話の記者(「われわれ」)は、キエフ人であることが分かる。

391) 記述の内容から明らかに日蝕のことを言っている。[日月食等データベース]によって1065年前後の日蝕情報を調べると、1064年4月19日、現在の東欧時間(キウ)で16時頃に最大食分0.9の皆既日食が観察されており、おそらくこれを指しているのだろう。

392) *НІ-М*全写本で по всему だが、*ПВЛ*では по сему (次のことによって)。文意の自然さから見て後者が本来的な読みだろう。

393) 以下に記されている過去の歴史の中にあられた凶兆の事例は、本年代記が範例としている9世紀のビザンツ年代記『ゲオルギオス・モナコス(ハマルトロス)年代記』(スラブ訳 Хроника Георгия Амаргола: ХГА) ([ノヴゴロド第一年代記(1):124頁,注1]参照)に収録されているエピソードである。ただし、年代記記者は、*ХГА*のスラブ語訳を編集した年代記集成本を利用した可能性が高く [Шахматов 1940: С. 58–60]、とくに『ギリシア・ローマ年代記』(Летописец Еллинский и Римский)[ЛЕР 1999]に典拠に相当する箇所を見出すことができる。ただし、テキストそのままの借用ではなく、年代記記者は出典を要約、編集しながら利用している。以下では、借用した単位を段落で区切り、それぞれの典拠と想定される [ЛЕР 1999]の箇所を注釈で参照した。この箇所の事項の詳細については、[ロシア原初年代記:474–476頁]を参照。

394) 「アンティオコス四世」はBC175–163年在位のセレウコス朝シリア王。ユダヤ人の弾圧者。

中に現れたことがあった。また、部隊が現われて武器を振り回すようなことも起った。これはエルサレムに対するアンティオコス〔四世〕の武力による来襲を表わすものだった³⁹⁵⁾。

その後、〔ローマ〕皇帝ネロ³⁹⁶⁾ (Нерон царь)の時に、同じエルサレムで槍の形をした星が町の上に輝き始めた。これはローマ人の軍兵の来襲を表わしていた³⁹⁷⁾。

このようなことが、再び皇帝ユスティニアヌス³⁹⁸⁾ (Устианъ)の時代にも起った。西方に星が輝き始め、光を放っていた。〔人々は〕それを灯明(блистанъница)と呼んでいたが、〔この星は〕20日の間輝き続けていた。この後に夕方から夜明けまで星の流れがあった。星が降っていると皆が思うほどであった。そして再び光を失った太陽が輝いた。これは反乱、疫病を表わしており、人々にとって死を意味していた³⁹⁹⁾。

再び皇帝マウリキウス⁴⁰⁰⁾ (Маврикии)の時に次のようなことがあった。ある女が両眼と両手のない子を産んだが、その腰には魚の尾が生えていた。また6本足の犬が生れた。アフリカ⁴⁰¹⁾では二人の子が生れたが、ひとは4本足でもうひとは頭が二つあった⁴⁰²⁾。

その後レオン⁴⁰³⁾ (Леон)〔三世〕の子で聖像破壊者〔の皇帝〕コンスタンティノス⁴⁰⁴⁾ (Костянтин)〔五世〕の時に、天に星の流れがあった。見た者には〔世の〕終りだと思われるほどに、地上に次々と降って来た。その時大気が非常に湧き上⁴⁰⁵⁾った⁴⁰⁶⁾。

シリア(Сурия)では大地震があり⁴⁰⁷⁾、大地が3ポプリシチェ⁴⁰⁸⁾の幅に割れ、不思議なことに

395) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 184] を参照。

396) 「皇帝ネロ」は在位 54-68 年のローマ皇帝で暴君。これは 66 年にイスラエルに現れたハレー彗星を指しているらしい。

397) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 222] を参照。

398) 「皇帝ユスティニアヌス」は在位 527-565 年の東ローマ皇帝。コンスタンティノポリスのソフィア聖堂の建立者。

399) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 379] を参照。

400) 「皇帝マウリキウス」は在位 582-602 年のビザンツ皇帝。

401) 原文は въ Африки だが、典拠の伝本では въ Фракии と в Африки の二種類の読みが伝わっている [ЛЕР 1999: С. 386, прим. 71]。年代記記者は後者の系列の写本を使ったのだろう。

402) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 385-386] を参照。

403) 「レオン」は在位 717-741 年のビザンツ皇帝。聖像画の破壊を命令してローマ教皇と敵対した。

404) 「コンスタンティノス五世」は在位 741-775 年のビザンツ皇帝。父の聖像画破壊を継承して、754 年の宗教会議によって公布し、反対派を弾圧した。

405) 「湧き上がる」は *Км, Ак възнѣся; Бр возсія; Пвл (Ип, Лвр) възлия* で、典拠では *Пвл* と同じ *въздухъ възлия* повелику [ЛЕР 1999: С. 426] の読みを示している。*Км, Ак* は転写での誤記によるので、*Бр* はその訂正と判断して、*Пвл* の読みを採用した。

406) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 426] を参照。

407) 533 年にシリアのアレッポで起きた大地震のことか。

408) 「ポプリシチェ」(поприще) は長さの単位で、ここではギリシア語の σταδίων もしくは μιλίων に対応する長さ。後者の場合、約 1,480m に相当する。

大地の中からラバ(мьска)が出て来て人間の声で喋り、異教徒の来襲を告げ知らせたが、その通りになった⁴⁰⁹⁾。サラセン人(срачина)がパレスチナの地(Палестиньская земля)に来襲して来たのである⁴¹⁰⁾。

そのようなしるしは、天に、星に、太陽に、鳥に、何者かによってあらわれる。良きもの〔のしるし〕ではなく、すなわち悪しきもの〔のしるし〕である。あるいは、戦争や飢餓の表れであり、死を表しているのである。

6574(1066)年

【トムタラカン公ロスチスラフがギリシア人将軍によって暗殺される】 [№ 184]

ロスチスラフ [A1] はトムタラカンにおり、カソグ人(касоги)やその他の国から貢税を取っていた⁴¹¹⁾。ギリシア人はこのことを恐れて、策略をもって将軍⁴¹²⁾(кагопан)を使者として送った。かれは自分の従士たちとともにいた⁴¹³⁾ ロスチスラフ [A1] のところに到着し、ロスチスラフの信頼を得た。ロスチスラフはかれに敬意を払った。

ある時ロスチスラフ [A1] が、自分の従士たちとともに酒を酌み交している時、将軍が言った。「公よ、あなたのために飲みたいと思います」。かれは言った。「飲め」。かれ〔将軍〕は半分を飲み干し、杯の中に指を入れて半分を公に飲むように渡した。かれ〔将軍〕は爪の下に死をもたらす毒液をつけていた。そして、公に渡した。8日のうち⁴¹⁴⁾に死ぬように定めたのである。

409) 典拠は [ЛЕР 1999: С. 426] を参照。

410) これは、ササーン朝のホスロー二世による 614 年のエルサレム占領を指しているか。典拠では、ラバ(驛馬)の予言とこのサラセン人の来襲は別の箇所に記載されており [ЛЕР 1999: С. 462]、これを結び付けたのは年代記者の解釈によるものだろう。

411) *ПВЛ*1022 年記事には、トムタラカン公だったムスチスラフ [18] が、カソグ人の族長レデヂャを組打ちで倒して、カソグ人に貢税を課す伝説的な物語が語られている。次の *ПВЛ*1023 年記事では、ムスチスラフは「ハザール人とカソグ人を率いて」(с козари и съ косогы)、ヤロスラフ [13] を攻める遠征を行っていることから、この 11 世紀 60 年代後半までトムタラカン公は周辺の所属(カソグ人、ハザール人、ヤース人)を支配していたのだろう。

412) 「将軍」(кагопан) は、ギリシア語 *κατεπάνος*, *καταπάνος* の音転記で、ビザンツ帝国の地方行政単位であるテマ(θέματα)(軍管区)の長を指している。当時の帝国は、クリミア半島南岸にケルソン管区を有しており、トムタラカンとは現在のケルチ海峡をはさんで対面している。

413) *НІ-М* (Км, Ак, Бр) съ дружинною своею. *ПВЛ* にはない。ここは構文があいまいであり、ギリシア人将軍が自分の「従士団」(дружина)を引き連れて来た読む余地もある。また、直後にまったく同じ表現がロスチスラフについて使われていることから、ここ「自分の従士たちとともに」の句は、*НІ* 編者の重複書写(дигтография)もしくは過剰な加筆によるものだろう。

414) *НІ-М* (Км, Ак, Бр) до дне осмаго; *Іп* до осми днии; *Лер* до дне семаго どれが本来の読みか判断するのは難しい。

かれ〔ロスチスラフ公〕が飲み干したので、將軍はケルソン⁴¹⁵⁾ (Корсунь) にやって来て、この日にロスチスラフ [A1] が死ぬであろうと語り、その通りになった。ケルソンの人々はこの將軍を石で打ち殺した。

ロスチスラフ [A1] は戦争において巧みな人物 (муж) であり、体格がよく、顔が美しく、貧しい者には慈悲深かった。かれは2月3日に死に、その地〔トムタラカン〕の聖母教会⁴¹⁶⁾ に安置された⁴¹⁷⁾。

6575(1067)年

【フセスラフがノヴゴロドを占領する】 [№ 185]

ブリャチスラフ [081] の息子、ポロツク⁴¹⁸⁾ のフセスラフ [L] が、戦争を始め⁴¹⁸⁾、ノヴゴロドを占領した。

〔フセスラフが到来し、ノヴゴロドを女子供たちともども占領し、聖ソフィア〔聖堂〕から鐘を取り去った。おお、このときのたいなる厄災よ。吊し灯明 (понекадило) を取り外したのだ⁴¹⁹⁾〕

【ヤロスラフの三人の息子はネミガ川の戦いでフセスラフに勝利する】 [№ 186]

ヤロスラフの3人の息子たち、イジャスラフ [B] とスヴァトスラフ [C] とフセヴォロド [D] は軍兵を集めて、フセスラフ [L] を討つべく兵を進めた。厳冬の時だった。かれらがメンス

415) 「ケルソン」 (Корсунь) は、クリミア半島の南西岸に位置するビザンツ帝国の植民都市。ウラジーミル公 [06] が洗礼を受けた場所として、988年記事 [№ 97] に言及されている。当時は「軍管区 (テマ)」が置かれて帝都からの直接支配を受け、北方との交易の拠点として栄えていた。

416) このトムタラカンの「聖母教会」 (церковь святых Богородица) については、*ПВЛ*1022年記事の最後に、ムスチスラフ [18] が、族長レデチャとの闘い (上注 411) における聖母の助力を記念して建立したことが記されている。

417) このロスチスラフ [A1] についての人物描写は、*ПВЛ*1036年のムスチスラフ [18] の死の記事におけるムスチスラフの描写と手法が似ており、明らかに同一人物の手になる史料を使っている。

418) 『ブスコフ第二年代記』の6573(1065)記事では (さらに、同年代記の次の1066年記事にも) 「ポロツクのフセスラフ公は、戦争のために到来し、ノヴゴロドを占拠すると焼いた。その後、三年ののちにノヴゴロド人はフセスラフにクゼニャ川で勝利した」 Князь Всеславъ Полотскыи, пришед ратью, взя Новгород и пожже. А по томъ на 3-ее лѣто побѣдиша новгородци Всеслава на Кзѣне. [Пск2: С. 19] という追加的な記述がある。

419) *НІ-С* の並行記事のこの追加的な記述の原文は Приде Всѣславъ и взя Новгородъ, съ женами и съ дѣтми; и колоколы съима у святыхъ Софие. О, велика бяше бѣда въ час тыи; и понекадила съима.

ク⁴²⁰⁾ (Мѣньск) に到着すると、メンスク人 (мѣнянь) は城砦の中に立て籠もった。

これらの兄弟たちはメンスク〔城砦〕を占領して男たちを斬り殺し、女と子どもを捕虜にした。そしてネミガ川⁴²¹⁾ (Немѣга) へと向かった。⁴²²⁾ [1067年] 3月3日だった。

大雪だった。〔両軍は〕進軍して向かい合った。激しい斬り合いになった。多くの者が斃れた⁴²³⁾。そして、イジャスラフ [B], スヴァトスラフ [C], フセヴォロド [D] は、フセスラフ [L] に打ち勝った。フセスラフ [L] は逃げた。

〔ネミガ川でフセスラフ [L] を打ち負かした〕

【ヤロスラフの三人の息子は策略によってフセスラフを捕らえ、監禁する】 [№ 187]

その後、[1067年] 7月10日にイジャスラフ [B], スヴァトスラフ [C], フセヴォロド [D] は、フセスラフ [L] に誓って、聖なる十字架に接吻をして、かれにこう言った。「われらのもとに来たれ。われらはあなたに対して悪しきことはしない」。かれ〔フセスラフ〕は十字架接吻〔の誓い〕に期待をかけて、船でやって来てドニエブル川を渡った⁴²⁴⁾。イジャラフ [B] が先に立つて幕舎の中へ進み、フセスラフ [L] はかれの後を歩いた。こうして、〔兄弟たちは〕スモレン

420) 「メンスク」(Мѣньск) は、現在のベラルーシの首都ミンスク Мінск に相当し、当時は、シヴィスワチ川 (Свіслач, スヴィスロチ Свислочь) とそこに注ぐネミガ川 (Няміга) の河口地点に城砦があった。

421) 「ネミガ川」(Немѣга) は現在のニヤミハ川 Няміга に相当し (前注)、戦いは城砦の近くで行われたと推定される。

422) この箇所には *ПЛ* では「そしてフセスラフは迎え撃つべく進み始めた。両軍はネミガ河岸で遭遇した」(и Всеславъ поиде противу. И совокупившеся обои на Немизѣ) の文言があるが、*HI-M* にはない。これは、*HI* の写本伝播過程における脱落が疑われる。

423) この「激しい斬り合いで、多くの者が斃れた」(бысть съча зла и мнози падоша) ことについては、12世紀後半の『イーゴリ軍記』において「〔フセスラフは〕狼に変わって駆けて、ネミガ川まで達した。ネミガ川〔の川岸〕で、人体が麦束のように敷かれ、鋼 (はがね) の唐竿 (からざお) で打殺された。脱穀場には、生きた者たちが置かれ、魂と肉体を吹き分けていた。ネミガ川の血まみれの岸辺に種が撒かれたが、それは幸いなことではなかった。撒かれたのはルーシの息子たちの骨だったのだから」。(№ 157-158) という文学的な表現で描写されている。

424) フセスラフはおそらくポロツクから船で (в лоды) ヴィテプスクまで行き、さらに水路をたどってドニエブル川の上流域に到達したのだろう。「ドニエブル川を渡った」(чресь Днепръ) とは、ドニエブル川の左岸の相手の領内 (スモレンスク公領) に足を踏み入れたということ。

スク⁴²⁵⁾の近くのルシヤ⁴²⁶⁾(Рша)で、十字架〔の誓い〕を破ってフセスラフ[L]を捕えた。

〔同じ年、かれ〔フセスラフ〕はルシヤで捕らえられた〕

イジャスラフ[B]は、フセスラフ[L]をキエフへ連れて来て、かれを二人の息子たちとともに牢舎に入れた。

425) スモレンスクは、1060年に支配公だったイーゴリ[F]が没した後は、三人の兄弟が分割して統治していた(上注369参照)。

426) 「ルシヤ」(Рша)は、ドニエプル川上流域にあった城砦で、現在のベラルーシのヴォルシヤ Ворша(ロシア語でオルシヤ Орша)に相当する。スモレンスクから西南西へ約100km、ポロツクからは南東へ約150kmに位置し、ポロツク公領とスモレンスク領との境界に位置していた。キエフからは北へ450kmほどだが、ドニエプル川で結ばれている。

参考文献

- Абрамович 1916 — Абрамович Д. И. Жития святых мучеников Бориса и Глеба и службы им. Пг., 1916.
- Белова, Петрухин 2008 — Белова О. В., Петрухин В. Я. «Еврейский миф» в славянской культуре. М., 2008.
- Вилкул 2003 — Вилкул Т. Новгородская первая летопись и Начальный свод // *Palaeoslavica. Cambridge (Mass.)*, 2003. [Vol.] XI. P. 5–35.
- Греков 1947 — Правда Русская. Т. 2: Комментарии / под ред. Б. Д. Грекова. М.; Л., 1947. С. 15–238.
- Джаксон 2012 — Джаксон Т.Н. Исландские королевские саги о Восточной Европе: тексты, переводы, комментарии. М., 2012.
- Закон судный людем прост. и свод. ред. 1961— Закон судный людем пространной и сводной редакции / Под ред. М. Н. Тихомирова, Л. В. Милова. М., 1961.
- Колесов 1986 — Колесов В. В. Мир человека в слове Древней Руси. Л., 1986
- Колесов 2004 — Колесов В. В. Древняя Русь: наследие в слове. Бытие и быт. СПб., 2004.
- ЛЕР 1999 — Летописец Еллинский и Римский. Т. 1 Текст. СПб., 1999.
- Лихачев 1952 — Лихачев Д. С. Возникновение русской литературы: Возникновение русской литературы. М., 1952.
- Милов 2006а — Милов Л. В. Об «изводе пред 12 человека» Правды Ярослава // По следам ушедших эпох. М., 2006. С. 7–15.
- Милютенко 2006 — Святые князья-мученики Борис и Глеб / Исслед. и подг. текстов Н. И. Милютенко. СПб., 2006.
- Михеев 2003 — Золотая гривна Бориса и родовое проклятье Инглингов: К проблеме варяжских источников древнерусских текстов // *Славяноведение*. М., 2005. № 2. С. 28–42.
- Михеев 2009 — Михеев С. М. «Святополкъ съде в Киевѣ по отци»: Усобица 1015–1019 годов в древнерусских и скандинавских источниках. М., 2009.
- Михеев 2016 — Михеев С.М. К проблеме датировки перехода русского начального летописания от хронистики к анналистике // *Древняя Русь: Вопросы медиевистики*. М., 2016. № 3 (65). С. 153–157.
- Михеев 2020 — Михеев. С. М. Две редакции Начального свода в новгородских летописях XII и XV вв. (к истории текста начальной летописи) // *Новгородский исторический сборник*. 19 (29). 2020. С. 168–217.
- Мрочек-Дроздовский Словарь — Мрочек-Дроздовский П. Исследования о Русской Правде. Вып. 2.: Текст Русской Правды с объяснениями отдельных слов. 1885. С. 130–289.
- Назаренко 2015 — Назаренко А. В. Дудика, Негварь: два германских антропонима в новгородских памятниках // *Slověne*, 2015 № 1. С.323–333.
- Омонов 2013 — Омонов Н. Н. К вопросу о начальной истории русского права // *Исторический вестник* Т. 6, 2013. С. 238–254.
- Петрухин 1998 — Петрухин В. Я. К ранней истории русского летописания: о предисловии к Начальному своду // Агапкина Т. А. (ред.). Слово и культура. Памяти Н. И. Толстого. Т. 2. М., 1998. С. 354–363.
- Православная Энциклопедия Т. 11 — Православная Энциклопедия. Т. 11. М., 2011.
- Прицак 2008 — Прицак О. Коли і ким було написано Слово о полку Ігоревім. К., 2008.
- ПРП-1 — Памятники русского права. Вып. 1. М., 1952. (Комментарии к тексту КП. подгот. А. А.

- Зимин. С. 81–106).
- ПСРЛ Т. 15 — Полное собрание русских летописей: Т. 15, Рогожский летописец. Тверской сборник. М., 2000.
- Пск2 — Псковская вторая летопись // Псковские летописи. Вып. 2. под ред. А. Н. Насонова. М., 1955. С. 9–69.
- РЗ-1 — Российское законодательство X–XX веков. Законодательство Древней Руси. Т. 1. 1984. (Комментарии к тексту КП. подгот. Т. Е. Новицкая. С. 49–63).
- Романов 1940 — Правда Русская. Учебное пособие. М.; Л., 1940. (Комментарии к тексту КП. подгот. Б. А. Романов Б. А. С. 35–54).
- Российское законодательство Т. 1 — Российское законодательство X–XX веков в 9 т., Т. 1: Законодательство Древней Руси. М., 1984.
- Свердлов 1992 — Свердлов М.Б. Русская правда. Пособие к спецкурсу. СПб. 1992. С. 13–48.
- Святский 2007 — Святский Д.О. Астрономия Древней Руси. М., 2007.
- Сенковский 1858 — Сенковский О. И. Собрание сочинений Сенковского (Барона Брамбеуса). Том 5. СПб., 1858.
- Титмар 2019 — Титмар Мерзебургски Хроника. 3-е изд., исправ. и дополн. / Пер. с лат. И.В. Дьяконова. М., 2019.
- Тихомиров 1941 — Тихомиров М. Исследование о Русской Правде. Происхождение текстов. М.; Л., 1941.
- Тихомиров 1953 — Тихомиров М. Н. Пособие для изучения Русской Правды. М., 1953. С. 75–85.
- Фроянов 1992 — Фроянов И. Я. Мязежный Новгород: Очерки истории государственности, социальной и политической борьбы конца IX - начала XIII столетия. СПб., 1992.
- Цыб 2010 — Цыб С. Когда Владимир Мономах стал киевским князем? // RUTHENICA Т. IX, 2010. С. 23–36.
- Черепнин 1965 — Черепнин Л. В. Общественно-политические отношения в Древней Руси и Русская Правда // Пашуто В.Т., Черепнин Л.В. (ред.) Древнерусское государство и его международное значение. М., 1965. С. 128–278.
- Шахматов 1940 — Шахматов А. А. Повесть временных лет и ее источники // Труды Отдела древнерусской литературы. Т. 40, 1940. С. 9–150.
- Янин 2003 — Янин Л. В. Новгородские посадники. изд. 2-е, переработанное и дополненное. М., 2003.
- Янин 2009 — Янин Л. В. Денежно-весовые системы домонгольской Руси и очерки истории денежной системы средневекового Новгорода. М., 2009
- Mäesalu 2012 — Mäesalu, Ain. Could Kedipiv in East-Slavonic Chronicles be Keava hill fort? // Estonian Journal of Archaeology 1, 2012.
- イパーチイ年代記(1) — 中沢敦夫「『イパーチイ年代記』翻訳と注釈(1) — 『原初年代記』への追加記事(1110～1117年)」『富山大学人文学部紀要』(61号, 2014年8月) 233～268頁。
- 日月食等データベース — 国立天文台暦計算室日月食等データベース <https://eco.mtk.nao.ac.jp/cgi-bin/koyomi/eclipsedb.cgi>
- ノヴゴロド第一年代記(1) — 中沢敦夫「『ノヴゴロド第一年代記（新編集版）』翻訳と注釈(1)」『富山大学人文学部紀要』(76号, 2022年2月) 113–219頁。

ノヴゴロド第一年代記(2) — 中沢敦夫『ノヴゴロド第一年代記(新編集版)』翻訳と注釈(2),『富山大学人文学研究』(第77号,2022年8月)167-271頁。

ヘイムスクリングラ(二) — スノッリ・ストゥルルソン, 谷口幸男訳『ヘイムスクリングラ—北欧王朝史(二)』(プレスポート,2008年)。

ロシア原初年代記1987 — 國本哲男他訳『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会,1987年。

詩篇(LXX) — 秦剛平訳『七十人訳ギリシア語聖書 詩篇』(青土社,2022年)。

※ 年代記とその写本の略号については,[ノヴゴロド第一年代記(1):212-213頁]を参照。

〔後記〕

本稿は共同研究「初期ロシア年代記の史料学的研究」の継続である「『ノヴゴロド第一年代記』講読会」の研究活動の成果である。講読会の参加者は次の通り。宮野裕(岐阜聖徳学園大学教育学部教授),岡本崇男(神戸市外国語大学名誉教授),今村栄一(テルメズ国立大学歴史学部講師),草加千鶴(創価大学非常勤講師),伊丹聡一郎(明治大学大学院博士後期課程)。

本稿は,2022年度JSPS科研費,基盤研究(C)「キエフ・ルーシ時代の諸年代記の比較対照法による編集過程の研究」(19K00469,研究代表者:中沢敦夫,研究分担者:宮野裕,岡本崇男)の助成を受けて行われた研究に基づいている。